

ニュージーランド財政責任モデルのわが国での
運用の可能性に関する考察
－議会内部法規範を手掛かりとして－

東京大学 公共政策教育部

公共政策学専攻 法政策コース

学籍番号：51-208004

氏名：須田 康裕

要旨

ニュージーランドの財政責任法（現、財政法第2章）は、具体的な財政上の数値目標の設定等に関する原則及び手続を中心に定めた制度であり、従来の財政ルールとは一線を画すものである。本稿では、同法並びに同法の運用に関連する議会内審議過程及びこれを規律する規範を含めた法体系を「財政責任モデル」と定義し、議会内部法規範の役割に焦点を当ててわが国における同モデルの運用の可能性を検討した。検討に際しては同モデルの評価体系を構築した上で（第2章）、ニュージーランドでの運用実態を分析し（第3章）、かかる事例研究から得られる含意のわが国での同モデルの導入に関する議論への適用を試みた（第4章）。

財政責任モデルの運用実績の評価は、（1）財政法第2章の手続的規定の運用実績の評価、（2）当該手続により設定された具体的な財政目標と財政上の実績値の比較、及び（3）当該手続により作成された財政運営等に関する報告書の議会での審議を規律する議事規則の運用実態の調査の3点から行うこととした。

かかる評価体系からニュージーランドにおける財政責任モデルの運用実績を評価したところ、（1）一部問題点は指摘できるものの、本稿での評価基準によれば概して手続は遵守されており、（2）具体的な財政目標と実績値の評価に関しても、両者の乖離は小さく、同目標が自己拘束的規範としての役割を果たしている点が示唆され、（3）議事規則が明文の通り運用されていることが審議プロセスの予測可能性を高め、ひいては議論の質を高めるとの着眼点から審議実績の規則性を検討した結果、概ね規則的な運用を確認することができた。そしてこのような規則性を支える制度的背景として、時宜を得た規則の改正を支える議事規則委員会等を指摘した。財政責任モデルについては従来から財政規律の確保・維持に対する効果が期待されているところ、このような事例研究の結果により改めて示される同モデルの全体像は、政治的に持続可能な内容の財政目標（財政規律の在り方）を政府に設定せしめ（定義させ）、かかるプロセスから懸念される目標の過少（または過大）という事態につき、財政目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明を政府に要請し、議会の審議プロセスに乗せることでこれに対処するというものである。

最後に、上記研究結果をもとにわが国の議会運営の現状から財政責任モデルの運用の可能性を検討した。概して言えば、ニュージーランド議会とは異なり予算案等の審議スケジュールに関する成文法源（国会法及び議院規則）の規律密度が低く、成文法源の規定の多くが任意規定性を有しており、これらの法規の在り方が「定期的に」議論される機会が存在しないわが国の議会内部法規範の実態を踏まえると、事例研究の結果を直接適用することはできない（成文法源に基づいた運用が審議の予測可能性を高め、審議の質をも高めうるとのロジックが採用できない）との結論に至った。したがって、事例研究で確認したような財政責任モデルが機能するための「制度的土壌」の存在を示すことにより、わが国においても運用

に成功する可能性が示唆されるとの立論を行うことはできなかった。一方で、このことはわが国における財政責任モデルの失敗の可能性を強調し、導入の意義を否定するものではなく、同モデルの導入を検討する国ごとの議会内部法規範の運用実態に応じたモデル成功の条件を整理する必要性を示唆するものである。また、財政責任モデルの導入により期待されるのは財政規律が達成されること（政府が自ら財政目標を定めた上でこれを遵守すること）だけでない。その前段階として、現状の財政運営がどのような理由でどの程度危機の状態にあり、または危機の状態にないのかという価値判断を政府に行わせ、あるべき財政運営に関する議論を喚起することも期待されるのであり、このような議論はわが国において不可欠である点が指摘されている。このような観点からすれば、わが国は財政責任モデルの導入を積極的に検討すべきであり、成功の可能性を高めるための条件を検討していくことが求められるものと結論付けた。

目次

凡例	1
第1章 問題の所在	3
第1節 わが国の財政ルール現状	3
第2節 財政責任モデルへの期待と課題	7
第3節 本稿での検討	9
第2章 財政責任モデルの運用実績の評価体系	12
第1節 評価の在り方に関する議論の整理	12
第2節 NZにおける予算の立法過程	14
第3節 手続的規定の評価体系	17
第4節 財政責任モデルと議事規則の関係性	25
第3章 財政責任モデルの事例研究	31
第1節 本章での分析手法の整理	31
第2節 手続的規定の運用実績に関する評価	32
第3節 財政目標及び財政実績の比較	39
第4節 PFAに関連する議事手続の運用実態の調査	45
第5節 議会内審議過程を左右する制度的背景	52
第6節 本章の議論のまとめ	58
第4章 わが国における財政責任モデルの運用の検討	62
第1節 わが国の議会内部法規範と財政責任モデルの関係	62
第2節 わが国における財政責任モデルの導入に向けた課題	71
おわりに	75
謝辞	77
参考文献	78
A p p e n d i x	80

凡例

・本稿で頻出する法令等の略称及び財政指標関係の概念等は以下の通りである。

I：法令等の略称（条文を引用する際には”PFA: 26G(2)”等と表記する）

CA（Constitution Act 1986）：1986年憲法

FRA（Fiscal Responsibility Act 1994）：1994年財政責任法

PFA（Public Finance Act 1989）：1989年財政法

SO（Standing Order）：議事規則

II：PFAが規定する報告書等の略称

BEFU（Budget Economic and Fiscal Update）：（予算案提出時期の）経済・財政速報

BPS（Budget Policy Statement）：予算政策書

EFU（Economic and Fiscal Update）経済・財政速報

FSR（Fiscal Strategy Report）：財政戦略報告書

HYEFU（Half-Year Economic and Fiscal Update）：半期の経済・財政速報

III：財政指標関係の略称及び解説

（頻出する財政指標の略称）

LTO（Long term objective）：BPS及びFSR等に記載される財政運営に関する長期的目標

STI（Short term intention）：BPS及びFSR等に記載される財政運営に関する短期的狙い

（頻出する財政指標等の定義）

Core Crown：省庁、議会事務局、準備銀行、NZ年金基金等を含む報告区分

Gross debt：下記GSIDから現金決済及び銀行券を除いたもの

Gains and losses：資産及び債務の再評価から生じる損益

GSID（Gross sovereign-issued debt）：政府により発行される債務（年金基金、事故補償制度（ACC）及び地震委員会（EQC）が保有する政府債務も含まれる）

Net core Crown debt：GSIDから政府の保有資産（年金基金の保有資産を除く）を減じた債務、すなわち純（政府）債務

Operating Balance：下記OBEGALにGains and lossesを加えたもの

OBEGAL（Operating balance before gain and loss）：Total Crownの歳入から歳出（minority interest Shareを除く）を減じたもの（短期的な市場変動を計算から除外するという意図）

※なお、OBEGALと類似した指標としてOBERAC（Operating balance excluding revaluations and accounting changes）がある。定義は概ね同じであると思われる。

Total Crown : 上記 Core Crown にクラウン・エンティティ（中央政府と国営企業以外の政府関係法人）及び国有企業を加えた概念

※Ⅰ、Ⅱの内容の和訳に関しては、稲毛（2015）及び田中（2011）等を参照している

※Ⅲの定義に関しては、BEFU2021 の”Glossary of Terms”等を参考にしている

<https://www.treasury.govt.nz/publications/efu/budget-economic-and-fiscal-update-2021>

※クラウン・エンティティの定義及び和訳については下記総務省資料を参照

https://www.soumu.go.jp/main_content/000078223.pdf

第1章 問題の所在

第1節 わが国の財政ルール of 現状

わが国財政の危機的状況が議論されて久しい。財政収支の対 GDP 比での赤字は常態化し、公債残高の対 GDP 比は 200%を超える水準で現在推移している¹。特に、後者に関しては、諸外国に比べて突出して高い数値となっている。現状を危機と見なすか否か、何によって危機を定義すべきか等については様々な言説があるが、少なくとも現状を是正するための有力な選択肢を検討する必要があるように思われる²。本章では、このような現状に対応するための方策である財政ルールの運用実態と課題を指摘した上で、ニュージーランドで運用されている財政ルールを取り上げ、本稿での検討課題を整理する。

財政法 4 条の運用実態

上述したように、財政収支及び公債残高等の実績からは、わが国の財政規律の弛緩を指摘できる。財政赤字等の原因を説明する先行研究³は様々あるが、このような財政運営上の問題に対応するための手段として、各国では様々な財政ルールが導入・運用されている。この点、わが国においては例えば均衡予算の原則について定めた財政法 4 条が施行されており、上記の如き財政の現状からもその機能不全が想起されるわけであるが、ここで財政ルールについて体系的に議論すべく当該ルールの定義及び分類について確認する。図表 1-1 は財政ルールの定義に関する先行研究をまとめたものである。

※本稿では、令和 3 年 11 月 30 日までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

¹ 財務省・財政に関する資料 <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a02.htm>

² この点に関し、藤谷（2019）は「財政危機」は多義的（公債依存体制から脱却できない状態以外にも財政・金融・社会における急激な変化も財政危機として捉えられる）であり、財政等の急激な変化という意味での危機に対して現在の財政運営がどの位置にあるのかについては様々な見解があるとしつつも、このような問題が国家と経済社会の基本構造に関わる価値選択に関わることでであると自覚する態度が重要であると述べている（pp. 139-167）。

³ 例えば、田中（2011）は共有資源問題（政府サービスの受益者（個別のプログラムの特定の者）とその費用の負担者（納税者）が異なるため、共有資源の過剰な利用を招くという問題）等の赤字パイアスの問題を指摘した上で、これを解決・是正するために政府が課すべき制約として財政ルールを取り上げている（pp. 23-28, 38-40）。

図表 1-1 財政ルール定義の例

著者	定義
Kopits and Symansky (1998)	マクロ経済学的な視点から、財政政策に恒久的な制約を課すもの (p. 2)
Kennedy, Robbins & Delorme (2001)	財政収支、債務、支出、課税などの財政指標に数値目標を設定するといった、財政政策に法的なあるいは憲法上の制約を課すもの (p. 238)
Eyraud et.al (2018)	財政集計 (fiscal aggregates) が自由に動き、政策の裁量が行使される範囲を策定するもの (p. 7)
田中 (2011)	ガイドラインや予算編成の手続等も含め、予算や財政における制度、法律、慣習、慣行などの institutions に関連して、予算編成や財政政策の立案及び執行に一定の制約を課すもの (p. 38)

(出典) 図表中の文献をもとに筆者が作成 (※Kopits and Symansky (1998) 及び Kennedy, Robbins and Delorme (2001) の訳については田中 (2011) を参考にした。)

Kennedy, Robbins and Delorme (1998) のように、財政上の具体的な数値目標を設定し、これに法的拘束力を持たせるものを財政ルールと定義する考え (狭義の財政ルール) もあるところ、本稿では田中 (2011) のようにガイドライン等の拘束力の弱い制度や予算編成過程等に関する手続的規則も含めたものを財政ルールと定義する考え (広義の財政ルール) を用いて財政ルールの運用に関する議論を行うこととする。

また、田中 (2011) はかかる定義のもと、(1)赤字ルール、(2)債務残高ルール、(3)支出ルール、及び(4)収入ルールの4つを財政ルールの対象とし、さらに、ルールは法的な位置付けの観点から(a)法律に具体的に数値目標を規定するもの、(b)法律には基本原則を規定し、閣議決定等により具体的な数値目標を定めるもの、及び(c)閣議決定等において具体的な財政ルールを規定するものの3つに分類できるとした (pp. 38-39)。

財政法4条の内容は下記の通りであるが、上記先行研究を参考にすると、(1)財政赤字に関するルールであり、(a)法の趣旨から財政収支の均衡 (財政赤字 0%) が目標と解される財政ルールとして位置付けることができる。

財政法⁴

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

⁴ 財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) <<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000034>> (令和元年法律第十六号による改正までを反映)

③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

同法同条は、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に関する公債以外の公債の発行を認めていないが、現状では特例公債が発行され、その残高は 700 兆円ほどとなっている。毎年の特例公債の発行が認められるのは、いわゆる特例公債法によるものである。同法は、一定期間において一般会計の歳出の財源に充てるための公債（特例公債）の発行について規定しており、近年では複数年の発行権限（令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間）が授権されている。特例公債法の改正も当然ながら通常の立法プロセスを経ており、手続になんら瑕疵はない。しかしながら、一定期間のみの特例公債の発行権限の付与が繰り返されることにより特例公債の発行が常態化しているという意味で、財政法 4 条は事実上空文化してしまっている。

特例公債法⁵

（令和三年度から令和七年度までの間の各年度における特例公債の発行等）

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、当該各年度の翌年度の四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、当該各年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

「逸脱」はなぜ起こるのか

先に検討したように、財政ルールにより数値目標（原則としての予算均衡）を定めたとしても当該目標が守られず（特例公債の発行の常態化）、したがって財政規律が弛緩するという事態が続いている。財政ルールの運用はなぜ難しいのだろうか。この点、鶴（2004）は、ルールによる規律を強めるとその時々々の経済・社会状況の変化に対応できず、他方でルールを柔軟にする（例外規定を設ける）とこれを政治的に過度に利用され、放漫な財政運営を招くと論じ、予算制度における「規律」と「柔軟性」の間のトレードオフの問題を指摘した上で、その改善のための方策を模索すべきであると述べている（pp. 67-68）。この議論を踏まえると、両要素のバランスを欠いたルールは他のより緩やかなルールにより上書きされる

⁵ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）<<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC000000101>>（令和三年法律第十三号による改正までを反映）

か（ルールからの逸脱）、現状のルールの枠組みのもとで財政規律の弛緩をもたらすこととなるだろう（ルールに基づいた逸脱）。財政法4条が現状いずれの要素を強く持ち、したがって、どのようなトレードオフ改善の方向性を検討すべきかについては議論のあるところであろうが⁶、いずれにしても財政ルールの規定内容の在り方を検討することは、財政規律を守る上で重要である。

一方で、財政ルールからの逸脱については、その原因を当該ルールの規定内容だけでなく、財政運営を規律する法規範それ自体の性質にも見出すことができる。例えば、藤谷（2011）は、財政運営に関わるアクターを規律する制度設計の重要性を指摘したで、当該制度設計を行う者が「規律されるべき当の政策立案者（たとえば国会）である場合に、自らの手を縛るような実体的・手続的ルールを設定することを期待できるか、という問題」を挙げ、その上で財政法4条と特例公債法の関係为例として法律レベルで財政規律を確保することの難しさを論じている（p. 14）⁷。すなわち、財政法4条を含め、いかなる財政ルールに関しても、当該ルールに服するものがそのルールを決定する者である場合、財政運営上のニーズ（例えば、歳出超過を補うための公債発行の必要性）と財政ルールとの間の整合性が取れるように、ルールの側を改変する（特例公債法の制定によるルールの「一時的」上書き）ことが可能である。これが、ルールからの逸脱が「正規の手段によって」生じるメカニズムである。

以上述べたように、財政ルールに関する逸脱の問題を巡っては様々な説明が可能である。総じて言えば、政治的コミットメントの問題、すなわち政策決定者にルールを遵守するインセンティブをどのように与えるのかという問題を解決しなければならない⁸。次節では、この問題への対応策として期待されているニュージーランド（以下、NZと表記）の財政ルールを取り上げる。

⁶ 思うに、規律と柔軟性の問題から財政法4条の運用実態を検討すると、その問題は複合的である。すなわち、同法同条の本文（均衡予算の原則）に焦点を当てると同法は「強い規律」を有するものと解することができ、財政需要に柔軟に対応できないがために特例公債の発行を招くとの主張に結び付く。他方で、同法同条の但し書き（建設国債等の発行権限の付与）に焦点を当てると同法はある程度の柔軟性を有しているとも評価でき、特例公債発行の常態化以前に建設国債の発行という形での財政規律の弛緩が指摘できるだろう。このように、「規律」と「柔軟性」の間のバランスをどのように取るかという制度的選択の契機に関する議論に加え、既存の財政ルールが両要素間のいずれを重視した制度であるかという評価の問題が想起される。なお、前掲の鶴（2004）ではわが国の予算制度には柔軟性が必要であるとの認識が示されており、したがってその趣旨から、財政法に関しては規律に重きが置かれているものとして論じられているように思われる（pp. 67-68）。

⁷ なお、法律レベルではなく憲法のレベルではどうかという論点についても、同著は自らの手を縛るような実効的なルールを導入する動機を疑問視した上で、仮に導入されても運用の中で骨抜きにされる恐れを指摘している（p. 14）。

⁸ この点に関連し、Schick（2003）は財政規律に関する政治的支持が十分にあるのであれば、財政運営を規律するルールは必要なく、政治的支持が欠如しているのであればルールは機能しないと指摘している（p. 9）。かかる観点からすれば、財政ルールの必要性自体が疑問視されるところ、同著は財政ルールの意義を厳しい予算上の選択を行おうとする政治家を後押しすること（“to fortify politicians who want to make hard budget choices”）に見出している。

第2節 財政責任モデルへの期待と課題

NZ財政責任法⁹とは何か

NZは1994年に財政責任法（Fiscal Responsibility Act 1994（FRA））を制定した。同法の主な内容は、政府に対し同法が定める原則（「責任ある財政運営の原則」（“Principles of responsible fiscal management”）（以下、適宜、原則とも表記））に基づいた短期及び長期の財政目標の設定を義務付け、議会に対して定期的に報告させるというものである。また、原則からの逸脱は、それが一時的であり、所管大臣が逸脱の理由、原則へと戻る方法、及び原則へと戻る期限の3つを提示する場合にのみ認められると規定されている。このような、財政運営の процедуруを中心に定め、かつ、具体的な数値目標は法律レベルでは明記しないという制度¹⁰は、他の多くの財政ルールとは一線を画するものである。その他の諸外国にも同様の立法事例があるが、NZの財政責任法は多くの場合モデルケースとして論じられている。例えば、Schick（2003）は、同国の財政責任法の法的枠組みを「財政責任モデル」（“The fiscal responsibility model”）として論じ、このように政治アクターに対して緩やかな規律付けを行う仕組みが他の先進国及び発展途上国において採用されていったと述べている（p. 18）。本稿でも、FRAのような仕組みを持つ法制度を財政責任モデルと呼ぶこととする。財政責任法は、2004年に財政法（Public Finance Act 1989（PFA））¹¹に統合されたが、FRAの枠組みはPFAの第2章（Part 2 Fiscal Responsibility）として維持されている¹²。

⁹ 本稿における Fiscal Responsibility Act 1994（FRA）及び同法が統合された後の Public Finance Act 1989 第2章等の和訳については、稲毛（2015）を中心に、田中（2004b）及び同（2011）等を参考にしている。“Principles of responsible fiscal management”の内容をどのように訳すかはとりわけ重要であるが、基本的には稲毛（2015）の和訳に準拠している。その他、予算政策書等に関する規定内容の趣旨の和訳についても上記論文を参考にした。

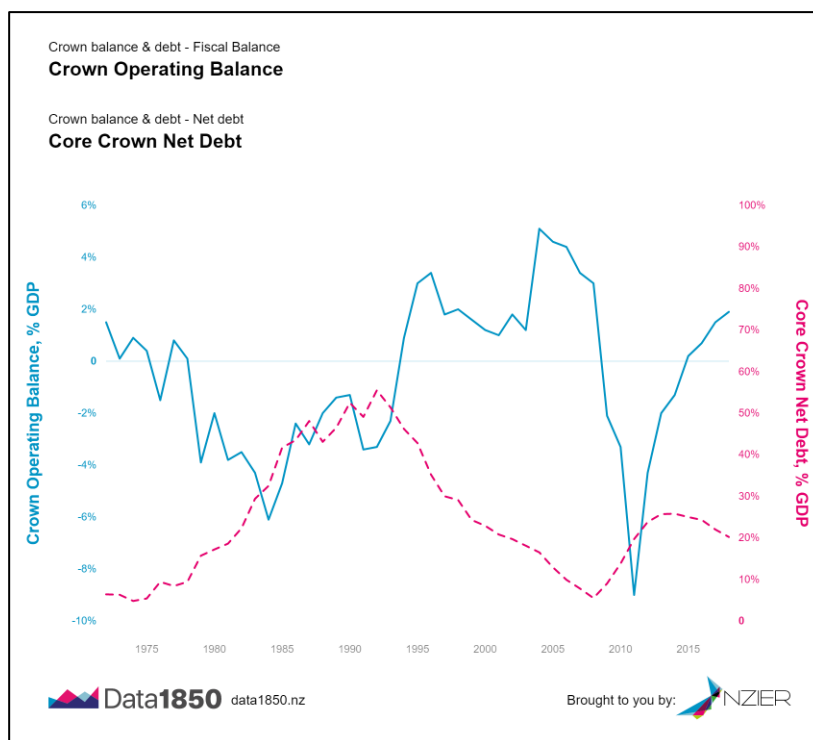
¹⁰ したがって、上述した Kopits and Symansky（1998）の財政ルールの定義からすると、このような法規範はルールには該当しないものと思われる。他方で、田中（2011）のように予算編成の手續等も含め財政ルールの概念を広く捉えると、FRAは財政ルールに当てはまることとなる。

¹¹ わが国の財政法との混同をさけるため、以下、NZの財政法についてはPFAまたはNZ財政法等と表記し、区別することとする。また、本稿においては基本的にはPFA第2章のことをPFAと表記することとする。同法全体を意味する議論を行う場合には、その旨記載する。

¹² PFAの現行法については下記URLを参照。

<[Public Finance Act 1989 No 44 \(as at 01 October 2021\), Public Act Contents – New Zealand Legislation](#)>

NZ の財政状況は図表 1-2 の通りである。NZ では 1990 年代まで財政再建が急務であったが、FRA が導入された 1994 年以降、財政収支と債務残高の実績はいずれも改善し、この傾向は同法が PFA に統合された 2004 年以降も持続した。世界金融危機の影響を受けて両指標は一度悪化したものの、再び回復傾向に



ある。この一連の財政実績から直ちに FRA 及び PFA が財政規律の確保に有効であると判断することはできないが、財政再建及び財政規律の維持の過程における同法の役割を評価する見方もある。この点、NZIER (2018) は、同法の仕組みは NZ の予算制度と政治的議論における財政規律の確保のための「触媒」(“catalyst”) というよりも、これをより強固なものにするための “commitment device” であると評している (p. i)。

図表 1-2 NZ の債務残高の推移

(出典) 下記データベースより筆者が作成
<<https://data1850.nz/>>

財政責任モデルへの期待

前節で議論したような財政ルール の運用上の課題がある中で、様々な先行研究において上記財政責任法のような財政ルールをわが国で導入することへの期待を確認できる。例えば、稲毛 (2015) は、PFA を導入しているニュージーランドの健全財政の維持を指摘し、「数値目標ではなく財政運営における原則を定め、その原則を政府に守らせるために透明性の高い報告を義務付けるという方法」は、わが国において財政規律を遵守する方法として参考になる旨論じている (pp. 115-116)。また、田中 (2004a) は、財政ルールが機能するためには政治的なコミットメントが不可欠であり、一つの方策として NZ の FRA (当時) を取り上げ、同法を、政権を担う時々の政府に財政目標を独自に決定させることで「強制的にコミットさせる仕組み」であると評価している (pp. 57-58)。前節では、財政ルール の運用上の課題として「規律」と「柔軟性」の間のトレードオフの問題及び政治アクターのコミットメントの問題等を論じたが、財政責任法はまさにこれらの問題に対する有力なアプロ

一チであるとの見方がある。

検討すべき課題

上述したように、財政責任モデルが財政規律の確保及び維持に資する財政ルールとして有力視される一方で、様々な制度の異なるわが国においても同モデルのような仕組みが上手く機能するののかという点については詳細な検討を行う必要がある。NZで成功を収めている制度が諸外国でも同じように機能するとは限らない。また、NZでの運用事例をもとにわが国での運用の成否を議論する上では、そもそも同国において財政責任モデルがどのような点においてどの程度成功していると言えるのか整理しなければならない。手続について定めたルールが財政規律に対する政治的コミットメントを喚起する様態や条件を検討することが求められよう。

以上述べたように、財政責任モデルへの期待が寄せられる一方で、検討すべき課題が多々確認できる。NZの事例研究を通じて財政責任モデルの財政規律に対する効果を検証し、わが国の文脈に当てはめて同モデルが果たし得る役割を議論することが求められよう。

第3節 本稿での検討

分析の枠組みと議会内審議過程への注目

前節では、財政責任モデルの特徴を述べた上でわが国における導入への期待と検討すべき課題を整理した。これを踏まえると、当該課題の解決に向けて検討すべきことは、(1)財政責任モデル（すなわち、PFA内の旧FRA関連規定）の運用実績の評価体系の構築、(2)同モデルのNZでの運用に関する事例研究（実績評価及び要因分析）、及び(3)研究結果のわが国への議論の適用の3点である。

各分析にあたっては、議論の質を高めるためにもPFAの運用に関連する要素（経済的背景、市場、内閣の意思決定過程の構造、内閣と議会の関係等、様々な要素が検討される）のうちいずれかに焦点を絞って検討することが考えられる。この点、例えばNZIER（2018）は、FRAが機能する前提条件として財務省が有する財政管理の技術（財政管理アプローチ（The fiscal management approach（FMA）））及び党派を超えた財政再建への政治的意思を挙げた上で、後者を維持させる要素として専門家と市場による監視を指摘している（p. 25）。一方で同著は、財政・歳出委員会における予算政策書（PFAにより所管大臣が議会に同政策書を提出する旨規定されている（26M(1)））の調査が洞察力に富むことはまれであり、同政策書が野党に政府への攻撃材料を提供しない限り、審査の基準やレベルは高くはないと指摘しているように、議会が監視機能を果たしているという点については否定的である（pp. 16-17）。

このような先行研究の内容を踏まえると、議会の機能が財政責任モデルの成否を説明できる部分は限定的であるかもしれない。この点を考慮しつつも、本稿では以下の理由から、

財政責任モデルの運用を支える要素の候補として議会内審議過程及びこれを規律する法規範（議事規則等）を取り上げ、上記課題の検討を行うこととしたい。

第一に、財政責任モデルの趣旨に鑑みるに、政府と議会の関係は重要な要素である。例えば、Lienert（2010）は財政責任について規定した法（“Fiscal responsibility Law”（FRL））¹³を構成する欠くことのできない要素の一つに、政府（行政府）の議会（立法府）に対するアカウントビリティ（“Accountability of the executive branch to the legislative branch…”）を挙げ、他方で政府内部のアカウントビリティ（“…accountability **within** the executive…”（原文でも太字表現））は FRL を構成する付随的要素に過ぎないと論じている（p. 6）。すなわち、FRL が FRL たるゆえんは、政府対議会の財政運営上の責任関係にある。以上のような議論によれば、財政責任モデルの運用の成否を説明する要素としての議会については消極的な考えもあるものの、議会の役割に着目した分析を行うことは法の趣旨に適うものである。

第二に、PFA の運用に関連する議会内部法規範と財政責任モデルとの間の関係を整理することは、同モデルの運用実績を多角的に判断することにつながり、ひいては同モデルに期待される効果の新たな検討につながると考える。例えば、PFA には予算政策書（BPS）等の財政に関する報告書（これらは「責任ある財政運営の原則」の趣旨を踏まえて作成される）を財務大臣が議会に提出する旨規定されているが、NZ 議会の議事規則（Standing Orders（SO））¹⁴は同報告書が議会において審査される過程について定めている。この点、NZ におけるこのような法規範の運用事例は、わが国において財政責任モデルが機能する可能性を判断するための制度的背景としてではなく、同モデルの導入に併せて取り入れられるべき法制度として検討することができる。そして、上述した政府の議会に対するアカウントビリティ等の財政責任モデルの趣旨を整理し、同概念において SO の関連規定を重要な要素として位置付けることができるのならば、当該法規範は財政責任モデルに内在する制度として議論することができよう。その場合、このような議会内審議過程に関するルールが制定され、上手く機能するための条件を検討することは、財政責任モデルの運用の成否を分かち制度的背景を論じることに他ならない。以上のような議論の展開のためにはアカウントビリティのあるべき定義につき、他の先行研究等も参考にしつつ検討する必要があるが、いずれにしても議会の内部法規範に着目することは、財政責任モデルの運用に関する新たな視座を得ることに繋がるものであると考える。

¹³ なお、同著によれば、NZ の FRA も FRL に該当する。一方で、同法統合後の PFA は FRL として取り扱われてない。この点、本稿では NZ の現行の財政責任モデルを構成する要素として PFA を議論するが、同法第 2 章が FRA の内容のほとんどを引き継いだことからこちらについても Lienert（2010）のいう政府の議会に対するアカウントビリティの議論が当てはまるものと考ええる。

¹⁴ わが国の国会法及び議院規則等の議会関係法規との混同をさけるため、以下、基本的には SO と表記する。

議論の限定と本稿での検討の意義

以上述べたように、本稿で展開する議論及びアプローチは、財政規律の達成を説明する数ある要素の中から財政ルール（手続に関する財政責任モデル）を取り上げ、当該ルールの運用実績を説明する要素として議会内審議過程に焦点を当てるというものである。この点、上述した本稿の問題意識や着眼点により分析対象は限定的なものとなるが、一方で財政規律にとって重要であるが議論の対象としない内容についても指摘しておきたい。例えば、田中（2004b）はNZの予算システムを大きく変えたものとして発生主義に基づくアウトプット予算及びベースラインによる中期財政フレーム等を指摘しており（pp. 13-18）、これらの制度が毎年度の予算決定や財政責任モデルの遵守に対して果たす役割を検討することも重要であるが、本稿では上記制度について積極的な議論は展開しない。したがって、本稿での分析から得られる含意は慎重に検討する必要があるが、一方で従来焦点を当てられることがなかった「財政責任モデル×議会内審議過程（議会内部法規範）」という組み合わせから財政規律の問題を議論することには、財政運営と議会運営を関連づけた上で財政ルールの遵守のための方策としての議会制度の在り方を検討するという視点を提供するという意味で一定の意義があると考ええる。本稿での議論により、財政における政治的コミットメント等の問題の解決を検討する一つの素材を提供することができるのではないかと考える。

本稿の構成

第2章では、NZの財政責任モデルの運用実績の評価体系の構築を試みる。具体的な数値目標を法律レベルで設定しない仕組みである同法の運用実態を把握し、わが国での導入の是非を適切に判断するためには、同法は何においてどの程度運用に「成功」しているのか、その基準を検討する必要がある。PFAの場合、財政上の数値目標の達成状況だけでなく、そのような具体的な数値目標が（特定の報告書に記載されるという形で）決定される手続も評価基準の一つに加えることが検討される。そこで、PFAの明文の規定内容や法の趣旨（政府の議会に対するアカウントビリティなど）を検討することで、同法の運用実績を評価する際の総合的な基準を設定する。また、財政責任モデルとSOの関係性についても検討する。

第3章では前章の議論を踏まえて整理した評価体系を用いてNZの財政責任モデルの運用実績を評価する。まず、報告書の作成手続に関するPFAの規定がどの程度遵守されているか分析する。次に、予算政策書等の報告書において定められた財政目標と財政に関する指標の実績値を比較する。さらに、財政責任モデルに関連する議事規則の運用実態についても分析する。以上の点を考慮し、NZが財政責任モデルの運用にどの程度成功しているのか判断する。最後に、同モデルの運用の成否を規定する要因としての議会の役割を検討する。

第4章では、前章の事例研究の内容からわが国における財政責任モデルの導入・運用に関する含意を指摘し、同モデルの意義及び運用する上での課題等をわが国の文脈に当てはめて総合的に検討する。その際には議会内審議過程及び議会内部法規範に着目し、わが国とNZの議会制度の差異を踏まえた議論を行うこととする。

第2章 財政責任モデルの運用実績の評価体系

第1節 評価の在り方に関する議論の整理

財政ルール¹⁵の運用実績の評価と財政責任モデル¹⁵

財政ルールの運用実績の評価の在り方を検討することは、当該ルールの運用事例においてどのような点にどの程度成功しているのか整理する上で不可欠である。この点を踏まえた上で事例研究を行うことで、わが国での財政責任モデルの導入において何を期待することができ、同時に何に留意すべきかそれぞれ効果的に検討することができると思われる。このような観点から、本章ではNZの財政責任モデルの評価の在り方等を検討する。

そこで、PFAの運用実績を評価する手段を検討するために、財政収支等の具体的な数値目標が設定されているルールに関する評価の事例を取り上げたい。例えば、EFB(2019)はマーストリヒト条約の運用実績を実証的に分析するために、同条約の規定を具体化した安定・成長協定(the Stability and Growth Pact (SGP))の枠組みに基づき、赤字ルールについてはある加盟国の財政赤字がGDP比で3%を上回る状態が2年連続で起きた場合当該加盟国を“non-compliance”と見なす等、明文の規定を土台として評価体系の構築を行い、遵守する加盟国の割合や遵守の度合い等に関する様々な分析を行っている(pp. 30-34)。財政ルール¹⁵の評価に関しては様々な指標を用いることが考えられるところ、明文の数値目標という法規範と整合的な評価基準が用いられていると言えよう。

上述した例を参考にすると、PFAの運用実績の評価においても法が設定する規範の遵守状況を確認することが評価手法の一つとして検討されよう。そこで、同法はいかなる規範の遵守を求めているのかを検討する必要があるところ、先に述べたマーストリヒト条約の枠

¹⁵ なお、既存の財政ルール¹⁵の評価手法としては、本稿で取り上げているような考え方以外にも、例えば良き財政ルール¹⁵の条件を定義した上で当該条件への当てはまりを考えるとというものもある。参考までに脚注にまとめることとする。

例えば、Eyraud et.al (2018) は、財政ルールが効果的であるためには、簡素性 (simplicity)、柔軟性 (flexibility)、及び実効性 (enforceability) の3点が重要であるとしつつ、これらを同時に達成することは困難であり、世界金融危機以降はルールからの逸脱条項の整備等による柔軟性の強化及び独立財政機関の設置等による実効性の強化がトレンドとなっていると指摘している (p. 4)。なお、当該議論においては、財政責任法のような手続的規範は財政ルールに含められていない。

また、田中 (2011) は、先行事例から財政ルール¹⁵の評価基準を構築し、「①解釈に疑義が生じないように明確に定義されているか、②恣意的に変更されないように恒久的か、③対象範囲が包括的か」等の10つの項目を基準とし、わが国を含めOECD主要国の財政ルール¹⁵を評価している (10点満点) (pp. 299-303)。この点、同著はニュージーランドの赤字ルール及び債務残高ルール (ルール¹⁵の概要として、それぞれ「景気循環を通じて経常収支均衡」、「純債務の上限」と記載している。いずれも財政責任法に関連する規定であるように思われる) につき、「⑨違反の場合の対処が規定されているか」については0点としつつも、それ以外の項目については高い評価を下している。

組みとの大きな違いを指摘できる。すなわち、PFA は具体的な数値目標を置いているわけではなく、「責任ある財政運営の原則」等の明文の規定から常に同じ財政状況の当為が導かれることが期待されているわけでもない¹⁶。この点は、同法第2章の「前身」である旧 FRA の立法過程における議論からも明らかである。例えば、Scott (1995) は、財政責任法案の財政・歳出委員会での審査の際、米国の事例（脚注でも触れているように、恐らく、グラム・ラドマン・ホリングス法のことを指している）の経験から固定的な目標は政治的に持続可能ではないことが示唆され、このような事例が委員会の審査にも影響を与えた旨指摘している (p. 12) ¹⁷。したがって、立法の経緯からして、原則の意味内容を検討した上である常に一意に定まった目標の達成状況を確認するというような評価の在り方は採用すべきではない。

PFA が遵守を求める規範を理解する上では、NZIER (2018) の議論も参考になる。同著は、FRA の枠組みが持続している理由として「公債の賢明な水準」(“prudent level of public debt”) の意味などを法が具体化していない点を挙げた上で、具体化の作業は、当該概念を操作可能にし、それを毎年の財政戦略報告書の中で公開するという意味で時の政府に委ねられていると論じている (p. 22)。かかる議論に鑑みるに、報告書内の具体的目標の記載という内閣の意思決定により、「責任ある財政運営の原則」をその都度解釈させることが同法により期待されていると言えるのではなかろうか。この点、PFA にはそのような解釈を記載する際の様々な手続的要件が定められている。例えば、財政戦略報告書 (FSR) について定めた 26I~L には、当該報告書の提出時期や具すべき項目（長期的目標 (LTO) や短期的狙い (STI)、これらの原則との間の整合性の説明等）が定められている。したがって、PFA の運用実績の評価手法の一つに、手続的要件の遵守実態の分析が挙げられる。かかる評価に向けては、同法の規定の内容を整理し、いずれの規定に重点を置くべきか検討する必要がある。

また、財政責任モデルの重要な要素として政府の議会に対するアカウントビリティが指摘され、同概念と議事規則 (SO) との関係を整理することの意義を前章で述べたが、本章では財政責任モデルの運用に関する規範を総合的に整理することとし、上記アカウントビリティの概念を検討した上で関連する SO の規定についても論じたい。そこで本章では、PFA を含む NZ の予算の立法過程について端的に整理した上で (第2節)、財政責任モデルの運用実績の評価体系に取り込むべき PFA の手続的規定の内容について検討し (第3

¹⁶ なお、政府見解という形ではあるが、(a)~(h)の各々の意味内容については NZ 財務省資料で論じられている (pp. 35-40)。<<https://www.treasury.govt.nz/publications/guide/guide-public-finance-act>>

¹⁷ 本来、委員会の法案審査の報告書を参照すべきところ、議会ホームページ等から入手できなかったため、当時の審議内容について記述した文献を引用することとした。この点、田中 (2011) も同様の議論を紹介している。すなわち、委員会は当初法的な強制力を持つ目標の導入を検討していたが、当時の政府は「何年にもわたり維持できる特定の財政目標を設定する理論的な根拠がない」、「…立法化された目標 (例えば、アメリカのグラム・ラドマン・ホリングス法) は期待した成果をもたらさなかった」等の理由から、これに対して否定的な立場であったと述べている (p. 187)。

節)、併せて同モデルの運用に関連する議事規則について議論する(第4節)。

第2節 NZにおける予算の立法過程

予算の立法過程の全体像¹⁸

本稿ではPFA及びSOに焦点を当てた分析を行うわけであるが、予算の立法過程の全体像等を確認することは両法の位置づけを理解する上でも重要である。そこで、手続的規定の遵守状況の評価の在り方の検討を行う前に、本節において予算制度につき整理することとする¹⁹。図表2-1は、NZの予算に関連する主なスケジュールをまとめたものである。

同図表からは、わが国の予算の立法過程との間の様々な相違点を確認できる。例えば、NZの会計年度はわが国とは異なり7月1日～翌年6月30日となっている²⁰。また、予算はその対象とする会計年度前に成立するのではなく年度中に成立し、その間、暫定予算法案(Imprest supply bill)の成立により暫時的な歳出権限が付与されるということが常態化している(久保田 2002: 8)。加えて、翌会計年度においては、前年度の最終的な歳出を確認し、証明するための法案(The Appropriation (Confirmation and Validation) Bill)が提出され、成立する。このように、NZの予算の立法過程は年度横断的な仕組みとなっており、視点を変えれば、異なる会計年度に関する予算関連プロセスが同時期に処理されることとなる。

議会内審議過程に目を向けると、NZは一院制を採用しており法案を審査するのは代議院("House of Representatives")である²¹。また、わが国とは異なり読会制が採用されている

¹⁸ 本稿において立法過程を論じる際、その内容の多くはHarris and Wilson (2017) (とりわけ、第26章及び第33章)を参照している。同著はその題名に"Parliamentary Practice in New Zealand"とあるようにNZ議会の先例を編纂した文書としての性質を有していると言え、議会ホームページからデータを入手することができる。本稿で参照している2017年に出版された第4版が最新である。

<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/parliamentary-practice-in-new-zealand/>

¹⁹ 本稿でNZの予算制度につき議論する上では、NZ政府の資料等以外にも、日本語の文献として久保田(2002)等を参考にしている。同著では、Estimates of Appropriationを「歳出予算見積書」、Appropriation Billを「歳出予算法案」、Votesを「基本歳出項目」、Appropriationを「歳出議決項目」とそれぞれ訳しており、本稿も基本的にこれらの訳に従っている。また、同著は、わが国の政府予算案は「歳入歳出の見積りと同時に歳出権限付与法案としての性格を併せもっている」が、NZでは両者は別個の形式に分かれており、「歳出予算見積書」が前者に、「歳出予算案」が後者にあたるものであると述べている(p. 6)。

²⁰ PFA: 2の定義規定においても"fiscal year"についてこのように定義されている。

²¹ なお、以前は上院(立法評議会)が存在していたが、1951年に廃止され、一院制に移行している(田中 2012: 55-59)。

22. このように、NZ の予算の立法過程については、端的に整理しただけでもわが国の立法過程との間に様々な相違点が確認できる。

なお、法令や公文書においては”Budget”という用語が用いられているが、PFA の定義規定によれば、これは歳出予算法案の第二読会で行われる大臣（財務大臣）の演説（予算演説）を指すものである。一方で、図表 2-1 に「予算日」（”Budget Day”）として整理しているように、予算演説が行われる同日には、その他の予算関連の法案や報告書等も議会に提出されるため、このような予算関連の意思決定や文書の準備、そしてこれらの「予算日」における公表という一連の過程を総称して”Budget”と呼ぶという考え方もある（Harris and Wilson 2017: 545）。本稿において”Budget”の定義が問題となるのは、例えば PFA の財政戦略報告書（FSR）の提出時期に関する規定（PFA: 26I (2)）や SO の財政・歳出委員会の同報告書に対する委員会レポートの作成の期限に関する規定（SO: 344 (2)）であり、基本的には PFA の定義規定（”Budget”= Budget Statement）を踏まえるものとする。しかしながら、”Budget”を一連のプロセスとしての「予算案」と捉え、その議会での起点を「予算日」としたとしても、上記のような報告書のスケジュールの期間の変更をもたらすものではない点は付言したい。

図表には、予算政策書（BPS）及び財政戦略報告書（FSR）等の財政に関する様々な報告書の議会への提出と議会内審議過程を記載しているが、これらの報告書の記載内容等、提出前の手続については PFA が、議会内のプロセスについては SO がそれぞれ規定している。次節では、PFA における手続的規定についてその詳細を検討する。

図表 2-1 予算の立法過程における例年のイベントの例（議会内過程が中心）

会計年度	例年の時期	イベント	主な関連規定
前年度	8 月～9 月	・ 政府による予算作成の開始	
	11 月～12 月	・ 財務省により半期の経済・財政速報（HYEFU）が作成され、議会に提出される（なお、下記 BPS と同日に提出されることが多い）	PFA: 26S SO: 344
	12 月～3 月	・ 予算政策書（BPS）が議会に提出される ・ 提出後、財政・歳出委員会において BPS に関するレポー	PFA: 26M SO: 340

22 読会制の基本的な流れに関しては、Harris and Wilson（2017）の第 26 章が参考になる。同著の内容を踏まえると、審議プロセスの原則は以下の通り整理される。

- ・ 法案の提出
- ・ 第一読会（通常、法案の修正や討論等が行われるが、予算法案や予備的な歳出法案に関しては行われず、かつ特別委員会に法案は送付されない（SO: 293(4)及び 296(2)））
- ・ 特別委員会における審査（法案に関するレポートを作成）
- ・ 第二読会（委員会からの修正案について審議する。この時点で法案の可決が望ましいか、基本的な意思を固める）
- ・ 全院委員会における審査
- ・ 第三読会（法案の成立）

		トが作成される（40 勤務日以内）（なお、委員会審査に財務大臣が出席した際、予算日の日程が公表されることが一般的である） ・その後、本会議で BPS 及び同レポートに関する討論が行われる	
	5 月	「予算日」(“Budget Day”) ・歳出予算法案（Main Appropriation Bill） ²³ が議会で提出される。同法案の第一読会後直ちに第二読会が開かれ、財務大臣の予算演説（Budget Statement）及び予算関連の討論（Budget Debate）が行われる。歳出予算見積書（Estimates of Appropriations）も議会で提出される。 ・財政戦略報告書（FSR）及び経済・財政速報（BEFU）が同日議会で提出される（財政・歳出委員会は両報告書の提出後 2 か月以内にレポートを作成） ・財政戦略報告書、経済・財政速報及び歳出予算見積書は議会提出後に財政・歳出委員会に送付される	PFA: 13～15EA SO: 341～343, 345～348
	6 月	・暫定予算法案（Imprest supply bill）が成立する	PFA: 4A, 12A SO: 339
年度中	7 月～8 月	・委員会は議会で予算の見積りに関する審査書を送付する（予算日から 10 週間以内）	SO: 346 (4)
	8 月～9 月	・歳出予算法案が成立する（予算日から 4 か月以内）（その第三読会において、財政戦略報告書、経済・財政速報及び歳出予算見積書並びに両報告書の委員会レポートに関する討論が行われる） ・併せて、二度目の暫定歳出法案が可決されるのが慣例である	SO: 349
	5 月～6 月	・補正予算法案（Supplementary Estimates）が議会で提出され、承認される	PFA: 16 SO: 350～351
翌年度	2 月～3 月	・歳出予算確認・証明法案（The Appropriation（Confirmation and Validation） Bill）が提出される（例年 5 月に成立する）	SO: 355

（出典）Harris and Wilson（2017）、久保田（2002）及び田中（2004b）他、下記資料を参考に筆者が作成
<https://www.parliament.nz/media/8117/financial-cycle-poster-april-2021.pdf>

²³ 歳出予算法は、基本歳出項目及びそれに包摂される歳出議決項目について、同法に定められた限度額を限度として歳出権限を与えるものである（久保田 2002: 8-9）。

第3節 手続的規定の評価体系

PFA第2章の概要²⁴

本節では、評価体系に取り込む手続的規定の内容を整理する。NZ 財政法（PFA）の第2章（26F～26Z）の主な内容は下記図表の通りである（2021年8月時点）。

図表2-2 PFAにおける原則と6つの報告書の概要

<p>・責任ある財政運営の原則（Principles of responsible fiscal management）（26G）</p> <p>政府は下記(a)～(h)の原則に従いその政策目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(a) 将来の政府全体の債務水準に不利な影響を与えるかもしれない要因に対応できるように政府全体の債務を賢明な水準に引き下げること</p> <p>(b) 政府全体の債務を賢明な水準に引き下げた後、その水準を維持すること</p> <p>(c) 将来の政府全体の純資産に不利な影響を与えるかもしれない要因に対応できるような水準にまで政府の純資産を引き上げて維持すること</p> <p>(d) 政府が直面する財政リスクを慎重に管理すること</p> <p>(e) 歳入戦略を策定する際に、税率の予測可能性と安定性を含めた効率性と公平性の概念に留意すること</p> <p>(f) 財政戦略を立てる際に、財政政策と金融政策の相互関係性に留意すること</p> <p>(g) 今の世代だけでなく将来世代に生じる影響にも注意を払った財政戦略を策定すること</p> <p>(h) 政府の資源の有効かつ効率的な管理を確実に行うこと</p> <p>26G(2)はこの原則の例外として、政府は、(a)逸脱が一時的なものであり、かつ、(b)所管大臣が(i)逸脱の理由、(ii)原則へと戻る方法、(iii)原則へと戻る期限の3つを提示する場合には、原則から離れた制度の運用を行うことができる旨規定している。</p> <p>なお、(a)～(d)はFRAの制定当時（1994年）から改正されておらず、(e)は2013年に修正され、(f)～(h)は同年新たに追加されている²⁵。</p> <p>・①財政戦略報告書（Fiscal Strategy Report (FSR)）（26I～L）</p> <p>財務大臣により毎年の予算演説と併せて提出される。同報告書には、財政に関する長期的目標(the</p>

²⁴ 前掲注(9)と同様に、本節でのFRA（PFA第2章）の概要の検討に当たっては稲毛（2015）等を参考にしている。

²⁵ 改正の理由について、NZ財務省資料（前掲注(16)）では、(f)～(h)の追加に関しては良き財政政策の定義を経済の安定性と財政構造の在り方にまで広げるため、(e)の改定については効率性と公平性の概念に焦点を当てるためと説明されている（p. 50）。なお、2013改正前（FRAがPFAに統合された2004年改正財政法）の法については下記URLを参照。

[<Public Finance Amendment Act 2004 No 113 \(as at 01 August 2008\), Public Act Contents – New Zealand Legislation>](#)

Long-term Objectives (LTO))及び短期的狙い(the Short-term Intentions (STI))等が記載される。LTOについては、10年以上にわたる政府債務の水準等に関する目標を設定しなければならない、かつ、責任ある財政運営の原則と整合的である旨説明しなければならない。また、内容が直近の財政戦略報告書や予算政策書のものとは異なる場合には、新たな目標設定について理由を述べなければならない。STIについては、FSRが関係する会計年度及び少なくとも次の2会計年度(すなわち向こう3年間)につき、長期的な目標と同様の指標について目標を設定しなければならない。また、短期的な狙いは責任ある財政運営の原則及び長期的な目標と整合的でなければならない、そうでない場合にはその理由と整合的となるに至る方法を説明しなければならない。

・②予算政策書 (Budget Policy Statement (BPS)) (26M)

毎年遅くとも3月末までに議会に提出される。7月1日から始まる新たな会計年度に向けた、幅広い戦略的優先事項が記載されていなければならない、これには政府がその年度に焦点を当てる政策分野等の記述が含まれる。また、長期的目標及び短期的狙いに変更された場合、その内容を示し、責任ある財政運営の原則との間の整合性等を説明しなければならない。

③長期財政展望 (Statement on long-term fiscal position) (26N)

少なくとも4年に一度、議会に提出される。財政の持続可能性に影響を与える事項について取り上げるなど、40年以上にわたる長期的な財政の見通しを示すものである。

④投資報告書 (Investment statement) (26NA)

政府の重要な資産と債務に関し、それぞれの価値の過去の変化、来る2年間の価値の変化の予測等が記載されるものであり、少なくとも4年に一度議会に提出される。

⑤幸福報告書 (Wellbeing report) (26NB)

2020年の財政法改正 (the Public Finance (Wellbeing) Amendment Act 2020)により新たに導入された制度。様々な指標を用いてニュージーランドにおける幸福 (Wellbeing) の現状や現在までの変化、今後の持続可能性やリスク等に関する記載が求められる。少なくとも4年に一度議会に提出される。同法によれば、最初の幸福報告書は2022年末までに提出される予定。

⑥経済・財政速報 (Economic and Fiscal Update (EFU)) (26O~W)

今年度及び次の2年間の経済予測 (Economic forecasts) 及び財政予測 (Fiscal forecasts)、並びに租税政策の変化に関する説明 (statement of tax policy changes) が記載される。提出時期は予算演説時 (“Budget” EFU)、年央 (“Half-year” EFU) (例として、翌年度予算のBPSとともに12月に提出される)、及び選挙前 (“Pre-election” EFU) の3種類ある。

(出典) 財政法 (Public Finance Act 1989) 等をもとに筆者が作成 (一部和訳は田中 (2011) 及び稲毛 (2015) を参照) ※参照した財政法 (Public Finance Act 1989) は、2021年8月5日時点のもの

以上のように報告書に関する規定は様々あるが、本稿においては原則とともに、以下の理由から①財政戦略報告書（FSR）及び②予算政策書（BPS）の作成状況について評価することとする。第一に、PFA の運用実績を評価する上では「責任ある財政運営の原則」がどのような形で適用されているのか検討することが重要であるところ、同原則との間の整合性が法的に問われるのは上記図表に記載したように長期的目標（LTO）及び短期的狙い（STI）においてであり、いずれも両報告書を中心に取り扱われるものだからである²⁶。第二に、PFA の運用実績を調べる上では経済財政ショック時を含む中長期的な期間における手続的要件の充足について調べるのが望ましく、FSR 及び BPS であればこれが可能（両制度は 1994 年の FRA 成立時から存在している）だからである。以降、本節では FSR 及び BPS に関する規定の中身について確認し、それぞれの規定が法の名宛人（財務大臣や政府）に対して何を要請しているのか検討する。

FSR 及び BPS に関する規定の内容

PFA の運用実績の評価として FSR 及び BPS に関する手続的規定を取り上げるにあたり、まず両報告書に関する明文上の規定を確認したい。図表 2—3 は PFA 第 2 章のうち、26I～26M を訳したものである。やや長くなるが、下記規定が本稿で検討する財政責任モデルの中心的事項であり、また、次章で行う評価に関する項目は基本的には下記規定を踏まえて検討するものであるため、ここに記載することとする。

図表 2—3 FSR 及び BPS に関連する条文

条文	規定内容
26I	(1) 財務大臣は、各会計年度及び 26I(2)の規定に基づき、政府の財政戦略に関する報告書（本表では以下 FSR と表記する）を議会に提出しなければならない。
	(2) 財務大臣は、FSR が関係する会計年度の予算演説後速やかに、または予算演説と同日の演説前に、同報告書を提出しなければならない。
	(3) 26J~26L は、FSR の内容について定める。
26J	(1) (a)FSR には、政府の財政政策に関する長期的目標が記載されていなければならない。長期的目標とは、特に下記 5 つの変数に関するものである。 (i)歳出(“total operating expenses”), (ii)歳入(“total operating revenues”), (iii)財政収支(“the balance between total operating expenses and total operating revenues”),

²⁶ なお、FSR2008 の冒頭では、両報告書が財務大臣からの提出が要求される“fiscal responsibility documents”として言及され、BPS は短期的期間に焦点を当てた報告書であり、FSR は長期的目標に焦点を当てた報告書として整理されているなど、NZ 政府の立場としても両報告書が特に「財政責任」に関わる文書であることが確認できる (p. 42)。

		<p>(iv)債務(“the level of total debt”),</p> <p>(v)純資産(“the level of total net worth”)</p> <p>(b)FSR には、長期的目標が責任ある財政運営の原則との関係でどのように整合的であるかにつき説明が記載されていなければならない。</p> <p>(c)FSR には、長期的目標が関係する期間が記載されていなければならない、それは FSR が関係する会計年度を始点とする連続する 10 年以上の期間でなければならない。</p>
	(2)	<p>(a)FSR には、26J(1)(a)に記載されている長期的目標と下記いずれかの内容との間の一貫性に関する評価が記載されていなければならない。</p> <p>(i)直近の FSR に記載されている長期的目標、または</p> <p>(ii)直近の FSR に記載されている長期的目標が 26M の規定により直近の BPS において改められた場合には当該長期的目標</p> <p>(b)FSR には、26J(1)(a)に記載されている長期的目標が直近の FSR に記載されている長期的目標と整合的でない場合（または、直近の FSR に記載されている長期的目標が 26M の規定により直近の BPS において改められた場合には当該長期的目標と整合的でない場合）、その新たな目標について弁明しなければならない。</p>
26K	(1)	<p>FSR には、当該報告書が関係する会計年度及びその次の少なくとも 2 会計年度について、26J(1)に規定されている変数に関する短期的狙いが明記されていなければならない。</p>
	(2)	<p>(a)FSR には、26K(1)に規定されている短期的狙いと下記内容との間の整合性に関する評価が記載されていなければならない。</p> <p>(i)責任ある財政運営の原則</p> <p>(ii)26J(1)(a)に記載されている長期的目標</p> <p>(b)FSR には、短期的狙いが責任ある財政運営の原則及び 26J(1)(a)に記載されている長期的目標のいずれか、またはその両方と整合的でない場合、以下の内容が記載されていなければならない。</p> <p>(i)短期的狙いが責任ある財政運営の原則及び 26J(1)(a)に記載されている長期的目標のいずれか、またはその両方から乖離している理由</p> <p>(ii)短期的狙いを責任ある財政運営の原則及び 26J(1)(a)に記載されている長期的目標と整合的にするための方法</p> <p>(iii)短期的狙いを責任ある財政運営の原則及び 26J(1)(a)に記載されている長期的目標と整合的にするためにかかる期間</p>
	(3)	<p>(a)FSR には、26K(1)に記載されている短期的狙いと下記いずれかの内容との間の一貫性に関する評価が記載されていなければならない。</p> <p>(i)直近の FSR に記載されている短期的狙い、または</p> <p>(ii)直近の FSR に記載されている短期的狙いが 26M の規定により直近の BPS において改められた場合には当該短期的狙い</p> <p>(b)FSR には、26K(1)に記載されている短期的狙いが直近の FSR に記載されている短期</p>

		的狙いと整合的でない場合（または、直近のFSRに記載されている短期的狙いが26Mの規定により直近のBPSにおいて改められた場合には当該短期的狙いと整合的でない場合）、その新たな狙いについて弁明しなければならない。
26KA	(1)	FSRには、政府の支出、資産及び債務の管理に関する、少なくとも向こう3会計年度（当該報告書が関係する年度を始点とする）にわたる戦略が記載されていなければならない。
	(2)	政府の支出、資産及び債務の管理に関する戦略には、以下の事項が含まれる。 (a) 支出、資産及び債務の管理により追求する結果 (b) 支出、資産及び債務の主要な要素について予期される変化
26KB		(a) FSRには、幸福目標がどのように政府の予算案に関する意思決定の指針となるのかにつき説明が記載されていなければならない。 (b) FSRには、政府の予算案に関する意思決定の指針となる幸福目標の内容が26Mの規定により作成される直近のものとは異なる場合、その相違点が記載されていなければならない。
26L	(1)	(a) FSRには、26O(1)に規定されている経済・財政速報が26K(1)に規定されている短期的狙いとどの程度整合的であるのかに関する評価が記載されていなければならない。 (b) FSRには、経済・財政速報の内容が短期的狙いの内容から乖離している場合、その理由が記載されていなければならない。 (c) FSRには、直近の政権交代以降の政府の財政実績がその期間に関わるFSRの内容とどの程度整合的であるのかに関する評価が記載されていなければならない。 (d) FSRには、租税制度や租税政策の目標を含めた政府の歳入戦略の詳細が記載されていなければならない。
	(2)	(a)(i) FSRには、26J(1)(a)に規定されている変数に関するシナリオ予測（予測には、その前提や長期的目標の達成に至るまでの将来の見通しが含まれる）が記載されていなければならない。 (a)(ii) FSRには、過去のシナリオ予測から重大な変化が見られる場合、その理由が記載されていなければならない。 (b) FSRには、26J(1)(a)に規定されている長期的目標とシナリオ予測との間の整合性に関する評価が記載されていなければならない。 (c) FSRには、26J(1)(a)に規定されている長期的目標がシナリオ予測から乖離している場合、その理由が記載されていなければならない。
	(3)	26L(2)(a)(i)の規定により要求される予測は、26J(1)(a)に規定されている長期的目標と関連する期間と関連するものでなければならない。
	(4)	26L(1)(c)の"administration"とは、時の国務大臣のことを指す。
26M	(1)	財務大臣は、 (a) 毎年3月31日までに、予算政策書（本表では以下BPSと表記する）を議会に提出しなければならない。あるいは、

	(b)議会在3月31日に開会しておらず、当該会計年度にBPSがまだ提出されていない場合、議会が開かれてから可能な限り早い時期にBPSを議会に提出しなければならない。
(2)	<p>BPSには、7月1日から始まる新たな会計年度に向けた、包括的な戦略的優先事項(“the broad strategic priorities”)が記載されていなければならない。優先事項には政府の予算案の準備における指針となる次の(a)～(c)が含まれる。</p> <p>(a)政府の予算案に関する意思決定の指針となる包括的な政策目標(“the overarching policy goals”)</p> <p>(aa)政府の予算案に関する意思決定の指針となる幸福目標(“the wellbeing objectives”)</p> <p>(b)政府が当該会計年度に焦点を当てる政策分野</p> <p>(c)当該会計年度の予算案が直近のFSRに記載されている短期的狙い(あるいは、26M(3)により狙いが改定された場合にはその狙い)とどのように整合的であるか</p>
(3)	<p>(a)BPSには、26J(1)(a)に規定されている長期的目標が直近のFSRに記載されているものから変更された場合、その変更後の目標を示し、当該変更内容が「責任ある財政運営の原則」とどのように整合的であるかにつき説明が記載されていなければならない。</p> <p>(b)BPSには、26K(1)に規定されている短期的狙いが直近のFSRに記載されているものから変更された場合、その変更後の狙いを示し、当該変更内容が「責任ある財政運営の原則」及び直近のFSRに記載されている長期的目標(あるいは、26M(3)(a)の規定により変更した目標)とどのように整合的であるかにつき説明が記載されていなければならない。</p> <p>(c)BPSには、26KAに規定されている政府の支出、資産及び債務の管理に関する戦略の細目が直近のFSRのものから変更された場合、変更後の内容が記載されていなければならない。</p>

(出典) 財政法 (Public Finance Act 1989) 等をもとに筆者が作成 (一部和訳は田中 (2011) 及び稲毛 (2015) を参照) ※参照した財政法 (Public Finance Act 1989) は、2021年8月5日時点のもの

FSR 及び BPS に関する条文は、主に報告書の提出時期に関する内容 (26I(1)、(2)、26M(1) 等)、長期的目標及び短期的狙いに含まれるべき5つの変数や BPS に記載されるべき包括的な政策目標等の財政や予算に関する具体的な目標、指標、及び予測に関する内容 (26J(1)(a)、26K(1)、26M(2)の(c)以外等)、並びに原則や長期的目標・短期的狙い間の整合性の説明の要請に関する内容 (26J、26K(2)、(3)、26M(3)等) の3種類がある。基本的には本稿での上記和訳をもとに両報告書の記載事項に関する評価項目を作成し、評価の際の判定基準を設けることとなる。具体的な検討については実際の評価と併せて次章で述べる。

整合性の説明

本稿で FSR 及び BPS の規定の運用の評価を行う上でとりわけ重要であると考えられる項目は、長期的目標及び短期的狙いと原則等との間の整合性の説明に関する内容である。思うに財政運営に関する原則が実質的に機能するのは、一つには時の政府により当該原則との間の整合性が検討された形で具体的な財政運営の目標が設定される機会においてである。目標の作成は政府に委ねられるわけであるが、その内容を規律づける要素の一つが整合性の説明である。したがって、当該規定を体系的に整理することは極めて重要である。

思うに、整合性の説明に関する手続的規定は、報告書の提出期限等とは異なり手続的要件の充足の判断が難しいものである。すなわち、何を基準として整合性に関する説明が果たされたと言えるのか、整合的な状態とはどのようなものを指すのか等、様々な価値判断が存在するものである。加えて、図表 2-4 にまとめた通り、原文においては様々な表現で整合性の説明が要求されている。すなわち、(A) 及び (B) にそれぞれ長期的目標や短期的狙い、原則が当てはまるものとする、”Explain how (A) accord with (B)”や”Assess the consistency of (A) with (B) … If not consistent, justify the departure of (A) from (B)”などの複数の形式を確認できる。例えば、FSR において長期的目標と原則の関係では前者が、短期的狙いと原則（及び長期的目標）との関係では後者が用いられている。また、長期的目標や短期的狙い内部の通時的変化の評価にかかる文言として、FSR の場合には”Assess the consistency”が、BPS の場合には”If…changed”がそれぞれ用いられている。いずれも対象とする内容どうしを比較する表現であることに変わりはないが、異なる用語が用いられることにより、PFA が報告書の作成者に対してそれぞれ異なる性質・程度の説明を要求しているとの立論も可能であるように思われる。

図表 2-4 NZ 財政法における「整合性の説明」について

報告書	(A)	(B)	(A)(B)間の整合性に関する規定の趣旨	条文
FSR	LTO	責任ある財政運営の原則	Explain how (A) accord with (B)	26J (1)
		直近の FSR の LTO (直近の BPS で改定された場合には当該 LTO)	Assess the consistency of (A) with (B) If not consistent, justify the departure of (A) from (B)	26J (2)
	STI	責任ある財政運営の原則	Assess the consistency of (A) with (B) If not consistent, state - (1) the reason for the departure of (A) from (B), (2) the approach that (A) become consistent with (B) (3) the period of time that (A) become consistent with	26K (2)

			(B)	
		同じ FSR に掲載されている LTO	Assess the consistency of (A) with (B) If not consistent, state - (1) the reason for the departure of (A) from (B), (2) the approach that (A) become consistent with (B) (3) the period of time that (A) become consistent with (B)	26K (2)
		直近の FSR の STI (直近の BPS で改定された場合には当該 STI)	Assess the consistency of (A) with (B) If not consistent, justify the departure of (A) from (B)	26K (3)
BPS	LTO	責任ある財政運営の原則	(If LTO has changed from that of most recent FSR, indicate those amended LTO and explain how (A) accord with (B)	26M (3)
	STI	責任ある財政運営の原則	(If STI has changed from that of most recent FSR, indicate those amended STI and explain how (A) accord with (B)	26M (3)
		直近の FSR の LTO (本 BPS で改定された場合には当該 LTO)	(If STI has changed from that of most recent FSR, indicate those amended STI and explain how (A) accord with (B)	26M (3)

(出典) 財政法 (Public Finance Act 1989) 等をもとに筆者が作成

※参照した財政法 (Public Finance Act 1989) は、2021 年 8 月 5 日時点のもの

法が要請する規範と統合的な評価体系を構築するという本稿の考えからすると、上述したような原文の内容を考慮し、PFA が求める財政目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明の程度を判断することが求められる。これは法解釈の問題であるが、財政責任モデルに関する法律論の展開に鑑みるに、そもそも PFA の手続的規定の法解釈の当為について判断することは困難である。例えば、Huang (2008) は、FRA (現 PFA 第 2 章) が規定する諸手続の要請に関する裁判所の司法判断適合性 (“justiciability principles”) の問題について以下のように論じている。

“If judges were to attempt to enforce the requirement at all, they should construe the text of the FRA in light of its purpose, and therefore would need to decide what constitutes an adequately detailed statement. This would involve examining the substance of any fiscal strategy report, rather than merely asking whether or not the minister had published

something that he claimed to be a fiscal strategy report. The courts might not think themselves institutionally competent to decide what financial information is sufficient for Parliament, or to determine what information is sufficient to improve fiscal policy.” (p. 272) (下線部は筆者によるもの)

上記引用のような裁判所による解釈の問題を踏まえると、あるべき手続的規定の内容につき、法学的な検討を行うことは容易ではない。法が要求する整合性の説明の程度は、政府と議会の相互関係により調整されるということもできよう。以上の点を踏まえると、法が要請する手続的規定の内容を具体的に反映した評価を行うことが望ましいとしても、それは事柄の性質上難しい。したがって、本稿では手続的規定の運用実績の評価にあたっては法解釈論には立ち入らず、先行研究²⁷等を参考に PFA を訳したうえで記載内容の明確性等の観点から独自に（法解釈の当為の問題から離れて）評価を行うこととする。この点、当該評価の結論は、法が要請するあるべき記載内容の程度と現実との間の比較を行ったものと同一視することは出来ないが、条文に従って各報告書の内容を確認することで少なくとも上記のような比較に迫ることができると考える。また、実際にどれほど報告書で説明が尽くされているのか確認することで、「NZ 政府の法解釈」や、議会が説明の不備を指摘しこれを政府が考慮するという関係を観念できるのであれば、「政府と議会の共通見解」なるものが示唆されるものと思われる。以上の整理を踏まえ、次章では手続的規定の運用実績を評価し、併せて当該手続により具体化された財政目標（LTO 及び STI）と財政に関する実績値を比較することとする。

第 4 節 財政責任モデルと議事規則の関係性

本節の目的

PFA の手続的規定の運用実績の評価を行うための土台は前節までの議論で整理した。一方で、図表 2-1 で整理したように、当該手続により作成された報告書の議会内での審議形式は議事規則（SO）に規定されており、政府の議会に対するアカウンタビリティという財政責任モデルの趣旨を考慮すればかかる規範の役割についても整理する必要がある。すなわち、当該アカウンタビリティを果たす上で、SO の関連規定はこれとどのような関係に立つものなのか。本節では財政責任モデルの運用に関連する SO を整理した上で、当該法規範とアカウンタビリティの概念との間の関係性について議論する。なお、アカウンタビリティについて整理するということは、PFA 等の法を解釈するという行為にほかならず、かかる

²⁷ なお、NZ の財政責任モデルに関するわが国の先行研究（稲毛（2015）及び田中（2004b））では「整合的」あるいは「一致」等の文言が適宜用いられているが、各々の言葉の用途を特に限定しているわけではないように思われる。本稿でも基本的にこれに従い、図表 2-3 のような訳としている。

議論のハードルの高さは前節で述べた通りである。本節の議論の意図は、先行研究等を踏まえて得た一定の結論を「法のあるべき運用状況」として法の評価に活用することにあるのではなく、本稿の一つの目的たる財政責任モデルと議会の関連付けを行うための視座を得ることにある。

PFA 第2章に関連する議事規則

前節で整理したように、PFA には BPS 等の様々な報告書の議会への提出に関する規定があるが、これらの報告書の議会内の審議過程は SO に規定されている（図表 2-5）²⁸。

図表 2-5 PFA 第2章に関連する主な議事規則

条文	内容
122	(1) 演説及び討論の時間制限は Appendix A に定められる。 (2) 個人の発言時間は同じ政党内で 2 人の議員、または政党間の合意があれば異なる政党に属する 2 人の議員により共有することができる。
255	(1) 特別委員会が作成したレポートの審議にあたっては、((2)の場合を除き) 同委員会の委員長はレポートを留意する (“take note”) ことについて動議をはかる。
340	(1) 予算政策書 (BPS) は財政・歳出委員会に付託される。 (2) 同委員会は BPS が議会に提出されてから 40 日 (勤務日) 以内に同報告書についてのレポートを提出しなければならない。 (3) BPS の議会への提出の責任者である国務大臣は、委員会からの要求がある場合には BPS 審査の際に委員会に出席しなければならない。 (4) BPS に関する財政・歳出委員会のレポートが提出されてから初めての一般討論 (“general debate”) において、BPS 及び同報告書についての委員会レポートに関する討論が行われる。同委員会の委員長 (または、委員長欠席の場合にはその他の委員) はレポートに関する動議を提出し、その説明を行う。
344	(1) 以下の報告書は財政・歳出委員会に送付される。 (a) 財政戦略報告書 (FSR)、(b) 経済・財政速報 (EFU)、(c) 半期経済・財政速報 (HYEFU)、 (d) 長期財政展望、(e) 投資報告書 (2) 同委員会は、予算演説の日から 2 か月以内に FSR 及び EFU に関する委員会のレポートを提出しなければならない。 (3) 同委員会は、長期財政展望が議会に提出されてから 6 か月以内に、同報告書に関する委員会のレポートを提出しなければならない。 (4) 同委員会は、投資報告書が議会に提出されてから 10 週間以内に、同報告書に関する委員

²⁸ 議事規則は選挙制度の変更に際して 1995 年に全く新しいものに作り替えられ、その後一定の周期により必要に応じて改正されている (Harris and Wilson 2017: 15)。直近の改正が行われたのは 2020 年であり、法規とは異なり改正の都度、各規程に対して新たな番号が割り当てられている。

	<p>会のレポートを提出しなければならない。</p> <p>(5)長期財政展望（または投資報告書）に関する財政・歳出委員会のレポートが提出されてから初めての一般討論（"general debate"）において、長期財政展望（または投資報告書）に関する討論が行われる。同委員会の委員長（または、委員長欠席の場合にはその他の委員）はレポートに関する動議を提出し、その説明を行う。</p>
402	<p>(1)各週の水曜日、口頭質問（"questions for oral answer"）の後、動議により一般討論が行われる。</p> <p>(3)下記討論又は審議を行う場合、その日に一般討論は行われぬ。</p> <p>(b)内閣総理大臣の声明</p> <p>(c)予算案</p> <p>(d)BPS、長期財政展望、投資報告書に関する討論</p>
Appendix A	<p>（BPS、長期財政展望及び投資報告書に関する討論の時間制限について）</p> <p>各討論者の持ち時間：10分、全体の討論者数：12人</p>

（出典）NZ 議会議事規則（2020年8月4日改正時点のもの）をもとに筆者が作成

<https://www.parliament.nz/media/7418/standing-orders-2020.pdf>

思うに、SOに記載されているBPS等の審議スケジュールは規律密度が高いものである。本稿では、本章を通じてその記載内容の重要性を指摘し、かつ、FSRとは異なり本会議での討論が規定されているBPSについて主に取り上げたい。PFAの26M(1)にBPSが3月末までに議会に提出される旨規定されていることを踏まえれば、これを起点として議事規則の340(2)により委員会の審査日程の大枠（審査に割くことのできる日数の上限）が設定される。40勤務日の間に、委員会からの要求があれば財務大臣出席のもと（SO:340(3)）、BPSに関する審査が行われる。このようなプロセスを経て委員会レポートが作成され、その提出後、一般討論を代替する形でBPSに関連する本会議討論が行われる（SO:340(4)）。当該討論の時間（討論者×各持ち時間）は、SOのAppendix Aに具体的に定められている。一方で、1人の討論の持ち時間を2人で分割するということもできる（SO:122）。なお、議事規則255の内容を踏まえれば、当該討論は採決をとともなうものである。歳出予算法案（"main Appropriation Bill"）は7月31日までに提出される旨、PFAに規定されているが（PFA:12）、BPSのスケジュールが規則通りであるなら、予算案審議がこれに圧迫されない仕組みとなっていると言える。

議事規則の内容に関して一点注意すべきは、本稿においては委員会レポートの「提出」と訳した（したがって、同義であると判断した）340(2)の充足要件（"…Committee must report on…within 40 working days"）及び340(4)に規定されている討論日算出の起点（"…the report…has been presented…"）がそれぞれ何を指すかという点である。その検討経緯を簡潔に述べたい。議会事務局はJournals of the House of Representatives of New Zealand（以

下、議事録とする)を議会ホームページに掲載しているが²⁹、これにより BPS2015 以降の同報告書の特別委員会での審査の”Date commenced”及び”Date Reported”を確認できる。この点、本稿では 340(2)が規定する委員会レポートの「提出」の期限については前者を始点、後者を終点として検討すればよいものと考え、340(4)の討論日算出の起点についても後者を参照することとしている。一方で、本会議の議事には特別委員会作成のレポートの「告知」(”announcement”)があり (SO: 66(1))、これは”Date Reported”の日付と一致する場合もあればしない場合もある。例えば、BPS2019 については、”Date Reported”は 2 月 22 日、本会議でのレポート提出の”announcement”は 3 月 5 日であった。以上の点を踏まえると、BPS に関する委員会レポートの取扱いについては、同レポートの委員会からの提出という段階に加え、本会議での告知という段階が別途存在することとなる。本稿では前者を議事規則の 340(2)及び(4)の対象事項として判断していることをここで明示しておきたい。

以上述べたようなプロセスにより、議会、とりわけ専門性のある委員会においては、BPS 等の報告書の内容に関する議会と政府の間の質疑応答が行われる。そしてこのような審議過程のスケジュールは、少なくとも明文の法規範のレベルではかなり緻密に設計されている。前節で確認したように、PFA には議会に報告書が提出されるまでの手続について定められており、少なくとも明文上は同報告書に関する議会内審議過程の詳細について規定されていない。旧 FRA は FSR や BPS 等が政府の財政運営を概括的に評価する (“the overall review of financial management”) 委員会に送付される旨規定しているが (FRA: 16)、こちらも具体的な審議手続について定めたものではない³⁰。しかしながら、PFA 及び SO のいずれも議会の立法活動により制定されたものであり、議会の内部事項は基本的に議会の内部法規範に記載されるものである点に鑑みれば、関連する SO は議会が PFA の外部に設けた同法の運用を補完する制度としてみなすこともできよう。このような点を踏まえつつ、政府の議会に対するアカウンタビリティについて整理することで、NZ の財政責任モデルの運用事例において SO をどのように位置づけ、わが国への同モデルの導入に関する議論において議会内部法規範にどのような役割を与えるべきか検討することとする。

アカウンタビリティとは何か

FRA や PFA のアカウンタビリティの概念に関しては、先行研究において様々な見解を確認できる。財政責任について規定する法 (“Fiscal responsibility Law” (FRL)) における政府の議会に対するアカウンタビリティを論じた Lienert (2010) は、同概念が要請する要素として政府が議会に対して財政政策の狙いや事後の財政パフォーマンスに対して「透明性」 (“transparent”) を持つことを挙げており、また、政府内部のアカウンタビリティと対比させる形で、政府の議会に対するマクロ財政運営に関する集合的責任 (“the government’s

²⁹ <<https://www.parliament.nz/en/pb/journals-of-the-house/sessional-journals/>>

³⁰ FRA1994 の原文は NZ 政府のホームページ (NZ legislation 等) からは入手できなかったため、下記サイトの情報を利用した。<http://www.austlii.edu.au/nz/legis/hist_act/toc-1994.html>

collective responsibility to parliament for macro-fiscal management”)について言及している (p. 6)。また、Schick (2003) は、財政責任モデルは何等かの特定の財政運営上の結果を意味するものではないが、政府は財政の進路変更につきアカウントブルであることが求められ、また、政治リーダーは自由に財政上の意思決定を行うべきであるが、それは開かれた方法 (“open manner”) でなされるべきであると述べている (p. 18)。思うに、以上のような議論は財政政策上の意思決定の公開性に重きを置いたものである。かかる観点からアカウントビリティを整理した場合に、同概念が財政関係の報告書の議会内部における審議過程をその射程として捉えているのかは議論の余地がある。

一方で、前節で引用した Huang (2008) の議論を参考にすれば、財政責任モデルにおいて透明性や公開性の概念（その中心は、FSR 等の報告書での情報公開であろう）が機能するためには、論理必然的に議会がその役割を果たすこととなる。司法が議会にとって十分な情報とは何か、財政に関する報告書に記載されるべき事項は何か判断できない以上、政治過程によってその当為が議論されるということが想定されるからである。同著はまた、司法判断適合性の原則や FRA の目的及び枠組みは、政治アリーナ (“the political arena”) が、アカウントビリティが問われる空間としてふさわしいことを示唆するとし、したがって議会と公共 (“Parliament and the public”) が政治的圧力を加えることにより FRA を「執行」 (“enforce”) することが期待されると述べている (pp. 275-276)。前節での検討と関連するが、このような議論から想起されるのは、先述した整合性の説明等が充足されているか否かの価値判断を行う一主体としての議会の存在である。財政・歳出委員会における質疑応答は議会が政府に対し説明の充足の有無を指摘する機会となり、本会議討論は BPS 等に記載される政府の予算政策の是非を与野党が公共に対して主張するためのアリーナとして位置付けられる。

財政責任モデルに関するアカウントビリティの概念の捉え方に関しては、他分野の先行研究も参考になる。興津 (2015) は、国際行政法とアカウントビリティの関係について論じているが、同著はアカウントビリティを問責者と答責者の関係として整理した上で、透明性（情報公開など）、参加（事前の意思決定への関与）、及び統制（指示や命令等の行使）の概念からこれを切り離している (pp. 61-67)。かかる議論を財政責任モデルに直接適用することはできないが (PFA の内容を踏まえれば、情報公開という側面の重要性は無視できない)、例えば問責者としての議会、答責者としての内閣と整理した場合、BPS 等の審議に関する SO の規定は同報告書に記載された予算政策や財政目標等に関する議会と政府の間責・答責関係を規律づけたものとして整理することができる。また、Bovens (2007) は、EU 統治の観点からアカウントビリティの概念を整理し、狭義のアカウントビリティとして同概念を行為者 (“actor”) とフォーラム (“forum”) の関係、すなわち、行為者は自らの行為を正当化する義務を負い、フォーラムはこれに対して質問を投げかけ、判断を下し、行為者がその結果に服するものとして捉えている (pp. 448-454)。このようなアカウントビリティの整理からすると、行為者（政府）による正当化は書面 (BPS 等) をもってして行うことができる

としても、フォーラム（議会）との関係まで考慮すると質問を呈する機会（審議）が不可欠な要素として位置付けられるだろう。

以上、財政責任モデルに関連する先行研究だけでなく、様々な分野におけるアカウンタビリティの概念の考えを紹介したが、いずれも PFA と SO の関係について示唆に富むものである。Lienert（2010）及び Schick（2003）の議論からすれば、透明性や公開性はモデルに内在するアカウンタビリティとして重要な位置を占めるが、Huang（2008）の議論はこれらが充足されているといえるのか判定する（透明性等を実質化する）仕組みとしての議会の役割を示唆するものである。また、アカウンタビリティの定義に関する興津（2015）及び Bovens（2007）の研究からは、議会と政府の問責・答責関係が同概念の中心を占めるものであり、したがってフォーラムとしての議会における質疑は、同概念に内在する制度であると言える。

これらの議論を総合的に考慮し、本稿では、政府の議会に対するアカウンタビリティを透明性及び議会と政府の問責・答責関係として定義することとする。この点、SO が規律する議会内部の審議過程は、単に財政責任モデルに付随する仕組みとしてではなく、その趣旨を達成するための必要な要素として位置付けられるものである。すなわち、議会における審議を通じてより多くの、かつ具体的な予算政策や財政予測が公開されることが期待される一方で、議論の質を問わず、議会から報告書の内容に対して質疑が行われ、政府がこれに応じるという回路の存在自体が、財政責任モデルの機能において不可欠なものである。したがって、わが国において財政責任モデルの導入を検討する際には、同モデルの趣旨を果たすため、併せて国会法や議院規則によって財政関係の報告書の審議過程を規律付けることが検討される。次章において NZ の事例研究を行う際にも、手続的規定の運用実績に関する評価等に加えて、先に述べたような SO の運用実態（議会と政府の問責・答責関係）を分析することとする。

第3章 財政責任モデルの事例研究

第1節 本章での分析手法の整理

本章では、前章での財政責任モデルの評価体系に関する議論を踏まえて、実際に NZ の PFA 及び関連する SO の運用状況等について分析する。手続的規定の運用実態から当該手続を経て作成された具体的な財政目標の遵守実態、さらには BPS の議会内審査の様態についても分析することで、同モデルがどの要素においてどの程度機能しているのか議論する。本章での各分析の目的及び具体的な手段等を表にまとめると、以下の通りになる。

図表3-1 本章の分析手法の整理

調査項目	目的	具体的な手段
①手続的規定の運用実態に関する調査	・PFAに規定されているFSR及びBPSの記載内容に関する規定がどの程度遵守されているのか確認すること	・2004年PFA改正後の規定により作成されたFSR2005, BPS2006, …, FSR2021までの各報告書を確認し、チェック項目にしたがってその内容を評価する。
②財政実績に関する調査	・各年度に作成されたLTO及びSTIの内容と財政指標の実績値を比較し、NZの財政規律の遵守状況について判断すること	・各報告書のSTIに記載されている債務残高及び財政収支の予測値とBEFU2021に記載されている実績値を比較する
③議会と政府の問責・答責関係に関する調査	・LTO及びSTI等の項目を含む報告書の内容に関し、議会を問責者とし、政府を答責者とする質疑応答が実際にどのように機能しているのか検討すること	・①の調査において特に手続的要件の充足が問題となった内容等につき、議会で説明が求められ、財務大臣等がどのように答弁しているのか確認する
④BPS等の議会内審議過程を規律する規則の運用実績に関する調査	・BPS報告書の審議スケジュール(日程、審議時間、討論者数等)は、議事規則レベルでは規律密度が高いところ、実際の運用においても当該規則が遵守されていると言えるのか確認すること	・財政・歳出委員会でのBPSの審議にかかった日数等(含、BPSの議会への提出から本会議でのレポートの報告までに要した日数)を確認する ・本会議でのBPSに関する討論の時間と討論者数等を確認する

このうち、PFA(手続的規定)の運用実績の評価は①、手続を経て具体化された財政目標の遵守状況の評価は②、PFAとともにアカウントビリティを構成するSOの役割について議論するのは③及び④である。①～④の分析を行った後、財政責任モデルの運用を左右する要素としての議会の機能を検討する。

第2節 手続的規定の運用実績に関する評価

本節では、手続的規定の運用実績に関する調査の内容及び結果について論じる。PFA の手続的規定の内容については前章第3節において説明した通りであるが、規定内容の充足を評価するにあたり対象とする規定や年度を限定し、評価の判定基準を具体的に検討した。以下が具体的な検討事項である。

調査範囲

以下の2点につき検討を行った。

①対象とする期間に関しては、財政責任法の内容が財政法に統合された2005年1月以降とした。したがって、BPSについては2006年～2021年、FSRについては2005～2021年を対象とした。

②対象とする規定に関しては、FSR及びBPSの記載内容に関するものに絞り（提出時期については取り上げていない）、一部細かな規定は対象から外し、Wellbeing関係など改正が最近のものも除外した。したがって、分析の中心は長期的目標と短期的狙いに関する報告書の記載要件である。

評価方法

PFAの規定を元に評価項目を作成し、各報告書の記載内容を各々の項目に照らして評価を行った（✓、△、×の3段階評価）。判定基準の方針については、前章第3節で述べたように明確性に重きを置くこととした。評価に関する基準や結果、背景情報等は、下記図表（別図表）にそれぞれまとめている。

①評価項目：FSRについては図表3-2、BPSについては図表3-4

②評価：FSRについては図表3-3、BPSについては図表3-5

③評価の判定基準：FSRについては別図表1-1、BPSについては別図表2-1

④評価理由の詳細：FSRについては別図表1-2、BPSについては別図表2-2

（別図表は本稿のAppendixに記載している）

調査結果

図表3-3及び3-5からも確認できるように、本稿で作成した手続的規定の評価体系のもとでは、PFAが定めるFSR及びBPSの記載内容に関する規定は概ね遵守されていることがわかった。すなわち、FSR及びBPSともに、手続的規定が全く遵守されていない（×）ものはなく、記載密度に差はあれども、法が要請する記載事項を明確に表した、またはそれが示唆される記述を確認できた。なお、同じ✓との評価でも、整合性の説明の量が異なるものが多々あり、近年のほうが比較的良好に記述されているように思われる。調査から様々な事実や含意を得ることが出来たが、各報告書の評価の詳細はAppendixにまとめており、ここ

ではその一部を紹介することとする。

例えば、FSR の評価項目 A2 (LTO が原則との関係でどのように整合性をとっているのか) に関し、FSR2019 の記載内容を✓ (整合性について明確な説明がある) と評価したが、これは同報告書 p. 125 に”Both the short-term intentions and the long-term objectives remain consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the PFA.”との文言があり、LTO についてまとめている Table 10 (pp. 123-124) の債務に関する項目に、「債務の賢明な水準」とは”net core Crown debt”が対 GDP 比で 15~25% の状態であることが記載されており、同指標を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させる旨目標が設定されている点などを総合的に考慮したためである。

上記の例は、原則の遵守及びその解釈を明記したものとして考えられるが、原則からの逸脱について述べられている内容も確認できた。FSR の評価項目 B2~4 は 26K(2)の規定(STI と原則及びLTO との間の整合性の説明、整合的でない場合に遵守すべき手続に関する規定)を踏まえたものであるが、FSR2020 は一部 STI の内容につき原則からの逸脱を行う旨明記されている。すなわち、p. 42 に”Our short-term intentions remain consistent with our long-term objectives and the principles of responsible fiscal management, with the exception of the operating balance intention.”とあり、財政収支以外は、長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている(逸脱の言明)。加えて、Table 6 (pp. 40-41) には、逸脱の理由(新型コロナウイルスへの対応)、予測される逸脱の期間及び原則へと戻るアプローチ(逸脱を行うことができる財政的余力と今後の短期的財政収支の見通しなど)について記載されている。このように、一部報告書では新型コロナウイルス等に伴う経済・財政ショックに対応するための責任ある財政運営の原則からの逸脱が明記されている。

思うに、責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明は、LTO 及び STI という財政目標を政府の議会に対するアカウントビリティの観点から規律づける行為である。当該説明が明確な形でなされてこそ、具体的な財政目標が時の政府による原則の解釈の客体としての役割を遂行でき、その解釈の在り方が議会などの言論空間で問われることとなる。したがって、先に述べたような財政目標が原則に整合的であるか、逸脱したものであるかという価値判断の言明は、一連の解釈行為の根幹をなすものであり、特に大きな意味を持つと考える。この点に関連して指摘したいのは、政府が 26G(2)を適用している事例は、調査した範囲においては STI に限られている(例として、上記 FSR2020 他、BPS2021 及び FSR2021) という点である。少なくとも LTO については適用が確認できず、それどころか FSR2020 に関しては、同じ財政収支という指標につき LTO は原則と整合的(“consistent”)、STI は原則から逸脱という事態となっている。このことから NZ 政府の PFA の解釈に関する様々な議論(そもそも LTO の原則からの逸脱(26G(2)の適用)という事態を想定しているのか否かなど)が想起されるところであるが、いずれにしても、本稿では LTO 及び STI に関する説明はいずれも少なくとも原則との間の関係性が明記されるべきものとして評価を行った。この点、前章で論じたように、このことをもって関連する規定のあるべき解釈について私見

を述べているわけではないことは付言したい。

以上述べたように全体的には規定が遵守されている一方で、評価が△となっている内容や評価の性質上採点対象としなかったが問題と思われる内容も確認できた。本節でもその一部を取り上げたい。まず、新型コロナウイルス下の原則からの逸脱の事例である FSR2020 については先述したが、同時期に作成された BPS2021 においてはこれとは異なり長期的目標と原則との間の整合性は明記されていない（一方で、目標の内容から原則との間の関係性が示唆されている）。したがって、これに関連する F-1 の評価は△とした。

次に、世界金融危機等その他の経済・財政ショックの下で作成された報告書における財政目標についても着目すべきところ、FSR2009 においては LTO 及び STI とともに原則との間の整合性について明確な記述は確認できなかった。すなわち、両指標についてまとめた表などからは原則との間の整合性が示唆される説明（例えば、債務に関する長期的目標として、従来から用いられている”Manage total debt at prudent levels.”との文言を用い、短期・中期的には債務の増加が堅実(“prudent”)であるとしても、その後徐々に減少させる旨記載されている）が確認できるが、当該説明が原則に則った目標の設定を意味するものであるのか（債務に関する長期的目標における債務の増加の堅実性が原則との整合性を意図する表現なのか）あるいは原則からの逸脱の理由及び原則への回帰の方法等の記述を意味するものであるのか（短期の経済・財政ショックに対応するためとの債務増加の理由付けと長期的な債務状況の回復目標の設定に着目した場合、原則からの逸脱として読むこともできるだろう）、判断が難しいところである。示唆的表現がある以上×とは評価しなかったが、原則との間の整合性の言明については少なくとも”consistent”等の表現により言明されることが望ましいと考える。

最後に、BPS2009 では LTO は当年の FSR2009 で作成されることとされ、前政権下で作成された、経済財政予測の急激な変化により既に意味を失っている LTO（同報告書にも、”…the fiscal forecasts are outside the range that the Government considers prudent…”と書かれている（p. 15））が事実上「据え置き」されているといえるのだが、この点 PFA が要請するのはあくまで長期的目標が変更されたときの原則との間の整合性の説明であるため、関連する評価（F-1）は対象外（一）とした（なお、STI に関しても同様のことが指摘できる）。確かに、PFA の規定内容を踏まえれば、このような対応に問題はない。LTO の改定を問わず原則との間の整合性の説明が要求されるのは BPS ではなく FSR においてだからである。一方で、Harris and Wilson（2017）の言葉を借りれば、BPS を公表する目的は政府の予算上の意思決定の基礎に透明性を持たせることにある（p. 547）。実際にも、26M(2)(c) は当年度予算案と STI との間の整合性について記載することを要請している。この点を踏まえれば、経済及び財政の見通しが変化した場合の LTO（及び STI）の未改定は、予算案作成における透明性を毀損させる恐れがあると言えるのではないだろうか。BPS2009 の事例は、PFA の規定内容や各報告書の位置づけに関する問題を提起するものであると考える。

以上、手続的規定の運用実績の評価について述べたが、分析結果から示唆されるのは経

済・財政ショックのときほど財政責任モデルの手続的規定の真価が問われるということである。平時や、ショック時でも財政政策上の意思決定が固まった際などには、法が要請する内容が比較的明確に記載されていることが確認できるが、危機において将来の見通しが立たない中で報告書を作成することの難しさが感じられる分析結果となった。

図表 3-2 財政戦略報告書（FSR）の記載事項に関する評価項目

分類	評価項目	関連条文
A-1	長期的目標に(1)歳出、(2)歳入、(3)財政収支、(4)債務、及び(5)純資産がそれぞれ記載されているか	26J (1)(a)
A-2	長期的目標が責任ある財政運営の原則とどのように整合的であるのか説明があるか	26J (1)(b)
A-3	A-1 の長期的目標と直近の FSR の長期的目標（直近の BPS により直近の FSR の目標が変更された場合には、直近の BPS のもの）との間の一貫性が評価されているか	26J (2)(a)
A-4	A-3 に関連し、一貫性がないと評価される場合、目標の変更について正当化理由が記載されているか	26J (2)(b)
B-1	FSR が関係する会計年度及び少なくともその後 2 年間の会計年度について、A-1 の各指標の達成に関する政府の短期的狙いが示されているか	26K (1)
B-2	B-1 の短期的狙いと責任ある財政運営の原則及び A-1 の長期的目標それぞれとの間の整合性が評価されているか	26K (2)(a)
B-3	B-2 に関連し、整合性がないと評価される場合、その理由が記載されているか	26K (2)(b)
B-4	B-2 に関連し、整合性がないと評価される場合、整合性を得るためのアプローチが記載されているか	26K (2)(b)
B-5	B-2 に関連し、整合性がないと評価される場合、整合性を得るまでの期間の予測について記載されているか	26K (2)(b)
B-6	B-1 の短期的狙いと直近の FSR の短期的狙い（直近の BPS により直近の FSR の狙いが変更された場合には、直近の BPS のもの）との間の一貫性が評価されているか	26K (3)(a)
B-7	B-6 に関連し、一貫性がないと評価される場合、狙いの変更について正当化理由が記載されているか	26K (3)(b)
C-1	政府の支出、資産、債務の管理に関する、少なくとも向こう 3 会計年度（当該報告書が関係する年度を含む）にわたる戦略が記載されているか（戦略には例えば、(a) 支出、資産、債務の管理により求める結果及び(b) 支出、資産、債務の主要な要素について予期される変化等の詳細が伴われるとされる）	26KA (1)(2)
D-1	予算案提出の時期に作成される EAFU(26O)と B-1 の短期的狙いととの間の整合性が評価されているか（なお、両者の提出のタイミングは同時期である）	26L (1)(a)

D-2	D-1 に関連し、整合的でないと評価される場合、その理由が説明されているか	26L (1)(b)
D-3	直近の政権交代(政権を構成する政党の大きな変化)以降の政府の財政実績と FSR との間の整合性の程度が評価されているか	26L (1)(c)
D-4	租税制度や租税政策に関する目標を含む、政府の歳入戦略が記載されているか	26L (1)(d)
D-5	A-1 の長期的目標を構成する変数のトレンドの予測が記載されているか	26L (2)(a)
D-6	D-5 のトレンド予測に関し、以前の予測からの重大な変更の理由が説明されているか	26L (2)(a)
D-7	A-1 の長期的目標の指標とトレンドの予測との間の整合性が評価されているか	26L (2)(b)
D-8	D-5 の予測が A-1 の長期的目標から乖離している場合、その理由が説明されているか	26L (2)(c)

(出典) 財政法 (Public Finance Act 1989) をもとに筆者が作成 (一部和訳は田中 (2011) 及び稲毛 (2015) を参照)

※参照した財政法 (Public Finance Act 1989) は、2021 年 8 月 5 日時点のもの

※本稿の事例研究にあたり特に評価の対象とすべき内容を選択したのであって、FSR に関する全ての条文に関する内容を含んでいるわけではない。

図表 3-3 財政戦略報告書（FSR）の記載事項に関する評価

分類/年	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
A-1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
A-2	△	✓	△	✓	△	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
A-3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
A-4	—	✓	—	—	✓	✓	✓	✓	—	✓	—	✓	✓	—	—	✓	—
B-1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
B-2	△	✓	△	✓	△	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
B-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	✓
B-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	✓
B-5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	✓
B-6	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
B-7	△	✓	✓	✓	✓	△	△	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
C-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-1	✓	✓	△	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D-3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	✓	✓	✓	✓	—	✓	✓	△
D-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-5	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-6	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-7	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D-8	✓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（出典）NZ財務省の財政戦略報告書（FSR）をもとに筆者が作成。

※評価の基準、各年の評価の具体的な内容については Appendix に記載している。

図表 3-4 予算政策書（BPS）の記載事項に関する評価項目

分類	評価項目	関連条文
E-1	戦略的優先事項に関連し、政府が予算案の準備に際して従うべき包括的な政策目標が記載されているか	26M (2)(a)
E-2	戦略的優先事項に関連し、当該会計年度に政府が焦点を当てる政策分野が記載されているか	26M (2)(b)
E-3	戦略的優先事項に関連し、当該会計年度予算案と直近のFSR内の短期的狙い（または、その後修正があった場合には修正後の短期的狙い）との間の整合性について記載があるか	26M (2)(c)
F-1	A-1の長期的目標が直近のものから改められた場合、その変更点が示され、変更後の目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性が説明されているか	26M (3)(a)
F-2	B-1の短期的狙いが直近のものから改められた場合、その変更点が示され、変更後の狙いと責任ある財政運営の原則との間の整合性、及び変更後の狙いと直近の長期的目標（または、F-1により改められた目標）との間の整合性がそれぞれ説明されているか	26M (3)(b)
F-3	C-1の政府の支出、資産、債務の管理に関する戦略が直近のものから改められた場合、その変更点が明記されているか	26M (3)(c)

（出典）財政法（Public Finance Act 1989）をもとに筆者が作成（一部和訳は田中（2011）及び稲毛（2015）を参照）

※参照した財政法（Public Finance Act 1989）は、2021年8月5日時点のもの

※本稿の事例研究にあたり特に評価の対象とすべき内容を選択したのであって、BPSに関する全ての条文に関する内容を含んでいるわけではない。

図表 3-5 予算政策書（BPS）の記載事項に関する評価

分類 / 年	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
E-1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
E-2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
E-3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
F-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	—	✓	—	—	△
F-2	△	✓	✓	—	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	✓	△
F-3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	—	—	—	✓	—	—	—

（出典）NZ財務省の予算政策書（BPS）をもとに筆者が作成。

※評価の基準、各年の評価の具体的な内容についてはAppendixに記載している。

第3節 財政目標及び財政実績の比較

調査の背景

前節では手続的規定の運用実績を確認したが、本節ではかかる手続を経て作成（記載）された具体的な財政目標（LTO 及び STI）が実際にどの程度遵守されているのかという点につき、財政実績との比較を行うことで検討する。債務残高対 GDP 比等の財政上の実績値は、NZ の財政運営を評価する上で参考とすべき指標であるが、これを確認するだけでは財政が健全な状態にあるのか判断することは難しく、経済学の観点から財政の状態について持論を述べるのは本稿の趣旨ではない。責任ある財政運営の原則との間の整合性が考慮された LTO 及び STI をあるべき財政の基準として用いることで、前章の冒頭で紹介したマーストリヒト条約の運用実態の研究のような、財政上の実績値と財政ルールが定める具体的な数値目標との間の比較を疑似的に行うことができると考える。また、このような調査は、NZ における財政規律の機能（すなわち、田中（2004a）等のわが国の先行研究において期待される役割）の分析に他ならない。これが本節の分析の動機である。

調査方法

基本的には、前節で対象とした FSR 及び BPS に記載されている LTO 及び STI を整理し（別図表 3-1 及び 3-2）、経済・財政速報（EFU）に掲載されている経済財政の時系列表にある実績値との間で各財政指標の数値上の比較を行うこととした。また、同じ年を題目に冠する FSR 及び BPS の間で数値目標にどの程度差異が見られるかという点についても確認することとした。

以上のような前提を踏まえつつ、様々な点を考慮した結果対象とする指標や期間を限定した。例えば、実際のところ目標として相当程度数値化されているのは債務（Debt）及び財政収支（Operating balance）に関する STI である。このような指標の力点の置き方に関しては、NZIER（2018）は責任ある財政運営の原則をどのように活用するのかは政府次第であり、実際のところ純資産に関してはあまり焦点が当てられていない旨述べている（p. 15）。また、LTO については 2004 年の PFA 改定以降、先述したように少なくとも二度の経済・財政ショックがあったこともあり頻繁に改定されており、対象とする期間（10 年以上）における目標と実績値との間の比較に意味を持たせることが難しい。したがって、本稿では債務及び財政収支に関する STI を中心に分析を行った。また、実績値として用いたのが 2021 年の BEFU に記載されている時系列表であり、これに記載されている数値は 2011 年以降である点（過去の EFU とつなぎ合わせることも検討できるが、統計の都合上「実績値」であっても作成された EFU 間で異なるという問題が生じてしまう）及び STI の予測値と比較できるのは同表に記載されている指標に限られる点（指標により様々な集計方法がある）等を考慮した結果、債務については BPS2010 以降、財政収支については BPS2012 以降の分

析に限定した。したがって、対象とする財政の短期的狙いは、世界金融危機からの財政の立て直しの時期以降のものである。

本節の調査に関する資料は、下記図表（別図表）にそれぞれまとめている。

①財政実績一覧（BEFU2021 より入手）：図表 3－6

②債務に関する STI における予測値と実績値の比較：図表 3－7

③財政収支に関する STI における予測値と実績値の比較：図表 3－8

④FSR 及び BPS における債務に関する LTO 及び STI の変遷：別図表 3－1

⑤FSR 及び BPS における財政収支に関する LTO 及び STI の変遷：別図表 3－2

（別図表は本稿の Appendix に記載している）

調査結果

概して言えるのは、債務及び財政収支のいずれについても予測値と実績値との間及び同年度予算を対象とする BPS と FSR との間の差は、新型コロナウイルス等に関連する時期などの一部を除き大きなものではないということである。図表 3－7 及び 3－8 にあるように、ある年に作成された BPS 及び FSR に記載されている STI の対象会計年度は数年先のものもあり、この点短期的将来の財政政策は数年前の STI により一定程度規律づけられていると言える。また、同じ年の予算を対象とする FSR 及び BPS の間の差が小さいということは、予算案提出前に政府が予算政策を表明する媒体としての BPS の価値を裏付けることにつながる。このような結果は、各予測の正確さと STI 策定後の財政運営の一貫性を定量的に示すものとして重要な意味を持つと考える。

また、図表 3－7 及び 3－8 では指標間の差が正である場合には青色、負である場合には赤色で各々表記しているが、分析結果によれば色に偏りがあるわけではなく、したがって債務及び財政収支は過大または過小のいずれかに予測されがちであるというものではない。なお、債務に関する図表と財政収支に関する図表とでは、色及び数値の正負が有する含意は真逆である。債務に関する図表であれば予測値と実績値の差が青色、財政収支に関する図表であれば差が赤色である場合指標の改善と見ることができよう。

加えて、同じ指標が約 10 年間採用されている点についても注目したい。例えば、債務であれば BPS2010 において用いられていた“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は FSR2020 でも採用されており、財政収支については“operating balance (before gains and losses)”に関して同様のことを指摘できる。このような財政に関する指標の一貫性は指標の操作を監視し、財政規律の弛緩を防ぐという意味で重要であると考えられる。STI への記載という形で政府に対して財政目標の設定に際して依拠している考えを明らかにさせ、その一貫性を説明させる（例えば、FSR に関する 26K(3)）という PFA の枠組みの意義は、かかる観点からも整理できよう。一方で、本稿での分析にあたって対象から除いた 2000 年代の FSR 及び BPS における債務等に関する STI についても併せて触れなければ、指標に関する評価はミスリードとなってしまふ。詳細は別図表 3－1 及び 3－2 にまとめている

が、例えば先に述べた”Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”が採用されているのはFSR2009からであり、それ以前は目標の中心は総債務に関する指標に限られていた。同報告書では、政府の財政制約を理解するためには政府が保有する金融資産の程度を考慮に入れた指標も必要であるとして同指標の意義が主張されているが、財政危機に際しての財政の健全性の定義の修正の是非については慎重に判断する必要があると考える。

図表3-6 財政実績の時系列表（(出典) BEFU2021）

June years	2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025					
	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Actual	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast	Forecast					
\$millions																																		
Revenue and expenses																																		
Core Crown tax revenue	51,557	55,081	58,651	61,563	66,636	70,445	75,644	80,244	86,468	85,102	86,468	80,244	86,468	85,102	91,543	93,188	101,693	107,108	113,245															
Core Crown revenue	57,199	60,428	63,805	67,093	72,213	76,121	81,782	86,778	93,474	91,923	93,474	86,778	93,474	91,923	97,942	99,778	108,937	114,883	121,343															
Core Crown expenses	70,099	68,939	69,962	71,174	72,363	73,929	76,339	80,576	86,959	108,832	86,959	80,576	86,959	108,832	110,745	114,717	115,436	117,803	121,145															
Surpluses																																		
Total Crown OBEGAL	(18,396)	(9,240)	(4,414)	(2,802)	414	1,831	4,069	5,534	7,429	(23,057)	7,429	5,534	7,429	(23,057)	(15,127)	(18,409)	(9,486)	(5,650)	(2,336)															
Total Crown operating balance	(13,360)	(14,897)	6,925	2,939	5,771	(5,369)	12,317	8,396	389	(30,040)	389	8,396	389	(30,040)	1,274	(15,648)	(5,245)	(881)	3,045															
Cash position																																		
Core Crown residual cash	(13,343)	(10,644)	(5,742)	(4,109)	(1,827)	(1,322)	2,574	1,346	(710)	(23,692)	(710)	1,346	(710)	(23,692)	(25,277)	(39,232)	(25,654)	(5,999)	3,284															
Debt																																		
Gross debt ¹	72,420	79,635	77,984	81,956	86,125	86,928	87,141	88,063	84,449	102,257	84,449	88,063	84,449	102,257	97,028	95,943	114,395	136,377	154,598															
Gross debt incl RB settlement cash and bank bills	77,290	84,168	84,286	88,468	93,156	93,283	92,620	95,437	90,930	124,145	90,930	95,437	90,930	124,145	136,919	174,495	198,429	202,961	199,835															
Net core Crown debt (incl NZS Fund) ²	23,969	33,475	34,428	34,174	30,862	32,102	23,619	19,460	14,060	36,532	14,060	19,460	14,060	36,532	55,292	91,416	111,504	111,522	101,749															
Net core Crown debt ²	40,128	50,671	55,835	59,931	60,631	61,880	59,480	57,485	57,736	83,375	57,736	57,485	57,736	83,375	113,655	153,311	178,478	184,243	180,784															
Total borrowings	90,245	100,534	100,087	103,419	112,580	113,966	111,806	115,652	110,248	152,717	110,248	115,652	110,248	152,717	173,227	215,234	245,218	254,457	255,084															
Net worth																																		
Total Crown net worth	80,887	59,780	70,011	80,697	98,236	95,521	116,472	135,637	143,339	115,943	143,339	135,637	143,339	115,943	117,263	102,187	97,145	96,439	99,643															
Total net worth attributable to the Crown	80,579	59,348	68,071	75,486	86,454	89,366	110,532	129,644	136,949	110,320	136,949	129,644	136,949	110,320	111,990	96,551	91,508	90,817	94,038															
Nominal expenditure GDP (revised actuals)	205,650	214,978	218,814	236,873	245,576	258,716	275,737	296,056	310,261	316,552	310,261	296,056	310,261	316,552	334,399	349,742	371,677	392,862	414,390															
% GDP																																		
Revenue and expenses																																		
Core Crown tax revenue	25.1	25.6	26.8	26.0	27.1	27.2	27.4	27.1	27.9	26.9	27.9	27.4	27.1	27.9	27.4	26.6	27.4	27.3	27.3															
Core Crown revenue	27.8	28.1	29.2	28.3	29.4	29.4	29.7	29.3	30.1	29.0	30.1	29.3	29.3	29.0	29.3	28.5	29.3	29.2	29.3															
Core Crown expenses	34.1	32.1	32.0	30.0	29.5	28.6	27.7	27.2	28.0	34.4	28.0	27.2	27.2	28.0	33.1	32.8	31.1	30.0	29.2															
Surpluses																																		
Total Crown OBEGAL	(8.9)	(4.3)	(2.0)	(1.2)	0.2	0.7	1.5	1.9	2.4	(7.3)	2.4	1.9	2.4	(7.3)	(4.5)	(5.3)	(2.6)	(1.4)	(0.6)															
Total Crown operating balance	(6.5)	(6.9)	3.2	1.2	2.3	(2.1)	4.5	2.8	0.1	(9.5)	0.1	2.8	0.1	(9.5)	0.4	(4.5)	(1.4)	(0.2)	0.7															
Cash position																																		
Core Crown residual cash	(6.5)	(5.0)	(2.6)	(1.7)	(0.7)	(0.5)	0.9	0.5	(0.2)	(7.5)	(0.2)	0.5	(0.2)	(7.5)	(7.6)	(11.2)	(6.9)	(1.5)	0.8															
Debt																																		
Gross debt ¹	35.2	37.0	35.6	34.6	35.1	33.6	31.6	29.7	27.2	32.3	27.2	31.6	29.7	32.3	29.0	27.4	30.8	34.7	37.3															
Gross debt incl RB settlement cash and bank bills	37.6	39.2	38.5	37.3	37.9	36.1	33.6	32.2	29.3	39.2	29.3	33.6	32.2	39.2	40.9	49.9	53.4	51.7	48.2															
Net core Crown debt (incl NZS Fund) ²	11.7	15.6	15.7	14.4	12.6	12.4	8.6	6.6	4.5	11.5	4.5	6.6	6.6	11.5	16.5	26.1	30.0	28.4	24.6															
Net core Crown debt ²	19.5	23.6	25.5	25.3	24.7	23.9	21.6	19.4	18.6	26.3	18.6	19.4	18.6	26.3	34.0	43.8	48.0	46.9	43.6															
Total borrowings	43.9	46.8	45.7	43.7	45.8	44.0	40.5	39.1	35.5	48.2	35.5	39.1	35.5	48.2	51.8	61.5	66.0	64.8	61.6															
Net worth																																		
Total Crown net worth	39.3	27.8	32.0	34.1	40.0	36.9	42.2	45.8	46.2	36.6	46.2	45.8	46.2	36.6	35.1	29.2	26.1	24.5	24.0															
Total net worth attributable to the Crown	38.2	27.6	31.1	31.9	35.2	34.5	40.1	43.8	44.1	34.9	44.1	43.8	44.1	34.9	33.5	27.6	24.6	23.1	22.7															

1. Excludes Reserve Bank settlement cash and bank bills.

2. Excludes advances.

3. The 2019 Actual comparator has been restated for the impact of new accounting standards effective from 1 July 2019. At this point in time, the earlier years in this time series have not yet been restated.

図表3-7 債務に関するSTIの予測値と実績値等の比較

報告書	指標	対象会計年度	予測値	実績値	予測値-実績値	BPS-FSR *1
BPS2010	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2013/14	38.8	38.5	0.3	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2013/14	29.0	25.5	3.5	—
FSR2010	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2013/14	35.3	38.5	(3.2)	3.5
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2013/14	26.5	25.5	1.0	2.5
BPS2011	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2014/15	36.9	37.3	(0.4)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2014/15	28.5	25.3	3.2	—
FSR2011	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2014/15	37.2	37.3	(0.1)	(0.3)
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2014/15	29.6	25.3	4.3	(1.1)
BPS2012	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2015/16	36.9	37.9	(1.0)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2015/16	28.6	24.7	3.9	—
FSR2012	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2015/16	35.1	37.9	(2.8)	1.8
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2015/16	27.7	24.7	3.0	0.9
BSP2013	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2016/17	39.1	36.1	3.0	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2016/17	29.3	23.9	5.4	—
FSR2013	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2016/17	38.8	36.1	2.7	0.3
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2016/17	27.3	23.9	3.4	2.0
BPS2014	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2017/18	33.2	33.6	(0.4)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2017/18	22.3	21.6	0.7	—
FSR2014	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2017/18	34.0	33.6	0.4	(0.8)
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2017/18	23.8	21.6	2.2	(1.5)
		2019/20	20.0	18.6	1.4	—
BPS2015	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2018/19	31.0	32.2	(1.2)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2018/19	22.5	19.4	3.1	—
FSR2015	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2018/19	31.4	32.2	(0.8)	(0.4)
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2018/19	22.9	19.4	3.5	(0.4)
		2019/20	20.9	18.6	2.3	—
		2020/21	19.7	26.3	(6.6)	—
BPS2016	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2019/20	33.5	29.3	4.2	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2018/19	25.6	19.4	6.2	—
		2019/20	24.0	18.6	5.4	—
		2020/21	21.9	26.3	(4.4)	—
FSR2016	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2019/20	30.4	29.3	1.1	3.1
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2018/19	23.1	19.4	3.7	2.5
		2019/20	20.8	18.6	2.2	3.2
		2020/21	19.3	26.3	(7.0)	2.6
BPS2017	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2019/20	28.8	29.3	(0.5)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2018/19	22.2	19.4	2.8	—
		2019/20	20.3	18.6	1.7	—
		2020/21	18.8	26.3	(7.5)	—
FSR2017	Gross sovereign-issued debt incl RB settlement cash and bank bills	2020/21	26.3	39.2	(12.9)	—
	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	20.6	18.6	2.0	(0.3)
		2020/21	19.3	26.3	(7.0)	(0.5)
BPS2018	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	21.9	18.6	3.3	—
		2020/21	20.8	26.3	(5.5)	—
FSR2018	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	20.6	18.6	2.0	1.3
		2020/21	20.2	26.3	(6.1)	0.6
BPS2019	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	20.7	18.6	2.1	—
		2020/21	20.1	26.3	(6.2)	—
FSR2019	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	20.4	18.6	1.8	0.3
		2020/21	20.7	26.3	(5.6)	(0.6)
BPS2020	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	19.6	18.6	1.0	—
FSR2020	Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)	2019/20	30.2	18.6	11.6	(10.6)

(出典) NZ 財務省の財政戦略報告書 (FSR)、予算政策書 (BPS)、及び経済・財政速報 (EFU) をもとに筆者が作成

※1: BPS-FSR とは、”BPS2020 の Core Crown debt の値 - FSR2020 の Core Crown debt の値”のように、同じ年度の予算を対象としている報告書に記載されている同一指標に関する短期的狙いの間の差を求めたものである。

図表 3-8 財政収支に関する S T I の予測値と実績値等の比較

報告書	指標	対象会計年度	予測値	実績値	予測値-実績値	BPS-FSR *1	
BPS2012	Operating balance (before gains and losses)	"Based on the operating allowance for the 2012 Budget"	2012/13	(2.6)	(4.3)	1.7	—
			2014/15	0.2	(1.2)	1.4	—
	Operating balance		2012/13	(1.5)	(6.9)	5.4	—
FSR2012	Operating balance (before gains and losses)	"Based on the operating allowance for the 2012 Budget"	2012/13	(3.6)	(4.3)	0.7	1.0
			2014/15	0.1	(1.2)	1.3	0.1
	Operating balance		2012/13	(2.6)	(6.9)	4.3	1.1
BPS2013	Operating balance (before gains and losses)	"Based on the operating allowance for the 2013 Budget"	2013/14	(0.9)	(2.0)	1.1	—
			2014/15	0.0	(1.2)	1.2	—
	Operating balance		2013/14	0.0	3.2	(3.2)	—
FSR2013	Operating balance (before gains and losses)	"Based on the operating allowance for the 2013 Budget"	2013/14	(0.9)	(2.0)	1.1	0.0
			2014/15	0.0	(1.2)	1.2	0.0
	Operating balance		2013/14	0.2	3.2	(3.0)	(0.2)
BPS2014	Operating balance (before gains and losses)	"Based on the operating allowance for the 2014 Budget"	2013/14	(1.0)	(2.0)	1.0	—
			2014/15	0.0	(1.2)	1.2	—
	Operating balance		2014/15	1.3	1.2	0.1	—
FSR2014	Operating balance (before gains and losses)		2013/14	(1.1)	(2.0)	0.9	0.1
			2014/15	0.2	(1.2)	1.4	(0.2)
	Operating balance		2014/15	1.3	1.2	0.1	0.0
BPS2015	Operating balance (before gains and losses)		2014/15	(0.2)	(1.2)	1.0	—
			2015/16	0.2	0.2	0.0	—
	Operating balance		2014/15	0.8	1.2	(0.4)	—
FSR2015	Operating balance (before gains and losses)		2014/15	(0.3)	(1.2)	0.9	0.1
			2015/16	0.1	0.2	(0.1)	0.1
	Operating balance		2018/19	1.3	1.9	(0.6)	—
BPS2016	Operating balance (before gains and losses)		2015/16	(0.2)	0.2	(0.4)	—
			2016/17	0.1	0.7	(0.6)	—
	Operating balance		2019/20	1.7	2.4	(0.7)	—
FSR2016	Operating balance (before gains and losses)		2015/16	0.3	0.2	0.1	(0.5)
			2016/17	0.3	0.7	(0.4)	(0.2)
	Operating balance		2019/20	2.2	2.4	(0.2)	(0.5)
BPS2017	Operating balance (before gains and losses)		2016/17	0.2	0.7	(0.5)	—
			2017/18	1.2	1.5	(0.3)	—
	Operating balance		2020/21	2.7	(7.3)	10.0	—
FSR2017	Operating balance (before gains and losses)		2016/17	0.6	0.7	(0.1)	(0.4)
			2017/18	1.0	1.5	(0.5)	0.2
	Operating balance		2020/21	2.2	(7.3)	9.5	0.5
BPS2018	Operating balance (before gains and losses)		2017/18	0.9	1.5	(0.6)	—
			2019/20	1.6	2.4	(0.8)	—
FSR2018	Operating balance (before gains and losses)		2017/18	1.1	1.5	(0.4)	(0.2)
			2019/20	1.7	2.4	(0.7)	(0.1)
BPS2019	Operating balance (before gains and losses)		2018/19	0.6	1.9	(1.3)	—
FSR2019	Operating balance (before gains and losses)		2018/19	1.2	1.9	(0.7)	(0.6)
BPS2020	Operating balance (before gains and losses)		2019/20	(0.3)	2.4	(2.7)	—
FSR2020	Operating balance (before gains and losses)		2019/20	(9.6)	2.4	(12.0)	9.3

(出典) NZ 財務省の財政戦略報告書 (FSR)、予算政策書 (BPS)、及び経済・財政速報 (EFU) をもとに筆者が作成

※1: BPS-FSR とは、"BPS2020 の OBEGAL の値 - FSR2020 の OBEGAL の値" ように、同年に作成された報告書に記載されている同一指標に関する短期的狙いの間の差を求めたものである。

第4節 PFAに関連する議事手続の運用実態の調査

前章第4節で論じたように、議事規則（SO）は議会におけるBPS等の報告書の審議手続を規定しており、財政責任モデルにおける議会と政府の間責・答責関係の枠組みを形成している。本節では、BPSの議会への提出後の審議過程（委員会審査時における財務大臣の出席義務や本会議における討論に関する規定があるという点でFSRとは異なる）の実態に関する調査の内容及び結果について論じる。

調査方法

調査においては、議会と政府の間責・答責関係のあるべき状態について、調査対象期間（2004年のPFA改定が始点）における質疑応答の量及び質ではなく、質疑応答が行われるスケジュールの規則性の観点に重きを置いた。前者については、そもそも議員の間責に対する大臣の答責が適格なものとなっているのか客観的に判断することは難しいという根本的な問題を指摘できる。一方で、議論の質を判断することは難しいとしても、委員会における質疑応答の充実が一定程度確認できるか否か検討することは、SOに定められている委員会審査の枠組みの意義を検討する上で重要である。そこで、この点については網羅的に検討するのではなく、本章第2節において問題点を指摘したBPS2009等の報告書を中心に審査内容を確認することとした（調査（1））。後者について調査する背景にあるのは、SOにはBPSが議会に提出されてから委員会審査を経て本会議討論が行われるまでのスケジュールが具体的に規定されており、このようなスケジュールに沿った審議が実施されているのであれば、与野党間の日程に関する争いに割かれる時間及び人員の軽減をもたらす、ひいては議会における議論の質を高めることに結び付くとの立論が可能ではないかとの視点である。本稿ではかかる仮説の検証までは行わないが、政府の議会に対するアカウンタビリティの確保の在り方を検討する上での一つの考えとして採用することとしたい。この点、本節では上述したようなSOが規定通りに運用されているのか、その運用実績を調査することとした（調査（2））。以下、両検討事項の詳細を述べる。

（1）委員会での質疑内容に関する調査

本検討はBPSに関する議会と政府の間責・答責関係の量と質に着目したものであるが、議員が質疑し大臣等がこれに対して答えるという形式が取られる委員会審査に限定して調査しており、討論の形が用いられる（政府が議員からの問いに対して回答する仕組みとなっていない）本会議討論については取り扱っていない。BPSの審査を担当する財政・歳出委員会は審査内容のレポートを公表しており、当該資料の内容から同委員会でのどのような質疑応答が行われているのか確認した。

（2）議事規則の運用実績に関する調査

当該調査を行う上での前提とした議事規則は主にBPSに関する規定であるSOの340及

び討論の時間等に関する原則を定めた Appendix A である。これらの規則を前提として、委員会での審査日数、本会議討論日、討論者数、討論時間等につき、会議録等を参考に調査した。調査対象期間において概ね議事規則に規定されている通りのスケジュールの枠組みが確認できるのであれば、議事規則の内容は（少なくとも外形的には）遵守されており、したがって審議過程は審議の当事者にとって予測可能性が高いものであるといえ、与野党が議会での質疑・討論に注力できるとの議論の展開に繋がると考える。

なお、議事規則の意義と審議過程の予測可能性に関しては、以下のような議論の整理が必要である。思うに、仮に議事規則の内容通りの審議過程が確認できるとしても、このことをもって SO が拘束力を有していると結論付けるとはできない。後述するように、例えば議事委員会と呼ばれる組織の意思決定等により議会運営のプロセスは調整できるのであり、このことを踏まえれば SO の規定通りの運用が外形的に実現している状態とは、単に時の議会の多数の構成員の意思と規定内容が一貫性を持つ状態であることを意味するからである。一方で、NZ 議会においては”Practice”と表される議会の先例または慣行と成文法源たる議事規則は一致しなければならず、かつ後述するようにそのための仕組みを有するため、基本的には上記の如き一貫性が期待されるものと言えよう（Harris and Wilson 2017: 18）。それゆえに、SO は一方でその運用が時の議会の構成員の意思決定に左右されるという宿命を背負いながらも、他方で議員や政党にとってはその内容が議事運営にかかる大多数の意思の具体としての価値を持つこととなる。言わば、成文法源を一定期間の議員の意思と近似しうるわけである。この点において、「当事者にとっての審議上の当為の拠り所である SO の規定を背景とした BPS 等に関する審議過程の予測可能性の検討」という営為が成り立ち、かつ SO は成文法源であるため議会の外部から客観的にこれを検討することが可能となるものと考ええる。

調査結果－委員会での質疑内容について

手続的規定の評価において△とした内容（BPS2006 及び BPS2021）や BPS2009 に関して疑問視した内容等に関する質疑について調査したところ、BPS2006 及び BPS2009 に関しては特に目立った質疑応答は確認できなかった。一方で、BPS2021 については、質問自体は LTO と原則との間の整合性の説明を求めるようなものではないものの、議論の結果として大臣が現状における責任ある財政運営の在り方について述べており、報告書に不足していた透明性の補足が示唆されるものであった。また、そもそも、予算戦略等に関する様々な内容も BPS には記載されているのであり、手続的規定の運用実績の調査において指摘した問題点以外に関する質疑応答も、BPS の本旨に沿ったものである。例えば、確認した BPS2009 に関する委員会レポートでは、減税政策の在り方に関する質疑応答が記載されている。図表 3－9 は本件調査において確認した BPS の委員会レポートにおける質疑応答の一部をまとめたものである。

図表 3-9 BPSの委員会審査における質疑応答の例

BPS2009（国民党政権） pp. 26-27

（※前年総選挙が実施されている）

Parker（労働党）：米国、日本、英国をはじめとする OECD 諸国は、現在の不況以前も財政赤字の状態でしたか。

English（財務大臣）：そのように認識しております。我々は不況前に対 GDP 比で 17,18%程度であったのに対して、諸外国は 40,50%でした。

Parker（労働党）：つまりこのような不況前の財政状況を前提として、労働党が過去に法制化した所得税減税よりも規模の大きい減税を行うことが正当化されたとお考えですか。

English（財務大臣）：我々の所得税減税の幅はより大きいものですが、この減税分は他の歳出カットにより賄われます。…

Parker（労働党）：もし財政ポジションが選挙前のものよりも悲惨なものであると考えたのであれば、公共支出を少し維持するとともに減税の幅を縮減させることもできたのではありませんか。

English（財務大臣）：我々は選挙キャンペーンにおいて減税を主張しました。我々は、減税は投資を喚起する等の理由から長期的に見れば望ましいことと考えています。…

BPS2020（労働党政権） p. 4 ※質疑応答の会議録はレポートに添付されていない

・財政状況について

我々は事務官（“Secretary”）と NZ における債務の賢明な水準に関する財務省の見解を議論した。事務官は、財務省は賢明な水準に関して分析しており、政府の債務に関する財政目標である 15~25%の水準は、かかる財務省の分析と整合的であり、当該分析は IMF 及び OECD の調査に基づくものであると説明した。…財務大臣は、国民党及び労働党を含む過去の政権による賢明な財政運営（“prudent fiscal management”）により、強い財政ポジションが達成されているとの認識を示した。

BPS2021（労働党政権） p. 10 ※質疑応答の会議録はレポートに添付されていない

・財政赤字と債務の増加について

国民党及び ACT の議員は政府が今後の構造的財政赤字への対処に関し懸念を示した。両党の議員は Covid-19 への対応のための強い財政出動の必要性を認めつつも、政府の 2021 年度予算案が適切なものであるのか疑問を呈した。

これに対して、財務大臣は、来る予算に伴う財政赤字を縮減するため、支出のレベルを調整する必要がある旨述べた。しかしながら、大規模な縮減は緊縮財政を招き、これは NZ の経済回復を遅らせる恐れがあると説明した。また、大臣は現時点における責任ある財政運営とは予算に伴う財政赤字の減少のみを意味するものではなく、経済の回復と雇用を支援するための積極的な財政政策をも包摂するものである点を主張した。加えて、歳出の増加とは対照的に、財政収支は 2027 年より黒字化する見通しにあると説明した。

（出典）NZ 財政・歳出委員会の BPS に関する委員会レポートをもとに筆者が作成

※手続的規定の運用実績の評価で取り上げた BPS に関する委員会レポートの全てを参照しているわけでは

ない

※本図表における政党の表記は以下の通りである。

国民党: New Zealand National 労働党: New Zealand Labour ACT: ACT New Zealand

調査結果－議事規則の運用実績について

本調査では BPS の議会内審議過程に関連する SO と実際のスケジュールの比較を行ったわけであるが、関連する主な議事規則は前章第 4 節の図表 2－5 に記載した通りである。図表 3－10 は議会における BPS の審議経過をまとめたものである。結論から言えば、実際の審議スケジュールの大枠は概ね SO の規定通りであることが確認できた。以下、(1) 委員会審査の規則性 (SO: 340(2)関係)、(2) 本会議討論日の規則性 (SO: 340(4)関係)、及び (3) 本会議討論時間の規則性 (SO: Appendix A 関係) に分けて論じる。

(1) 図表 3－10 からは、議会への BPS 提出から委員会レポートの提出までの日数は、議事録からデータが収集できる範囲 (図表に◎がある BPS2015 以降) ではほとんど 40 勤務日以内となっていることが確認できる。データが入手できなかった BPS2014 以前に関しても、議事規則の 340(2)の始点である議会への提出日については公表日と、終点である委員会レポートの報告日については委員会審査の最終日とそれぞれ近いことからスケジュールについて推測でき、この点、一部の例外を除き概ね 40 勤務日以内に報告されていることが推察される。また、委員会における審査日数自体は規則に定めがないものの、図表より 2 日間である場合が多いことがわかる。なお、規則に規定されている期限に間に合わない場合には、議事委員会 (Business Committee) により延期が決定されるものと思われる (SO: 79(h))³¹。

(2) BPS 及び委員会レポートに対する本会議討論の日程に関して言えば、先述したように議事録において“Date Reported”を確認できるのは BPS2015 以降に限られるため、SO: 340(4)の充足について確認できるのも同年以降作成のもののみであった。この点、BPS2016、2018、2021 については、図表中の委員会のレポート提出日及び本会議討論日から規則通りに討論が実施されていることが確認できる。その他の年度については、一見すると期間が SO の規定以上に空いているように思われるが、一般討論に代えて行われる討論は他にも規定されており (内閣総理大臣の演説に関するもの等 (SO:402(3))), これによりスケジュールが後倒しとなることが考えられる。また、そもそも一般討論が行われる水曜日に必ず本会議が開かれるわけではない。したがって、委員会レポートの提出以降、BPS に関する討論が行われる前に一般討論が行われる場合を除けば、SO: 340(4)が遵守されていないとは言えない。この点、BPS2015、2017、2019、2020 のいずれに関しても、その委員会レポートの提出から本会議討論までの間に一般討論が行われたことは確認できず、これらについても規定が遵守されているものと判断できる。以上の点を踏まえれば、本会議討論日についても規則的な運用となっていると言える。

³¹ BPS に関するものではないが、例えば 2021 年 8 月 4 日の議事委員会においては、FSR 及び BEFU の提出時期に関し、議事規則に規定されている期間を延長するとの決定がなされた。

(3) 本会議討論の時間についても、事務局が作成する”Order Paper”(議会ホームページより 2015 年以降のものにつき入手可能) や会議録(“Parliamentary Debates”)等の資料から、原則である討論者 12 人、かつ各持ち時間 10 分というルールが守られていることが確認できた。一部の討論については 2 人の討論者が時間を分け合うことで全体の討論者数が 13 人、14 人になった例があるが、これは SO: 122(2)に定められている正規の手段である。なお、討論順序に関しても、財政・歳出委員長の動議の提出とこれに続く討論、野党による討論、与党による討論…といったように、一定の規則性を確認できた。

以上述べたように、BPS の議会内審議過程に関する議事規則は、調査対象範囲においては基本的にはその明文の規定通りに運用されていたものと言える。入手可能な情報が限られていることもあり、内容によっては調査できなかった期間もあるが、詳細な規則に沿った審議過程の実現が議会と内閣の問責・答責関係を安定させる上で重要な役割を果たすことが示唆される結果となった。

図表3-1-10 BPSの審議経過（2006～2021）

BPS	公表日	委員会審査日（◎：議会へのBPSの提出～委員会のレポート提出）	本会議における審議		採決（賛否の態度は政党のみ記載）	首相 (政党)
			討論 日	討論者数及び時間等（議事規則 Appendix A の12人×10minと一致するか否かについて）		
2006	5.12.19 ✓	2日間 (2.15, 22)	3.1 (水)	Order Paper等の資料は得られず。一方で、実際の討論者は12人であり、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), (LO), (MF), Na, Fi, Gr, Ma, UF, ACT, La, Na, Na,	賛成 61 (La, Fi, UF, Pr) 反対 50 (Na, ACT) 棄権 10 (Gr, Ma)	Clark (La)
2007	6.12.19 ✓	2日間 (2.14, 21)	2.28 (水)	Order Paper等の資料は得られず。一方で、実際の討論者は12人であり、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), Na, Fi, Na, (MF), Gr, Ma, UF, Na, ACT, Na, La	賛成 61 (La, Fi, UF, Pr) 反対 50 (Na, ACT) 棄権 9 (Gr, Ma)	
2008	7.12.18 ✓	2日間 (2.13, 20)	3.12 (水)	Order Paper等の資料は得られず。実際の討論者は13人だが、“split into two speeches of 5 minutes”との発言等を考慮すると、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (DCF), La, Na, (MF), Fi, Gr, Ma, UF, ACT, Na, La, Na*, La	賛成 60 (La, Fi, UF, Pr) 反対 51 (Na, ACT) 棄権 10 (Gr, Ma)	
2009	8.12.18 ✓	3日間 (2.18, 3.4, 10)	3.25 (水)	Order Paper等の資料は得られず。一方で、実際の討論者は12人であり、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), (LO), (MF), La, Gr, ACT, Ma, (MF), La, Na, La, Na	賛成 69 (Na, ACT, Ma, UF) 反対 53 (La, Gr, Pr)	Key (Na)
2010	9.12.15 ✓	4日間 (9.12.16, 10.2.10, 24, 25)	3.17 (水)	Order Paper等の資料は得られず。一方で、実際の討論者は12人であり、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), (LO), Na, La, Gr, ACT, Ma, Na, La, Na, La, Na	賛成 68 (Na, ACT, Ma, UF) 反対 53 (La, Gr, Pr)	
2011	10.12.14 ✓	2日間 (2.9, 23)	3.9 (水)	Order Paper等の資料は得られず。一方で、実際の討論者は12人であり、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), (LO), (MF), La, Gr, ACT, Ma, Na, La, Na, La, Na	賛成 67 (Na, ACT, Ma, UF) 反対 52 (La, Gr, Pr)	
2012	12.2.16	2日間 (3.21, 4.4)	5.2 (水)	Order Paper等の資料は得られず。実際の討論者は13人だが、“split call”との発言等を考慮すると、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (DCF), La, (MF), La, Gr, Na, Fi, Na, La, Na, La*, Gr, Na	賛成 64 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 57 (La, Gr, Fi, Mn)	
2013	12.12.18 ✓	2日間 (2.13, 27)	3.13 (水)	Order Paper等の資料は得られず。実際の討論者は13人だが、“split call”との発言等を考慮すると、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), La, (MF), La, Gr, Na, Fi, Na, La, Na, La*, Gr, Na	賛成 63 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 57 (La, Gr, Fi, Mn)	
2014	13.12.17 ✓	2日間 (1.29, 3.5)	3.12 (水)	Order Paper等の資料は得られず。実際の討論者は13人だが、“5-minute call”との発言等を考慮すると、全体の時間は原則と一致するものと思われる。 討論順序: (CF), (LO), Na, La, Gr, Na, Fi, Na, La, Na, La*, Gr, Na	賛成 63 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 57 (La, Gr, Fi, Mn)	
2015	14.12.16 ✓	2日間 (2.11, 25) ◎12.16-3/3	3.11 (水)	Order Paperには、12人×10minとある。実際の討論者は14人だが、“5-minute call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), La, (MF), La, Na, Gr, Fi, Na, Gr*, Ma, Na*, ACT*, La, Na	賛成 63 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 57 (La, Gr, Fi)	

2016	15.12.15	2日間 (2.16, 3.2) ◎12.15-3.4	3.9 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は14人だが、“split call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), La, Na, La, Na, Gr, Fi, (MC), Gr*, ACT*, Na*, Na*, La, Na	賛成 63 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 58 (La, Gr, Fi)	English (Na)
2017	16.12.8	2日間 (2.8, 15) ◎12.8-2.16	3.8 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は13人だが、“split call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), La, (MC), La, (MC), Gr, Fi, Na, Gr*, Na*, ACT, La, Na	賛成 63 (Na, Ma, ACT, UF) 反対 57 (La, Gr, Fi)	Ardern (La)
2018	17.12.14	2日間 (1.31, 2.21) ◎12.14-2.22	2.28 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は13人だが、“five-minute call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), Na, (MF), Na, Fi, Na, Gr, Na, (MC)*, Na, La, Na, La	賛成 63 (La, Fi, Gr) 反対 56 (Na)	
2019	18.12.13	2日間 (2.20, 21) ◎12.13-2.22	3.6 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は14人だが、“split call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), Na, (MF), Na, (MC), Na, Gr, Na, La, Na, In*, La*, Na, La	賛成 63 (La, Fi, Gr) 反対 57 (Na, ACT)	
2020	19.12.11	2日間 (2.12, 19) ◎12.12-2.20	3.11 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は14人だが、“split call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), Na, (MF), Na, Fi, Na, (MC), Na, La*, Na, ACT*, La, Na, La	賛成 63 (La, Fi, Gr) 反対 57 (Na, ACT)	
2021	21.2.9	2日間 (3.24, 4.7) ◎(2.9)-4.8	4.14 (水)	Order Paper には、12人×10min とある。実際の討論者は14人だが、“split call”との発言等を踏まえると全体の討論時間はこれと一致するものと思われる。 討論順序: (CF), Na, (MF), Na, La*, La, (MC), ACT, La, Na*, Ma*, Ma*, La, Na, La	賛成 110 (La, Na, Gr, Ma) 反対 10 (ACT)	

(出典)下記資料をもとに筆者が作成

- ・公表日については、BPS 本体他、右記議会議務局作成の資料を参照<<https://www.parliament.nz/media/6170/budget-policy-statement.pdf>>
- ・委員会審査日については、BPS に関する委員会のレポートを参照 (議会ホームページから入手可)。
- ・本会議審議については主に会議録 (“Parliamentary Debates”) 及び2015年以降は Order Paper (事務方が作成する議事進行資料) を参照 (議会ホームページから入手可)。
- ・歴代首相については右サイトを参照<<https://nzhistory.govt.nz/politics/premiers-and-prime-ministers>>
- ・◎の日付については議事録 (Journals of the House of Representatives of New Zealand) から入手 (2015年以降の情報。始点を “Date commenced”, 終点を “Date reported” とした)。なお、2021年については始点が不明であるため公表日と同じと仮定した。

(用語等の解説)

✓: HYEPU (Half-year Economic and Fiscal Update) と同日に公表されている場合に付与。

La: New Zealand Labour Na: New Zealand National Gr: Green Party of Aotearoa New Zealand (BPS2006~2017以前は Green Party)

Ma: Māori Party Fi: New Zealand First UF: United Future Pr: Progressive ACT: ACT New Zealand Mn: Mana In: Independent (無所属議員)

CF: Chairperson of the Finance and Expenditure Committee DCF: Deputy Chairperson of the Finance and Expenditure Committee LO: Leader of the Opposition

MF: Minister of Finance (including Associate Minister of Finance, Acting Minister of Finance) MC: Minister of the Crown (other than Minister of Finance)

※討論順序中、括弧の無いものは政党名、括弧つきものは「財務大臣」などの役職名である。

*: “split call” など、議員の討論の前に当該討論の時間と分け合ったものである旨の発言が議長等からあった場合に付与。ペアが判別できないものも含めて記載。この点、例えば合計で13人の討論が行われた場合にも、一組のペアがあれば、全体の時間は原則たる12人×10minと同じになる。このような制度はSO: 122(2)に規定されている。

第5節 議会内審議過程を左右する制度的背景

本節での検討事項³²

前節までの議論により、NZの財政責任モデル（PFA及びSOの関連規定）の運用実態を評価し、一定の成果が上げられていることを確認した。かかる実績は何に起因するものだろうか。本稿では議会の役割に焦点を当てるわけであるが、思うに政府が議会からBPS等の内容に関する質疑を受けこれに応えることや、本会議討論により国民に予算政策の争点を示すこと自体意義のあることだとしても、これらがBPSの内容の充実（手続的規定の運用実績の向上）や具体的な財政目標の遵守に影響を与えるといった議論を行うことは難しい。そこで、本稿が果たすべき役割として、前節で確認した議会と政府の間責・答責関係を規律する制度が高度に形成され、同制度に従った議事運営が行われる制度的背景に着目したい。この点本節では、（1）議会が時のニーズに合わせてSOを改正³³できる理由、（2）SOの規定が遵守される理由の2点を検討することとする。

議事規則の制定を支える要因－議事規則委員会

BPS等の報告書の審議過程に関する明文の規律密度が高い点は先述したとおりであるが、このような規則の制定はPFAの改正に伴うもの以外にも、現実の運用の中で改正の必要性が検討される中で実際に規定が改正されたものもある。図表3-11は財政関係の手続に関するSOの改正を例示したものであるが、例えば2005年の規則改正はPFAの2004年改正（FRAへの統合）の内容を踏まえたものとなっている。一方で、2014年の規則改正により長期財政展望に関する委員会レポートの提出と本会議討論が新設されたが、長期財政展望に関するPFAの規定（PFA:26N）はそれ以前から存在していたものである。この点、端的に他の制定法の新設または改正という事実との間の整合性を取るための規則改正ではなく、議事日程の様態やニーズの変化等を踏まえた、時宜を得た規則改正が試みられていると言えよう。また、前節で取り扱ったBPSに関する本会議討論の時間については、少なくとも2005年以降からは同じであるものの、予算に関する討論等、その他の財政関係の討論時間の原則は、度々変更されている。

³² 後述するように、本節では審議の規則性を支える要素としての議事規則委員会及び議事委員会に着目しているが、大山（2003）によれば両委員会の設立は1990年代の選挙制度改革（小選挙区制から混合型議員比例代表制（MMP）への）と軌を一にしており、設立理由も選挙制度の変更に伴う多党化に対応するためである（pp. 103-116）。このような90年代の選挙制度改革に伴う改革は、FRAの導入についても当てはまる（多党化と連立政権誕生に伴う財政支出の弛緩への対応の必要性）ものであり（田中 2011: 185）、このことから財政責任モデルの議論と議会審議過程の議論の相互関係性を検討することの重要性が示唆されるところである。

³³ なお、議事規則の改正は動議によってのみ行われるものである（SO: 6）。

図表 3-1 1 財政関係の手続に関する SO 改正の例（2005 年改正以降）

改正年	新旧改正内容の比較		改正理由（議事規則委員会の改正案の提案理由より）
2005	旧	（2005 年規則改正以前） 318（予算政策書） （1）財政・歳出委員会は BPS が議会に提出されてから 6 週間以内または新年最初の本会議開会日から 4 週間以内に同報告書についてのレポートを提出しなければならない。	PFA の 2004 年改正（FRA の統合）により、改正前の規定（FRA）のままだと十分な審議時間が確保できなくなる恐れがあるため （旧 FRA（1994 年時点）） 6.（1）財務大臣は、毎年 3 月 31 日までに、その公表に併せて予算政策書（BPS）を議会に提出しなければならない
	新	（2005 年規則改正以降） 324（予算政策書） （2）財政・歳出委員会は BPS が議会に提出されてから 40 日（勤務日）以内に同報告書についてのレポートを提出しなければならない。	
2014	旧	（2014 年規則改正以前は、長期財政展望に関する財政・歳出委員会のレポート提出義務及び本会議討論に関する規定がなかった。）	長期的な経済の見通しを視野に入れることを促し、毎年の財政に関する審査にも長期的視点をもたらすことができるようになるため また、BPS の審議と同様、議会の審議日程を過度に圧迫するものではないとも述べられている
	新	（2014 年規則改正以降） 336（経済財政に関するレポート） （3）財政・歳出同委員会は、長期財政展望が議会に提出されてから 6 か月以内に、同報告書に関する委員会のレポートを提出しなければならない。 （5）長期財政展望（または投資報告書）に関する財政・歳出委員会のレポートが提出されてから初めての一般討論（"general debate"）において、長期財政展望（または投資報告書）に関する討論が行われる。同委員会の委員長（または、委員長欠席の場合にはその他の委員）はレポートに関する動議を提出し、その説明を行う。	
		（参考）財政に関する討論時間の変更（Appendix A 関係） ・ 予算に関する討論－14 時間から 15 時間に ・ 歳出予算見積書に関する討論－8 時間から 11 時間に ・ 補正予算法案の第二読会及び暫定予算法案の第二読会における討論－3 時間から 2 時間に ・ 内閣総理大臣の演説に対する討論－15 時間から 13 時間に （SO 内の"financial review"⇒"annual review"に） ※以降の改正でも討論時間や討論者に関する改正があり、2014 年改正時の内容から変更されたものもある（現在、予算に関する討論は 8 時間に縮減）	基本歳出項目（Votes）に関する審議により多くの時間を割けるよう調整するため
2020	旧	（2020 年規則改正以前） 336（経済財政に関するレポート） （4）財政・歳出委員会は、投資報告書が議会に提出されてから 2 か月以内に、同報告書に関する委員会のレポートを提出しなければならない。 338（予算の見積りの委員会審査） （2）全ての委員会は、予算演説の日から 2 か月以内に歳出予算見積書の審査報告を行わなければならない 341（歳出予算法案の第三読会） （1）歳出予算法案の第三読会における討論は、予算演説の日から 3 か月以内に終えなければならない	予算審議の充実と柔軟性の確保等の観点から、第 52 議会期限りの一時的規則（"Sessional Orders"）を恒久化するため

新	<p>(2020年規則改正以降)</p> <p>344 (経済財政に関するレポート)</p> <p>(4)財政・歳出委員会は、投資報告書が議会に提出されてから10週間以内に、同報告書に関する委員会のレポートを提出しなければならない。</p> <p>346 予算の見積りの委員会審査</p> <p>(4)全ての委員会は、予算演説の日から10週間以内に歳出予算見積書の審査報告を行わなければならない</p> <p>349 予算法案の第三読会</p> <p>(1)歳出予算法案の第三読会における討論は、予算演説の日から4か月以内に終えなければならない</p>	
---	--	--

(出典) 関連法案及び NZ 議会ホームページ内の各 Review of Standing Orders 等を参考に筆者が作成
 ※議事規則委員会のレポートは 2003 年改正に関するもの以降であれば参照できるが、2005 年改正以降のものを参照しているのは、同年改正以降の議事規則の内容であれば確認可能であるため (委員会のレポートの内容がそのまま反映されているとは限らない)

上述したように規則改正がその時々々の事情に鑑みて行われ (前節の議論を引き継げば、新たな”Practice”を法制度化する仕組みとも言えよう)、前節で述べたように審議がこのような明文の法規範に従った形で運用されているものとする、各議員は審議のスケジュールの在り方ではなく討論や審査の内容に集中でき、ひいては議会の予算・財政関係の議論の質を高めることに繋がるものと考え (もっとも本稿で確認できたのは BPS の審議過程のみである)。それでは、なぜこのような改正が可能なのであろうか。

この点、本稿では NZ 議会の議事規則委員会 (Standing Orders Committee) の重要性を指摘したい。SO によれば、議事規則委員会は議会の議事規則及び先例等を審査 (”review”) し、これらに関するレポートを議会に提出し、必要があれば改正の提案等を行うこととされている (SO: 7)。図表 3-11 の各改正事項も同委員会作成のレポート (Review of Standing Orders) に記載されているものであり、そこには改正に関する提案の内容及び提案理由等が記載されている。思うに、このような議会内部法規範の内容の「点検」に特化した委員会の存在は、当該法規範の改正の必要性を発見し、これを法形式に落とし込み、その内容に関する政党間の合意形成を行うという一連のプロセスを堅固なものにするためには重要である。議事規則委員会は (開会後しばらく委員会が開かれぬこともあるものの) 各議会の開会とともに自動的に設置されることとされており (SO: 185(1)(b))、その活動は定期的なものであると言える³⁴。同委員会には議長を委員長とし、各政党の代表議員が参加するものであり、審査は通常、議会期³⁵の後半に行われる (Harris and Wilson 2017: 14)。

同委員会の議事規則の審査においてとりわけ重要なのは、その意思決定の在り方 (委員会レポートの起草に関する意思決定ルール) が全会一致ルールによるものなのか、あるいは多数決ルールによるものなのかという点である。思うに、これは議事規則の有効性及びその改

³⁴ なお、Harris and Wilson (2017) によれば、議事規則委員会のような委員会による議事規則の審査は 1984 年から毎会期行われ、2003 年に恒久化されたとされている (p. 14)。

³⁵ Constitution Act 1986 によれば、議会の解散がない限り 3 年間である (CA: 17(1))。

正の難易度に大きく関わる。すなわち、多数決ルールに重きが置かれるのであれば、与党にとって規則改正しやすい仕組みであると言えるが、野党の意思が十分に尊重されない恐れがあるため、規則の価値が毀損される可能性がある。一方で、全会一致ルールに重きが置かれるのであれば、あらゆる政党の意思を反映した遵守されやすい規則を設けることが可能であるが、一部の政党の反対を理由として改正の時機を逃すという事態が起こりうる。両者はトレードオフの関係にあるとも言えよう。この点、Harris and Wilson (2017) は、委員会審査においてはコンセンサス及び単純多数のいずれでもない、大多数 (“overwhelming majority”) の賛同を得られるような改正パッケージを作成することが迫られ、そこには妥協があり、全ての政党が全ての改正案について賛成の態度を取るという前提があるわけではなく、政党はしばしば「最もましな」 (“least-bad”) 解決策を受け入れざるを得ない状況となると評している (p. 14)。先のトレードオフの議論からすれば、その中間的概念 (改正案に関して全てでなくとも大多数の政党の意思が反映され、一定程度の改正の頻度を確保できるような在り方) が採用されていると言える。NZ 議会において議事規則が必要に応じて改正される環境が整備されている理由の一つには、以上のような制度的工夫を挙げることができると考える。

議事規則の規則的な運用を支える要因—弾力的規定の存在

次に、前節でも述べたような NZ 議会において議事規則が規定通りに運用される理由についてさらに検討を加えたい。審議過程に関するルールを議事規則に定めたとしても与野党の合意により当該ルールからの逸脱が行われるということも考えられるため、原則通りの運用を担保する要素とは何か検討する必要がある³⁶。この点、ある種先に述べた議事規則委員会の存在と意思決定手法は、一定程度問いへの答えとなっているものと考えられる。すなわち、「大多数の政党の合意を得られる明文のルールが定期的にアップデートされる」仕組みが存在するのならば、審議過程の事案ごとに政党間合意に基づく SO の規定からの逸脱を行う動機はそれほど大きくないように思われる。

この点、検討すべきであるのは、翻ってどのような要素に関しては柔軟性が尊重されているのかという点である。すなわち、SO が明文の規定として自身の「弾力的」な運用 (例えば、具体的な規定を予め設けずに院内機関の意思決定に任せることや規定通りの運用が原則として期待される事項 (報告書の提出期限に関する規定等) に関し院内機関の意思決定に基づきこれとは異なる運用を行わせることなどが考えられる) を許容ないし予定する事例を確認すべきである。例えば、議事日程等議会の様々な議事上の意思決定を行うのは議事委員会であるところ (SO: 79)、SO において同委員会が必要に応じて特定の議事の決定・調整を行う旨個別に規定されている事項や、同委員会の所管事項として包括的に与えられた

³⁶ 例えば、Harris and Wilson (2017) も、異論を唱える議員がない場合の議事規則の停止に関する「許可」 (“Leave”) について説明した上で、「議会は議事規則により自らを拘束する一方で、究極的には議事手続を決める主体である」と述べている (pp. 15-16)。

権限に基づいた意思決定として取り扱うべき事項がある。逆説的ではあるが、規律密度の高い議事規則の中に上記の如き弾力性が存在することにより、議会運営の原則を定めたルールとして扱いやすくなり、全体としてはその規範性（信頼性とも言えよう）が保たれるということが考えられる。

図表 3-12 は、議事委員会における財政関連の討論等に関する意思決定を例示したものであるが、SO の内容を補完し、またはその内容から逸脱するような意思決定の事例を確認することができる。例えば 2021 年 5 月 5 日の委員会では討論時間の追加（SO: Appendix A に定められている政党党首の発言時間を 5 分間追加）や討論の各党の持ち時間の割当を決定していることがわかる。これらの意思決定は、議事規則の中に議事委員会の決定権が明確に位置づけられているという性格のものではなく、SO: 79 の趣旨から議事委員会の所管事項として認められる決定であるものと思われる。一方で、同日これとは別に歳出予算見積書を担当委員会で審議する日程に関する意思決定が行われているが、このような議事委員会の権限は SO の中に明記されているものである（SO: 346(2)）。同様に、8 月 4 日の委員会の決定事項には PFA に定めのある FSR 及び EFU の提出期限の延長があるが、これも言わば SO が自身の「弾力的運用」を認める例として考えることができる。すなわち、原則では当該期限が 2 か月と規定されつつも（SO: 344(2)）、SO: 252 には提出期限の定めのある委員会レポートにつき議事委員会の決定がある場合にはその期間の延長が認められる旨規定されている。このような規則の存在は、前節でその規則性を検討した BPS に関する提出期限についても議事委員会の決定により延長されることもありうることを意味する。なお、以上述べたのは 2021 年の委員会決定事項の一部であり、実際の決定内容の種類は、SO に「議事委員会の決定により」との文言が数多く確認できるように多岐に渡るものである。

図表 3-12 財政関連の討論等に関する議事委員会の決定事項の例（2021年）

<p>5月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年5月20日木曜日に行われる予算に関する討論（Budget Debate）では、政党の党首に与えられた発言時間（注：SO: Appendix A には20分と記載されている）は5分追加されること、翌日以降では、各日10分間の討論を6つとすること、その他の討論については各々5分とすること（締め括り日の財務大臣の10分間の返答はこれに含まれない）でそれぞれ合意 ・各討論の政党ごとの持ち時間は以下の通りとすることで合意 <p>Labour: 7人×10分、27人×5分（時間があれば、最初の追加的討論（5分））</p> <p>National: 4人×10分、14人×5分</p> <p>Green Party: 1人×10分、5人×5分</p> <p>ACT: 1人×10分、5人×5分</p> <p>Te Paati Māori: 1人×5分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年6月21日から始まる一週間を歳出予算見積書の審査のための週（Estimates week）とすることで合意（SO: 346(2)に基づく）
--

8月4日

・審議日程の都合上、財政・歳出委員会のFSR及びEFUのレポート提出期限を10週間に延長することで合意（SO: 344(2), 252に基づく）

8月31日

歳出予算見積書に関する討論において使い切らなかった時間は、COVID-19アラートがレベル2にまで下がったときに時事をテーマとする特別討論に充てる時間として持ち越すことで合意

（出典）NZ議会ホームページの委員会の議事経過等をもとに筆者が作成

※合意に関し、(SO…に基づく)旨の内容が何点かあるが、それらは議事経過に記載されているものである
※なお、「決定事項」としているが、「採決」(“vote”)の形式が取られるわけではない(議事経過には“agreed”とある) (Harris and Wilson 2017: 202)

以上のような事例は、正面から見れば審議過程の交渉の機会を増やす要素(=予算やBPS等に関する討論以外内容を政治化する要因)として、本稿で考える財政責任モデルの枠組みにおいては消極的に捉えることもできるが、別の見方をすれば交渉の余地を明記することにより交渉の機会を秩序立て、本来弾力性を認めなければ頻発しうる非公式な意思決定過程の定立(=審議過程の拠り所としてのSOの価値の毀損)という事態を避けるという意義を持つものであると考える。無論、外形的には「議事委員会の決定」とされる事項でも内実は非公式な場での政党間合意が決め手となるということもあり、したがって弾力的な規定があろうがなかろうが審議過程は変わらないのではないかとの反論も想起されるところである。しかしながら、当該規定により図表3-12の通り一部意思決定の法的根拠が明らかとなることで、報告書の提出期限等の原則からの逸脱事例やSOに具体的に記載していない意思決定例へのあるべき対応を「成文法源を中心に」考える(場合によっては後に法改正を行う)ことができるようになるものとする。

議事規則の規則的な運用を支える要因——一時的な柔軟性を規律付ける要素

SOの規則的運用に関連する別の要素として一時的規則(Sessional order)について論じたい。当該議事規則は、その名の通り一時的(一議会期の終了と同時に失効することもあるが、その他適用期間が具体的に設定される場合がある)に設けられる規則であり恒久的なSOの一部規定を補足または停止する性質のものである³⁷。このような一時的規則には、例えば先述したような議事委員会における意思決定も含まれる。実際に、第53議会期(2021年が含まれる)の一時的規則に関してまとめた議会資料には、先に述べたFSR等の提出期限の延長が含まれている³⁸。

³⁷ NZ議会ホームページの“Sessional Order”を参照。<<https://www.parliament.nz/en/pb/parliamentary-rules/sessional-orders/>>

³⁸ Sessional orders (53rd Parliament) as at 19 October 2021

思うに、このような制度には議事規則の規範性に関し様々な役割が期待される。第一に、規則の明文の規定から逸脱する、あるいは明文化されていないルールを執行するような議事手続について一時的規則というラベルを貼ることで、これを期間と紐づいたものとして管理することができる。これにより、どのような議事運営がどの期間において一時的とされている（されていた）のか逸脱の期間中（または事後）に確認することが可能になる。第二に、一時的とされた規則の運用を後に恒久化することにより、新たな議会先例を明文化することが可能になる。例えば、SO の改正に関してまとめた図表 3-11 には 2020 年の規則改正において、同議会期中の一時的規則とされた投資報告書に関する委員会レポートの提出期限の延長を恒久化する（提出期限に関する規則改正を行う）旨記載している。このように、一時的とされる規則の運用がその後も望ましいと判断されれば、明文の議事規則の中に取り込むという回路が存在している。この点に関して、Harris and Wilson (2017) は一時的規則の意義について、新たな規則を恒久化する前にそれが上手く機能するか「実験」(“experiment and trial”) する仕組みとして論じており、とりわけ財政関係の議事手続に関しては、恒久的な SO としての法定化の一年前にこのような仕組みが行われると述べている (p. 16)。このような点を踏まえれば、その時々々の事情により SO の規定から逸脱するという意味での一時的規則が設定されることもあれば、将来の規則化を見据えて当該規則が設定されるということもある。以上の点を踏まえると、明文の法規範として議事規則に規定されるべき議事手続に関し、中長期的な観点から現実的に検討するための装置として一時的規則を位置付けることができる。このような後の恒久的な議事規則への統合を意図する制度は、上述した弾力的な規定（時々々の SO からの逸脱的運用やルールの創出を容認する規定）とある種表裏の関係にあると言えよう。

以上のような制度により、何が議事手続を規律する規範であるかが定期的に調査・検討されることにより、多くの議員や政党の意思と整合的な議事規則が整備され、したがって成文法源の規定通りの運用を前提とした審議プロセスの大枠が形成されるものと考えられる。

第 6 節 本章の議論のまとめ

NZ の事例研究の総括

本節では NZ における財政責任モデルの運用に関し、PFA の手続的規定の運用実績、当該手続により作成される具体的な財政目標の遵守状況、及び SO 内の BPS 等の報告書の審議過程に関する規則の運用実態等の調査・分析を行った。

手続的規定の運用に関しては、概ね PFA に定められた報告書の記載事項が遵守（最も、具体的な財政目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明の程度等、記載しなけ

ればならない事項の程度を法解釈から導くことはできない) されているものと判断した。一方で、原則に則った運用であるのか、原則から逸脱した状況にあるのかという価値判断の言明に関する課題も確認できた。

具体的な財政目標と財政実績との間の比較に関しては、FSR 及び BPS 内の STI と実績値の差が基本的に小さく、したがって同目標が遵守すべき規範として活用されていることを確認した。財政責任モデルについては財政規律の数値的当為は原則との間の整合性が説明された時々の LTO 及び STI という形で表現されるところ、分析結果は政府自らが設定した具体的な財政ルールについてコミットしていることを示唆するものであり、この点、本稿の冒頭で述べた財政ルールの問題（政治アクターを自らの目標にいかにかコミットさせるか）に対して一定程度アプローチしているものとして整理できよう。

財政責任モデルの運用に関連する SO に関しては、議会及び政府双方の問責及び答責の量に着目してその運用を評価することに重きを置くのではなく、審議過程の予測可能性が議論の質を高めるとの視点に立ち、審議スケジュールの規則性に焦点を当てて調査することとした。調査の結果、財政・歳出委員会での BPS の審査日程、並びに BPS 及び同報告書についての同委員会のレポートに関する本会議討論の日程等は基本的に SO の明文の規定に沿ったものであり、この点予算・財政に関する議会内部の議論の質の確保（少なくともそのような方向性へと時間と人員を割くことができる環境の整備）が実現できていることが示唆された。また、財政責任モデルの運用を支える制度的背景に関しては、政府の議会に対するアカウントビリティ（議会と政府の問責・答責関係）と大きく関わる議会内審議過程に着目し、これを支える要素として議事規則委員会や SO の弾力的規定、一時的規則等の役割を論じた。この点、SO の内容を定期的に議論し、議会の構成員の大多数の意思と整合的な規則となるようアップデートすることが、SO の規範性を高め、ひいてはその運用に規則性をもたらすことになると結論付けた。

財政責任モデルに対して持つべき期待

以上が本章における事例研究の分析結果の概要であるが、思うに、一見すると上記の内容は（財政目標と財政実績の比較を除き）あまり財政規律の実態と関連するものではない。すなわち、財政ルールを設定する目的として財政赤字や債務残高の増大を様々な仕組みで防ぐことが挙げられるところ、議会の外部（BPS 等の提出前）にせよ、議会の内部にせよ、手続に関する議論が、従来財政ルールに対して期待されてきたこと（＝財政規律の弛緩の防止）とどのように関わるものなのか、よく整理しなければならない。また、Schick (2003) が論ずるような、「手続の正しさ」(“due process”) は「結果」(“outcome”) とは無関係であるという問いに対するアプローチを考えなければならない (p. 11)。財政責任モデルの運用の成功は、財政規律の問題とどのような関係にあると言えるのだろうか。

この点に関し、NZ の事例研究から得られる含意は以下の 3 点である。第一に、財政責任モデルの役割を検討する上では、同制度の運用においてあるべき財政規律の程度や様態は

事前に決定されているものではなく、かかる目標とこれを実現しようとする政治的コミットメントは「相互に」関係しあうものであるという点を考慮しなければならない。思うに、これはマーストリヒト条約のような財政ルールとは大きく異なる特徴である。同条約では財政赤字や債務残高に関する具体的な数値目標が明記されており、時の政府がこれらの目標の達成のための方策を講じることが期待される。すなわち、与件とされた目標に政治的コミットメントを「一方向的に」向かわせることが期待される制度であると言える。一方で、NZの財政責任モデルは毎年のBPS及びFSR等の公表という反復的な財政目標決定過程を通じて、財政上の目標と財政運営に関する政治経済的許容を（どちらか一方を固定するのではなく）互いに近づけようとする営為であり、その環境を規律する手続を定めた制度である。別図表3-1及び3-2にまとめたように、責任ある財政運営の原則に従いつつもNZ政府は経済・財政ショック時や回復の段階に応じてLTOやSTIの内容を柔軟に修正している。かかるプロセスにより経済学的観点からは消極的といえる目標が設定されることもあるだろうが、この場合政治的コミットメントの不足によるルールの運用の破綻は回避されることとなる。以上のような特徴を踏まえ、結局のところ財政責任モデルが採用される国に関しては、あるべき財政状態を同制度とは無関係に外的に設定しない限り、同制度が財政規律の弛緩を防止するか否かを直接論じることができない。財政規律の当為それ自身が財政責任モデルの運用プロセスの中で定義されるからである。この場合、財政責任モデルが財政規律の問題に対して果たしうる役割として挙げられるのは、「財政規律の定義（すなわち財政目標の設定）と政治的意思との間の政治的・財政的に持続可能な関係性の構築」であろう。このような仕組みにおいて期待されるのは、例えば再帰的な財政目標の設定及び政治的意思の形成により、やがて両者が政治的及び財政的現実を捉えたものへと収束するということである。そして、後述する2つの含意はかかる期待に密接に関わるものである。

第二に、財政責任モデルは財政目標の設定が政治的意思の影響を受ける仕組みとなっている一方で、同モデルは責任ある財政運営の原則を通じてあるべき財政目標に関する指針を示していると言え、この点「手続の正しさ」の帰結として得られる具体的目標には一定の方向性が期待される。すなわち、財政の原則として賢明な水準（"prudent levels"）とあり、また、基本的には財政収支の均衡があるべき財政の姿として記載されている以上、原則との間の整合性を説明するという手続を遵守する場合には結果として賢明な水準の債務残高に関する数値目標等が示されることとなる。換言すれば、財政責任モデルは原則と目標との間の整合性の説明の機会を創出することで、上述したような目標と政治的意思との間の相互関係が無制約に政治の場に委ねられ、経済学的観点等から設定されるべき財政目標の側が、時の政治的意思に一方的に歩み寄り続けるような事象が生じることを阻止している。実際にも、例えば本稿での調査対象期間の債務に関するLTOの多くは"Manage total debt at prudent levels"という前提のもと、いかに政府の数値目標がこれを表現するものなのか説明するという構造になっている。

第三に、上述したような財政責任モデルの「財政目標の方向付け機能」は、政府の議会に

対するアカウンタビリティが十分に確保されていることで堅固になるものである。例えば、財政目標と原則との間の整合性を説明することが要求されているとしても、これを形式的に満たすような目標が設定されるのであれば、客観的に観て実現が困難な目標であるとしても「手続の正しさ」から反論することはできない。この場合、先に述べた原則の期待に応えることが難しくなる。しかしながら、毎会期、予算案の提出前（BPSの審議）と予算案の提出後（FSR等の審議）において「規則的に」政府の予算政策や財政目標の方向性が審議されることを踏まえると、政府としても自ら定めた財政目標にコミットしなければならず、したがって責任ある財政運営の原則から説明可能な目標を審議プロセスに載せるということが想起されよう。このような過程において、財政目標と政治的意思の双方が政治的・財政的現実を踏まえて互いに歩み寄ることが期待されるのである。

以上の点を総合すると、財政責任モデルは政治的現実から持続可能な内容の財政目標を政府に設定せしめ、当該過程から懸念される目標の過少（または過大）という問題につき、財政目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明を要請し、議会の審議プロセスに乗せることで対処するという法制度であるといえる。このように一方で時の政府に財政上の裁量を与え、他方で議会との関係において行動を限定させようとするという方向性の異なる要素が互いに機能し合うことにより、財政規律が定義され、その維持・確保が目指されることとなる。この点、本稿において焦点を当てる要素である議会内部法規範がかかる過程において果たし得る役割として挙げられるのは、議会における財政目標、予算及び財政実績等に関する審議過程の原則を示し、当事者（政府及び与野党議員）にとっての与件となる審議環境を整えることで、Bovens（2007）が論じるような行為者たる政府に対してフォーラムを前提とした行動（すなわち、財政目標の設定と財政上の意思決定）を取る必要性を認識させることではないだろうか。本稿ではこのような議会内部法規範の役割が財政目標や予算の決定に与える影響に関する定量的な分析や審議の規則性が財政目標の内容を左右するという因果関係の検討を行うことまでは出来なかったが、少なくとも財政責任モデルが運用されているNZにおいては手続的規定を遵守した財政上の報告書が作成され、その内容は法が定めた原則に基づくものであり、かかる報告書に関する審議の日程が一定の規則性を持つという事象が並立しているという事実を示すことができた。

以上の議論を踏まえ、次章では本稿の直接的な問いであるわが国における財政責任モデルの運用について議論する。

第4章 わが国における財政責任モデルの運用の検討

第1節 わが国の議会内部法規範と財政責任モデルの関係

前章では、NZの財政責任モデルの事例研究を行い、手続的規定の運用実態等を調査し、一部の内容については課題を指摘できるものの一定の成果が得られているものと評価した。また、財政責任モデルの運用を支える制度的背景に関してはBPS等の議会内審議過程の規則性(SOの関連規定通りの運用)に着目し、これに寄与する議会の仕組みとして議事規則委員会による規則改正の体制の整備等を指摘した。以上のような結果を踏まえ、本章ではわが国の議会内部法規範に関し特筆すべき点を整理しつつNZの事例研究から得られる含意を検討し(第1節)、わが国における財政責任モデルの導入に向けた課題を議論する(第2節)。

わが国の議会内部法規範

NZにおいて一定の成果を上げた制度がわが国においても同様に機能するとは限らない。第1章で述べたように財政ルール運用を左右する要因は会計制度や予算制度³⁹など多岐に渡るものであり、このうち本稿では議会内審議過程及び議会内部法規範に着目することとしているが、NZの事例研究の結果をわが国の議論に適切に活用するためには上記のような差異を考慮する必要がある。この点、本節で検討を行うのは、前章で検討した議論の枠組みをわが国での財政責任モデルの運用を議論する際にどのように、そしてどの程度活かすことができるのかという点である。すなわち、財政責任モデルの運用を議会の側面から捉えようと、報告書に関する審議の質を高める上では当該審議の規則性(当事者にとっての予測可能性)を重要な要素の一つとして考えることができ、これを支えるものとして議事規則委員会の存在等が挙げられるところ、わが国国会にはこのような「制度的土壌」が存在しているのか、土壌が存在しないのであればわが国での同モデルの運用に関してどのような議論を展開することができるのか検討する必要がある。

上記の如き問いに答えるためには、まず当該法規範の意味するところを整理し、わが国における実態を確認する必要がある。この点、前章までのNZの財政責任モデルの運用に関する議論では、議会内部法規範という概念を端的にNZ議事規則との関係で用いていたが、本来であれば同概念は不文の先例等も対象とする広い意味での法規範を指すものとして考え

³⁹ 例えば、碓井(1997)は、立法による財政改革の推進という着眼点から、予算と並んで多年度財政計画が策定されることの重要性を指摘し、その作業が行政内部に委ねられており国会が関与できない点を指摘するなど、予算単年度主義の問題点と解決に向けた課題を論じている(pp.3-10)。本来であれば、このような問題や特別会計の区分の問題等に関するアプローチについても整理すべきところ、本稿では議会内審議過程に焦点を当てている。

られる⁴⁰。わが国国会の文脈では、森本（2021）が論じる「実質的意義における国会法」の内容を参考にし、これを議会内部法規範と呼ぶこととする。すなわち、同著は国会の組織や権能、活動等に関する（この点において、選挙法はその対象から除かれる）各種の法形式を「実質的意義における国会法」と定義しており、これには成文法源である日本国憲法、国会法及び議院規則等以外にも、不文法源である先例が含まれる（pp. 3, 14-30）。同著は、先例を「法規に規定のない事項、法規の解釈に関する事項等について、規範としての性格を持つに至ったもの」と定義している（p. 15）。なお、先例は不文法源である一方で、これを「収録」したものとして衆議院であれば「衆議院先例集」及び「衆議院委員会先例集」、並びに参議院であれば「参議院先例録」及び「参議院委員会先例録」が刊行されている⁴¹。

かかる定義をもとにわが国国会における内部法規範の実態を確認すると、財政責任モデルとの関係では（1）予算案の審議スケジュールに関する国会法及び議院規則の規定の規律密度が低い点、（2）両法規の任意規定的性格が強い点、及び（3）両法規の改正に関する議論が不定期的である点の3点を指摘することができる。これらの点は、NZの事例研究から得られる含意をそのままわが国の文脈に適用することの問題点を浮き彫りにするものである。もっとも、上記検討の結果によりわが国の財政責任モデルの運用可能性を断定する意図はなく、することもできないが、わが国での同モデルの導入を議会に着目して検討する際の視座を提供することができるのではないかと考える。以下、順に説明する。なお、本稿でのわが国の議会内部法規範の評価は、その実態につき財政責任モデルの運用に関する議論を整理するためのものであり、NZ議会の法規範との間で何れが優れた法制度であるか議論するために行うものではないという点はここで強調したい。

予算案の審査スケジュールの規律密度

思うに、財政責任モデルに関する議会内審議過程（BPS等に関する質疑・討論）は予算案の審査の枠組みと関連して位置付けられるものであるため、同モデルが導入されていないわが国における同モデルの制度化の在り方について議論する際には、既存の予算案の審査過程に関する法制度について整理することが有効である。例えば、導入を検討する財政責任モデルに係る法規の無理なく運用可能な規律密度（報告書の提出期限等の明文の規定の具

⁴⁰ なお、NZの事例研究においては結果的には議事規則（SO）を中心に検討することとなったが、これは同国の議会運営における不文法源を軽視する趣旨ではない。先に述べたように、Harris and Wilson（2017）は一貫して繰り返されるような議会手続を不文の先例（“practice”）と称して重要視しており、この点、同国の財政責任モデルにおいてもSOを補完する存在としての先例の役割の大きさが想起されるところである。

⁴¹ もっとも、全ての先例が網羅的に掲載されているわけではなく（そもそも不文法源を網羅すること自体理論的に可能かという問題も想起される場所である）、どのような事項を掲載するのかは編纂者たる議会事務局の衡量が介在する点は考慮する必要がある（赤坂 2012: 750-757）。先例集（先例録）が存在するとしても先例自体は不文法の域を出るものではないが（森本 2008: 979-980）、本稿において不文法源たる先例を「読めるものとして」取り扱い、成文法源たる国会法及び議院規則と学術的に同じ秩序の中で分析する上では重要な参考資料となるものと考えられる。

体性)は、実際に予算案に関して実現できているレベルと同質的なものとなることが考えられよう。予算案の審査に関する規律が成文法源において抽象的であるのに、一方でこれと関連付けて運用されることが期待される BPS 等の審査プロセスが内容面と日程面の両方に関し具体的に定められるようになる(そしてそれが機能する)という事態は想定しにくい。したがって、現行の予算案の審査に関する議会内部法規範の様態を観察することは、財政責任モデルの法制度化の実現可能性に関する議論につながるものであると考える。

このような着眼点からわが国国会と NZ 議会の内部法規範を比較すると、わが国の成文の議会内部法規範(国会法及び議院規則)は予算案の審査スケジュール等を明確に定めるとはいえず、後述するように毎会期の審議プロセスはその多くが時々々の会派間の意思決定に委ねられていると言える。以下、わが国の予算案に関する審査日程の規律密度の低さに関連する事例を3点紹介したい。

第一に、NZの議事規則には全ての委員会は予算演説の日から10週間以内に歳出予算見積書の審査結果を議会に報告しなければならない旨規定されているが(SO:346(4))、わが国の成文法源にはこのように委員会の審査期限を具体的に示した規定は存在しない。すなわち、明文の規定から予算審議はどの程度の日数を要するものと想定されているか読み取ることができない。もっとも、憲法60条2項の規定により、衆議院が可決した予算案を参議院が受け取った後30日以内に予算案が成立する仕組みとなっている点、及び国会法56条の3が定める中間報告⁴²のように委員会審議を事実上打ち切る正規の手段が存在する点を踏まえると、審議過程が一部規律されていると評することもできるだろうが、前者は衆議院の審査期間を制約するものではなく、後者については議会運営の実情を踏まえれば予算審議に対してこのような制度が実際に適用される機会があるとは考え難い^{43,44}。

第二に、衆参両院とも予算委員会における質疑、討論及び公聴会等のプロセスの順序に関する慣例が存在するが、予算委員会内の審議過程の内容の多くは、(総予算審査における公聴会開催義務を規定した国会法51条2項等の例を除き)成文法源により規律されるのでは

⁴² なお、中間報告の聴取自体は遅滞する委員会審査を打ち切るための前処理にすぎず、審議の打ち切りには別途院の議決が必要となる(森本 2021: 381-382)。

⁴³ 「平成29年版 衆議院先例集」によれば、衆議院において現行憲法下で中間報告を求める議決が可決されたのは数例のみである(衆議院事務局 2017: 326-331)。

⁴⁴ なお、予算案等の委員会審査に関して国会法56条の3が定める中間報告を適用できるのか否かについては議論のあるところである。鈴木(2012)はわが国国会の委員会中心主義の性格について整理した上で、中間報告(同制度は国会法の制定当時から規定されていたわけではない)の制度はそもそも当該主義と整合的な制度とは言えず、国会法は「議案はすべて委員会に付託してその審査を経て本会議に付する建前を堅持している」と述べたうえで、予算案との関係では、国会法51条2項(総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。…)の規定から公聴会を開かない中での中間報告の適用については消極的に解するのが委員会制度の趣旨に合致すると論じている(pp. 130-132)。この主張は、公聴会開催前の総予算案の委員会審議の打ち切りの是非について法的検討を行ったものであるが、翻ってみれば、公聴会開催後に関しては総予算案の審査に対してでも中間報告を適用できるという議論の可能性を示唆するものであると考える。

なく現場での意思決定に委ねられている⁴⁵。もっとも、NZ 議会についても各委員会内の歳出予算見積書に係る審査に関する具体的な規定を有するわけではないが、図表 3-12 にも記載したように、歳出予算見積書の審査のための週 (Estimates week) を議事委員会が決定することにより特定の期間に予算関係の審議を集中的に行う仕掛けが成文法源の中に存在する (SO: 346)。

第三に、NZ の議事規則には予算案に関する討論時間が具体的に規定されているが (SO: Appendix A)、わが国の国会法及び議院規則にはこのような規定が存在せず、総予算案の本会議討論の議事に関しては、議院運営委員会において討論者と各討論時間が決定されている⁴⁷。NZ の議事委員会でも予算案の討論時間等を決定している点は図表 3-12 に記載した通りであるが、討論時間の原則自体は SO に記載されているのであり、特段の問題がなければ委員会での採決は行われぬように思われる⁴⁸。いずれにしても、わが国の成文法源においては討論時間のベンチマークとなる規定が存在しない。

思うに、上述したような予算審議に関する成文法源の規律密度が低い環境においては、先述した着眼点を踏まえると NZ の事例研究で確認したような財政責任モデルに係る議会内部法規範の高い規律密度を期待することはできない。この場合、前章で論じた審議過程の予測可能性の議論を直接わが国に適用することが難しくなる。もっとも、規律密度が低くとも不文法源たる先例の積重ねによって対処可能ではないか、議員から見ればいずれは審査日程の相場観のようなものが認識できるようになるのではないかといった反論も想起される場所である。しかしながら、第一に先例集 (先例録) の存在をもってしても不文法源の内容を網羅することは難しく、第二に国家基本政策委員会の開会状況等に鑑みるに、新たに導

⁴⁵ 平成二十九年版 衆議院委員会先例集 一三二

『総予算は、委員会において基本的質疑、一般的質疑を行った後、分科会において審査し、更に委員会を開いて締めくり質疑を行い、討論の後、これを議決する。』
予算委員会は、総予算の審査については、まず委員会において基本的質疑を、続いて一般的質疑を行った後、分科会において細目にわたる質疑を行い、更に委員会を開いて締めくり質疑を行い、討論の後、これを議決するのが例である。(p. 156)

⁴⁶ 平成二十五年版 参議院委員会先例録 六五

『総予算審査の順序』
総予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を、次いで副大臣から補足説明を聴いた後、総括質疑及び一般質疑を行い、この間公聴会を開き、さらに他の委員会に対し当該委員会の所管に係る部分の審査を委託し、又は数個の分科会に分けてその審査に付し、これらの審査が終わった後、再び総括質疑を行い、討論の後、表決に付すのを例とする。(pp. 60-61)

⁴⁷ 例えば、第 204 回国会、令和 3 年 3 月 2 日の議院運営委員会においては、予算案に対して自民党及び公明党の質疑者は 10 分、立憲民主党の質疑者は 15 分、共産党、日本維新の会及び国民民主党の質疑者は 7 分の討論時間がそれぞれ割り当てられている。なお、このような議事に関する意思決定に関する実質的協議が行われる場合は議院運営委員会の理事会であり、そこでは先述したように合意による意思形成が重んじられている (森本 2021: 212)。

⁴⁸ 議事委員会における SO: Appendix A に記載されている採決時間に関する採決の有無はあくまで NZ 議会ホームページの委員会の議事経過等により確認したものであり、実際に委員会でもどのような形式で討論時間等が検討されているのかは確認できない。

入する議会制度の運用方式を法が具体的に規定しなければ、時の政治状況によって運用は大きく左右されることとなるのであり、不文法源の内容を軸として審議の規則性や予測可能性を検討するのは困難である⁴⁹。いずれにしても、NZの事例研究のロジックをそのまま持ち込むことは、既存の国会法及び議院規則の規律密度の観点から問題となるものと考えられる。

国会法及び議院規則の任意規定的性格

財政責任モデルを法制度化したとしてもそれがどのように議会内で適用されるのかは議会の構成員の意思決定の在り方次第である側面があるという点は、NZの事例研究でも議事委員会による決定に関する議論において確認したところである。この点、本節ではわが国の現行の議会内部法規範の運用の特徴を整理することにより、財政責任モデルに関連する規定の運用についても同様の特徴が行われるものと示唆されるのか検討することとしたい。

わが国の国会法及び議院規則は、森本（2008）が論じるように「任意規定性」を有しており、その運用実態は非常に柔軟なものとなっている。すなわち、議会運営においては「会派間の事前協議を重んじるのが慣例」（委員会の理事会が協議の場となる）であるためかかる協議に基づく合意により法規の内容が排除されることもあり、成文法源たる国会法等の規定がそのままの意味で直接適用されるのはある種協議が整わない「不正常」な状態のもと与党が多数決による議事運営を行う場合においてであるとされる（森本 2008: 463-464）。この点、議院多数派や議長及び委員長等の役職に就く者が行使することができる成文法源上の権限（例えば、衆議院規則 66 条が定める委員長の議事整理権）が理事会等での事前協議の枠組みが尊重されることにより事実上「自制」されるという事態は、一見すると議会内部法規範の任意規定的性格（適用すべき法の排除の契機）に関する議論には直接結びつくものではない。しかしながら、この場合多数決原理という法の基本的性格の行使が全会一致主義により例外的側面に追いやられているものと見ることもできるのであり、このことは「法の適用の排除」とまでは言えずとも、「法の趣旨の排除」として議会内部法規範の任意規定的性格の議論に関係するものであると考える。

なお、必ずしも国会運営の正常・不正常の別に当てはまる性質のものではないものの、「法

⁴⁹ 国家基本政策委員会は平成 12 年の第 147 回国会に発足した常任委員会であり、両院の同委員会の合同審査会という形式で党首討論が開催されるものであるが、両院合同幹事会による申合せ（平成 12 年 2 月 16 日）では合同審査会は週一回 40 分間、水曜日午後 3 時からとし、ただし内閣総理大臣が本会議・予算委員会・重要広範議案審査の委員会に出席するには開かれぬこととされていた（森本 2021: 511-512 及び参議院委員会先例録 三一八）。これは、法規上は委員会開会を強制するような規定は存在せず、会派間合意による意思決定により開会の条件が設定されることを意味するものである。この点、第 147 回においては 6 回合同審査会が開会されていたものの徐々に開会日数は減少し、第 201 回国会にいたっては 0 回であった。（国立国会図書館の「国会会議録検索システム」を用い、詳細検索の入力語：【院名】両院協議会・合同審査会等 【国会回次】第 147 回から第 208 回まで 【会議名】国家基本政策委員会合同審査会で検索）

の適用の排除」の事例として国会法 68 条の決算への適用等を挙げることができる。すなわち、同法同条には会期中に議決に至らなかった案件は後会（次回以降の会期）に継続しない旨規定されているところ、平成 29 年版衆議院先例集によれば、決算に関しては一度議院に提出されれば会期中に議決に至らない場合にも当該規定にかかわらず後の会期において審議するのが例である旨記載されている（先例 169）⁵⁰。また、財政法 40 条には決算は翌年度開会の常会において国会に提出することを「常例」とする旨記載されているが、平成 25 年版参議院先例録には平成 17 年度決算以降、翌年度の 11 月 20 日前後に提出されている旨記載されている（先例 158）⁵²。財政法の規定は議会内部法規範というよりも政府の対議会関係を規律する規定であるが、議院の意思を重んじる形で政府による明文の規定とは異なる法制度の運用が行われている事例であると言えよう。

先述したような事前協議を重視する慣行が成立した背景としては、成文法源に定めのある多数主義的な議事運営（例えば質疑・討論の終局について規定した衆議院規則 142 条並びに参議院規則 111 条及び 120 条）の趣旨をそのまま貫徹することにより生じる弊害（少数者の意見が反映されにくくなる点や事前の打合せがないことにより審議の計画性が欠如

⁵⁰ 国会法 第六十八条

会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC1000000079>

⁵¹ 平成二十九年版 衆議院先例集 一六九

『決算は、議決に至らない場合においても、再び次の国会に提出されない。』
決算は、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、国会法第六十八条の規定にかかわらず後の会期においても審議するのが例であり、次の国会に再び提出されない。また、衆議院が解散された場合も同様である。
なお、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫負担行為総計算書並びに日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書についても、決算と同様、審議が終了しない場合においても再び次の国会に提出されないのが例である。

(pp. 223-224)

⁵² 財政法 第四十条

内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000034>

⁵³ 平成二十五年版 参議院先例録 一五八

『決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、議決に至らなかった場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する』

(略)

…毎会計年度の決算は、翌年度の常会に両院に同時に提出されていたが、第百五十六回国会平成十五年五月九日、議院運営委員長が参議院改革協議会の合意に基づいて、平成十五年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の十一月二十日前後に国会に提出するよう政府に要請したことを受けて、平成十五年度決算は、第百六十一回国会（臨時）平成十六年十一月十九日に提出された。平成十六年度決算は、第百六十三回国会（臨時）が平成十七年十一月一日をもって閉会となったため、第百六十四回国会平成十八年一月二十日（召集日）に提出されたが、平成十七年度決算以降、翌年度の十一月二十日前後に提出されている。(pp. 195-196)

する点など)を防止できる点、「会派を主体とする統制の取れた円満な運営」を行うことにより享受できる恩恵は多数派及び少数派の双方にある点などが指摘されている(森本 2017: 80-83)⁵⁴。この点、国会法のような明文の規定は遵守すべきルールとしての規範性を持つというよりも、合意内容に関するベンチマークや事前協議に基づく合意(=全会一致主義的側面)が得られない場合の最終手段(=多数決原理の側面)として機能する性格のものであると言えよう⁵⁵。このような議会慣行においては合意形成過程の結果の反復がやがて各会派に重んじられて規範性を有するようになり、不文法源たる議会先例が重視されるようになる。毎会期の審議過程の「相場」のようなものが成文法源と並行して存在するようになるわけである。

上述したような任意規定性は、明文の規定通りの運用の例外を認める性質のものであるという意味においては NZ の事例研究で検討した議事規則の弾力的運用(弾力的規定の存在)と概念的に近いようにも思える。しかしながら、わが国国会の慣行においては審議の当事者にとって従うべき規範としての役割を明文の規定である国会法及び議院規則に期待できないという決定的な違いがある。換言すれば、「審議上の原則としての振舞いが期待される成文法源」と「成文法源を補完する存在としての役割が期待されるアドホックな合意形成」の立場が逆転しているわけである。前章第4節及び第5節で論じたことの繰り返しにはなるが、NZ 議会に関しても議事規則が規範性を有すると判断することは困難(SO の規定通りの運用であるとしても何によってそれが確保されているのかという問題がある)であるものの、重要なのは同議会においては時々の議会の多くの構成員の意思に成文法源たる議事規則の中身を近似させる(意思を議事規則化させる)ための仕掛けが存在するという点である。この点において成文法源と不文法源は平行するのではなく互いに近接することとなる。無論、NZ 議会においても議員間の合意形成は議事規則の内容からの逸脱を可能にするが、議事規則委員会等の機能により、SO の規定内容を離れた合意形成の反復が長期間繰り返され、規定の趣旨からの逸脱が常態化するという事態が防止されているわけである。

以上の点を踏まえると、両国議会の内部法規範の運用上の差異は明白であり、仮に NZ の

⁵⁴ なお、同著では事前協議方式が採用される理由としてわが国の社会における「紛争回避文化」も指摘されており、この点 NZ 等の諸外国議会との間で制度運用の慣行に関する比較を行う上では、端的に議会制度の詳細を比べるだけでなく文化的差異にも視点を置くことが重要である点が示唆される (p. 83)。

⁵⁵ この点、わが国の議事手続の性格について論じた文献として橘 (1999) も紹介したい。同著は、「議事手続に関するルールと目されているものかなりの部分はオール・オア・ナッシングという形で適用可能性が判断されるという意味での「ルール」ではなくて、他の原理(や価値)との間で比較衡量されながらウエイト判断がなされる「原理」と理解するべきではないか… (p.154)」と論じており、国会法及び議院規則の運用実態を整理する上で示唆に富むものである。国会法等の一部規定をここでいう「原理」と解するならば、当該規定は例えば政党間合意のようなアドホックな価値判断により適用の場面が調整されるものと理解できる。

⁵⁶ 無論、実務上あらゆる国会法及び議院規則について任意規定的運用が確認できるというわけではない。例えば、会期延長の回数制限に関する国会法 12 条 2 項の規定の内容を超える回数の延長が行われた事例は同条改正以降存在しない。

場合と同程度の財政責任モデルに関する成文の議会内部法規範を設けることが出来たとしても、少なくともその規定内容を長期に渡り成文法源という枠組みの中で管理するという営為は困難を伴うものとなる（法制度下以降、明文の規定とは異なる運用上の慣習が成立し、モデルの趣旨が骨抜きにされたとしても、これを法規範的な規律づけにより抑制することは難しい）と考える。

成文法源の改正を議論する機関の存在

本節の冒頭で財政責任モデルの運用を支える「制度的土壌」の概念を指摘し、その例として NZ 議会の議事規則委員会を挙げたが、このような機関はわが国の衆参両院に存在するだろうか。結論から言えば、両院の議院運営委員会はいずれも国会法及び議院規則に関する事項を所管しており（同委員会の所管事項として、「国会法及び議院の諸規則に関する事項」（衆議院規則 92 条 1 項 16 号）、「国会法その他議院の法規に関する事項」（参議院規則 74 条 1 項 16 号）とある）、公式には国会法等の改正に関して大きな役割を担っているものの、その活動は NZ 議会の議事規則委員会とは異なり不定期的である。

国会法の制定以降、その時々々の事情に応じて国会法や議院規則は改正されてきた。例えば、川人（2005）は、1950 年代の（予算を伴うものも含めた）議員立法の増加等を背景とした第 21 回国会昭和 30 年の法改正（議員の議案発議の賛成者要件（56 条 1 項の改正）及び議案につき修正の動議を議題とする場合の賛成者要件（57 条の改正）等を含み、広範に及ぶ）の経緯について論じている（pp. 181-199）⁵⁷。戦後間もない時期の国会運営の在り方を巡っては様々な問題が表面化し（上記改正との関係で言えばいわゆる「お土産法案」の問題）、その対応のために様々な試行錯誤が行われていた。近年では同規模の改正は行われていないが、直近の例としては情報監視審査会の制度の導入に関する平成 26 年の改正が挙げられる⁵⁹。

このように形式的には国会または議院の運営に関する明文のルールの有在り方について審議する組織が存在し、実際に時の事情に応じて度々国会法等の改正がなされた例もあるが、議事手続に直接関わる改正は上述した昭和 30 年の改正以降はほとんど見られず（大山 2020: 50）、少なくとも衆議院と参議院のいずれの議院運営委員会においても、国会法等の改正に関する公式の場での議論は、NZ 議会のように定期的な形で行われていない。この点、財政責任モデルを導入した場合に実際の運用状況に併せてルールを変更する（例えば、財政関係の委員会審査の期限を変更する等）必要がある場合に、果たして時宜を得た改正を行う

⁵⁷ 改正法の内容

<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/02119550128003.htm>

⁵⁸ また、改正の経過は数年に及ぶものであり、成立から約 3 年前に衆議院の議院運営委員会に国会法等改正に関する起草小委員会が設置され、その後毎国会同小委員会で調査が積み重ねられ、最終的に衆議院の議運の理事を提案者として法案が提出されたものとされている（鈴木 2012: 64）。

⁵⁹ 改正法の内容<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18620140627086.htm>

ことができるのかは疑問である⁶⁰。

本節における議論のまとめ

本節では議会内部法規範の定義を確認し、わが国国会の法規範の内容並びに運用実態及び環境について論じることで、わが国での財政責任モデルの運用を巡る言説を議会の視点から展開する際に NZ の事例研究の含意をどのように、そしてどの程度活用することができるのか検討を行った。総じて言えば、検討結果は厳しいものである。すなわち、NZ 議会とは異なり予算案の審査日程を規律する成文法源の密度（規定の具体性）が低く、会派間の事前協議による明文の規定の任意規定的運用が常態化しており、国会法及び議院規則の規定の在り方を定期的に議論する機関が存在しないわが国国会において、前章の分析内容をそのまま適用する（審議スケジュールの規則性が審議の予測可能性をもたらし、ひいては議論の質を高めるというロジックを用いる）ことは難しいものとする。

しかしながら、このような結論は我が国において財政責任モデルが失敗する可能性を強調するものでもなければ、同モデルの導入の意義を否定するものでもない。本稿における NZ の事例研究がわが国での財政責任モデルの導入に関する議論に対し示唆するのは、議会制度及び議会運営を規律する法規範の様態や運用過程に応じて同モデルが機能するための条件を構築する必要性である。思うに、かかる構築過程において、NZ の事例研究の結果は財政責任モデルの意義を示し、条件設定のためのベンチマークを提供するものである。例えば、前章では財政規律に対する議会内部法規範の役割として政府に財政運営に関する議会審議を前提とした行動を取る必要性を認識させることにより、財政目標及び政治的コミットメントの双方の政治的・財政的現実を踏まえた歩み寄り（好循環）を促す点を指摘した。このようなモデルの基本的価値は普遍的なもの（同様の法制度を導入する以上、いずれの国においても等しく期待されるべきもの）であり、これを達成するための手段や達成度の判断材料（例えば、規則的な審議スケジュールの存在）は導入を検討する国ごとに柔軟に修正されるべきである。この点、わが国国会を例とすると、成文法源の直接的適用が例外的である点や不文法源の成立過程等を踏まえて財政責任モデルの運用過程を分析する、または議論の質を確保できる状態を示すものとして審議の規則性以外の概念を用いるといったことが想起されるが、このような検討においては NZ の議会内部法規範との差異を論じることが有効であろう。

また、わが国の財政運営に関する議論の実態に鑑みるに、財政責任モデルがもたらしうる価値は財政規律の達成（政府が自ら財政目標を定めた上でこれを遵守すること）以外にもそ

⁶⁰ 国会法の改正に関する議論が低調である理由として、大山（2020）は55年体制下における事前審査制と国対政治の機能を指摘し、「公式の制度の改正に頼るまでもなく」、与野党協議による既存の制度の運用によって議会運営を行うことが可能であると述べている（p. 50）。思うに、かかる指摘は先に述べた任意規定性の議論とも大きく関わるものである。すなわち、与野党にとって望ましい議会内部法規範の内容は、成文法源の必要に応じた適用の排除を含めた会派間の妥結内容の均衡点として実現きたものであるように思われる。

の前段階としての政府による財政目標の公表それ自体にある。すなわち、藤谷（2019）が論じるように、わが国においてはそもそも現状の財政運営がどのような理由でどの程度危機の状態にあり、または危機の状態にないのかという価値判断が不可欠なのであり、この点政府の財政運営に関する見解を定期的に「議会が設定した手続に基づき」公開させ、その内容をもとに与野党の立ち位置を公に示す制度として財政責任モデルを捉えれば、わが国の現状認識を喚起し、ひいては財政規律のあるべき方向性の検討に繋げるとの役割が示唆されるところである。以上の議論を踏まえ、財政規律に対する効果は別途詳細な検討を行う必要があるにせよ、わが国での財政責任モデルの導入に向けた検討を積極的に進めていくべきであるとする。この点において、財政責任モデルが機能するための条件の構築という議論は、同モデルを導入すべきか否かという問いではなく、導入を前提としたうえでどうすれば同モデルの効果を最大化できるかという問いに答えるための議論に置き換わることとなる。

第2節 わが国における財政責任モデルの導入に向けた課題

前節で指摘したように、財政責任モデルが財政規律の達成以外にもたらしうる価値も指摘できる（財政規律が確保できる可能性を問わず、導入すること自体の意義を指摘できる）一方で、財政規律の弛緩という当面の課題に対する同モデルの役割を検討するのであれば、やはり同モデルが機能するための条件を考えることが求められよう。当該条件に関する詳細な検討は今後の検討すべき課題としつつ、本節ではわが国における財政責任モデルの運用を成功に導くために検討すべき要素を取り上げて本稿での議論を締め括ることとする。

議院の構成員と議会内部法規範の相互関係

議会内部法規範は国会議員などの様々なアクターにより形成・運用されるのであり、このような存在は財政責任モデルの運用のための内部法規範の在り方を検討する際にも重要な要素となりうる。前節での検討を踏まえ、仮に国会法及び議院規則の規定の具体化、任意規定性の軽減、両法規の在り方を議論する定期的な機会の存在が望ましいものであるとしても（なお、検討次第では、現状の運用のままでも問題ないとの結論も考えうる）、かかる制度改革が実行され、継続されるか否かは党派構成や時々の議事運営に対する支配的価値観、利害関係等の環境次第であろう。一方で、全ての成文法源が任意規定性を有するわけではなく、任意規定性を有していても意思決定のベンチマークを提供し得る点は前節で論じたところであるが、このことは（上記議論とは対照的に）議院の構成員の活動も当然ながら議会内部法規範の制約を受けることを意味する。したがって、両者は相互に規律し合う関係であ

ると言える⁶¹。

思うに、かかる関係性に基づき法規範の実態とアクターの行動の相互関係を確認するには、突き詰めて考えれば甲が乙を規律し、そして乙が甲を規律するという事象を「後ろ向きに」丁寧に紐解いていくしかないだろう⁶²。また、ここまで厳密に問題を定義しないとしても、例えば既存のわが国国会の特徴に関する議論を両者の関係で整理し、財政責任モデルの運用に関する議論に活用するという態度は重要である。例えば、野中（2019）は国会の「変則性」について、①本会議の機能が極端に弱い点（いわゆる与党事前審査制等の影響から本会議開催時間が諸外国と比べて短いこと）、②委員会が本会議の機能を代替している点（首相の委員会出席が制度化されていることにより、与野党間の実質的な論戦が委員会で行われること）、③討論が欠如している点（事前審査制ゆえに与党が委員会等を討論の場とする動機がないこと）、及び④院内会派が党本部へ「外装化」されている点の4点を指摘している（pp. 229-236）。また、議事手続の規則性に関連した特徴として、上田（2012）は議事日程の意思決定の場（少なくとも、議院運営委員会等の公式の場）から内閣がほとんど排除されている点を指摘し、立法機能の効率化のための審議の計画化及び内閣の関与の必要性について論じている（pp. 569-574）⁶³。このように国会の特徴やその理由について様々な先行研究が挙げられるところ、これらを議員の行動様式と議会内部法規範の相互関係に置き換えて検討することは、財政責任モデルの運用を検討する上で重要であると考えられる。

⁶¹ この点については、川人（2005）が「国会における制度ルールは内生的制度である」（p. 8）と論じているように、議会の構成員が自らを規律するルールを定立・変更することができるがゆえに生じる現象であると考えられる。

⁶² あくまで着想の域を出ないため脚注にまとめるにとどめたが、このような営為は動学マクロ経済学でいうところの動的計画法やベルマン方程式の活用に似た要素を持つように思われる。例えば、時間を離散的表現とした場合の1単位 t を1会期（または1常会）とし、ある t において議員（家計（Household）に見立てて考えられよう。この点、ある種”House”（議院を）”Hold”（保持する（者））である）は自己の効用 u を最大化するために行動を行うわけであるが、会期当初の時点での議会内部法規範は様々な利害関係等とともに議員の行動の与件（状態変数）の一つに見立てて考えることができ、一方で効用最大化のための行動の一つとしての議会運営（当期の新たな先例の蓄積、または成文法源の改正等。これらはジャンプ変数（言わば、状態変数をもとに当期に議員が行う決定）であり、来期においては状態変数となる）を考慮することができよう。また、議員は無限の期間存在するわけではなく、寿命や選挙での当落を考えると生存期間は有限であり、かつ当選回数異なる議員が同時に存在するのであり、これらの点において”Household”の異質性を認識することができる（世代重複モデル的発想）。

当然ながら、上記のような議論により実際に方策関数（Policy Function）を「数値的に」導くことはできないだろうが、離散的時間、”Household”、状態変数とジャンプ変数の別、再帰的表現等の概念は国会における意思決定のアクターの行動及びその結果、並びにアクターにとっての与件等を分析し、ひいては財政責任モデルの運用を左右する変数を理解する上では参考になるのではないかと考える。なお、動学マクロ経済学については蓮見（2020: 109-115）を参照。

⁶³ なお、このような議論からはNZの議会制度との相違点についても示唆されるところである。例えばNZでは、議事委員会において年間の審議計画（”Sitting Programme”）が作成されており、同委員会の中心的なメンバーには大臣の一人である「議院の代表」（”Leader of the House”）が参加する。したがって、わが国の議会運営とは異なり、議事日程を調整する公式の場に政府の代表が参加し、かつ日程は会期当初にその大枠が設定される仕組みとなっている。このような議会制度の背景は、財政運営に関する議事手続の規律密度の高さとも整合的であるとも言えるだろう。

議会内部法規範の「方法論的拡張」

思うに、本稿における検討により示唆されるのは、議会内部法規範は文字通り国会の内部を規律する役割のみを担うのではなく、ある種「法政策」となり得るという点である。従来の国会法や議院規則の改正に関する動きは平成11年の「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」の制定⁶⁴や近年の『平成のうちに』衆議院改革実現会議⁶⁵の活動を含め、議院における審議の充実化等内部的活動への作用を目的としたものであると言え、財政政策などの法政策との連関は意図されないものであった。これに対して、財政責任モデルの導入により期待されるBPS等の報告書の審査過程に関する規定は、従来十分な注意が払われてこなかったように思われる「審議過程のデザインがあるべき政策を規律する」という視点を強調するものである。なぜなら、かかる議会内部法規範は手続的規定たる財政責任法（NZにおける現行のPFA第2章）と同時に導入・運用されるものであり、当該法政策と無関係に機能するものではないからである。例えば、「責任ある財政運営の原則」の内容は財政目標と政治的コミットメントとの間の相互関係を規定し、実際の財政運営にも影響を与えうるが、かかる原則をもとに設定された財政目標やその達成状況を国会において審議する過程もまた、当該目標や目標が記載される報告書の内容が議会及びその活動を目にする国民に受け入れられるものとなるよう政府に促すという意味において財政運営に影響を与えうるものである。この点において、審議過程を規律する国会法及び議院規則は財政運営の一方策としても扱われるべきものとなる。

このような法規範の性質を踏まえると、以下のような検討課題が想起されるところである。すなわち、報告書の提出要件等を定める財政責任法と当該報告書の審議過程を規律する国会法・議院規則の規定との間の「持続可能な」関係性の在り方を検討する必要がある。例えば、両者の内容の関連性の高さは本稿で議論してきた通りであるが、前者は閣法、後者は議員提出法律案（国会法の形式とする場合、従来であれば衆議院提出法案（議院運営委員会提出）となる場合が多い）として扱われることが想定されるところ、このことは改正案の起草プロセスの差異を意味するだけでなく法改正の可能性にも関わるものである。明文の議会内部法規範の改正を巡る意思形成の手段（全会一致及び多数決等）が同法規範の改正の難易度を左右し得る点についてはNZの事例研究の中でも述べたが、この点に関連し、川人（2005）は議院運営委員会の所管事項である国会法及び議院規則に関する事項につき、「これらは通常、議員立法として全会派の賛成を得て提出され成立することが好ましいとされるものである」と述べている（pp.159-160）。したがって、閣法たる財政責任法はいわゆるねじれ国会でない限り衆参両院の過半数の支持をもって必要に応じて改正できるが、財政責任モデルにかかる議会内部法規範については、各院の規則であれば各院の全ての会派の

⁶⁴ 同法の起草・成立の経緯や概要については下記資料を参照。

<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_anna.nsf/html/statics/ugoki/h11ugoki/h11/h11kaika.htm>

⁶⁵ 「超党派の「衆議院改革」が画期的といえる理由」（東洋経済記事）

<<https://toyokeizai.net/articles/-/230409>>

賛同、国会法であれば両院の全ての会派の賛同が基本的に目標とされることとなる。付言すれば、与党にとって望ましい国会法等の改正を全会一致ではなく多数決により押し切る（改正難易度を財政責任法の側に合わせる）ことも事実上可能であるが、当該規定の運用の場面においては結局のところ会派間の事前協議の形式に服することとなるのであり、このような任意規定性の問題と向き合わない限り当該改正後の法規範は期待通りには機能しないであろう。逆に言えば、財政責任モデルの総体が機能的かつ長期的に運用されるためには、財政責任法の改正についても過半数を超えて可能な限り多くの賛成を取り付けることが望ましいということになるだろう。

以上述べたように、財政責任モデルの導入に関する議論は国会法及び議院規則に新たな役割を付与するものである。あるべき財政運営に関する議論を喚起し、財政目標及び政治的意思との間の政治的・財政的に持続可能な関係性の構築を促すことが期待される同モデルがわが国において機能するための条件を整理し、課題を指摘する上では、議会内部法規範という分野一つを見ても考慮すべき点は多岐に渡る。本稿での検討を踏まえ、今後も財政責任モデルの導入に向けた課題について分析を深めることとしたい。

おわりに

本稿では、わが国における財政責任モデルの運用の可能性につき、議会内審議過程及び議会内部法規範に焦点を当てた上で、NZ での同モデルの運用に関する事例研究をもとに検討を行った。

第1章では、財政ルール運用における課題として政策決定者にルールを遵守させるインセンティブの形成等を指摘し、わが国への導入が期待される財政ルールとしてNZのFRA（現PFA第2章）を取り上げた上で、導入に関する考慮すべき事項を示した。

第2章では、財政責任モデルの評価体系を検討し、結論としてPFAの手続的規定の運用実績の評価、当該手続により設定された具体的な財政目標と財政上の実績値の比較、及びSO内のPFAの運用に関する関連規定（BPSの審議に関する内容等）の運用実態の調査の3点を同モデルのあるべき評価手法としてまとめた。併せて、政府の議会に対するアカウンタビリティという財政責任モデルの趣旨について検討を行い、同概念には透明性だけでなく議会と政府の間責・答責関係も含まれるものと結論付け、結果として議事規則（SO）に関しても、同モデルの運用において不可欠な要素として取り扱うべきであるとした。

第3章では、前章で整理した3点の評価分野について事例研究を行い、運用の成否を左右する要素としての議会の機能を検討した。手続的規定の運用実態の評価については、責任ある財政運営の原則とLTO等の具体的な財政目標との間の整合性の言明等に関する課題も一部確認できたものの、本稿での評価基準によれば概して手続は遵守されていることがわかった。具体的な財政目標と実績値の評価に関しても、両者の乖離が小さく、同目標が自己拘束的規範としての役割を果たしている点が示唆された。SOの関連規定の運用実態については、明文の規定に従った規則的な審議プロセスが議論の質を高める上で重要であるとの着眼点により審議実績の規則性を検討した結果、規則的な運用を確認できた。そしてこのような規則性を支える制度的背景として、時宜を得た規則改正（これが、明文の規範と議会の構成員の意思との間の乖離を防ぐという視点に立つ）を支える議事規則委員会等を指摘した。NZの事例研究の結果を踏まえると、財政責任モデルの機能はあるべき財政規律（財政目標）の設定と政治的コミットメントとの間の政治的・財政的に持続可能な関係性の構築に見出すことができるものである。そして、このような過程において問題となり得る政府が設定する目標の過少（または過大）という事態に対処する際、同モデルに関連する議会内部法規範は財政目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性の説明を議会に対して政府に行わせる機会を創出するという意味で役割を果たすものである。

第4章では、NZの事例研究の内容をもとにわが国の議会運営の現状から財政責任モデルの運用の可能性について論じた。その結果、NZ議会の法規範の運用との相違点（予算案等の審議スケジュールに関する成文法源（国会法及び議院規則）の規律密度が低い点等）を踏まえると、事例研究の結果を直接わが国の議論に適用することはできないとの結論に至っ

た。一方で、財政責任モデルを導入する意義は現状わが国で求められている政府による財政運営の状態（財政危機にあるか否か等）の言明と財政運営に関する議論の喚起にも見出すことができ、この点同モデルの成功の条件を整理しつつ、わが国は財政責任モデルの導入を積極的に検討すべきであるものと結論付けた。

以上が本稿での検討の概要であるが、思うに本稿での議論は財政法と議会法の両分野にまたがるものであり、それぞれの連携の必要性を強調するものである。例えば、第1章で論じたように財政法の分野における規律と柔軟性のトレードオフの問題はある制度に服する者と制度を設計する者と同じである点にも関係しているが、このような問題の構造は第4章で検討した国会法及び議院規則の運用にも見られるものである（任意規定性の議論等）。この点、議会法の研究（例えば、成文法源たる国会法等がそのまま運用されない（会派間の合意形成によるアドホックなルールからの逸脱が起こる）理由を解明し、規定通りに運用される条件等を整理すること）は上記のような財政法上の問題に対して示唆を与えうるものである。一方で、第4章で指摘したように議会法（本稿で定義するところの議会内部法規範）の側にも、財政法（特に手続に関する財政ルール）の視点をを用いることでその方法論を拡張することができるというメリットがある。財政責任モデル等と議会内部法規範との連携を強調することにより、議会法が財政に関する意思決定に作用する可能性（議会法の政策的側面）を議論することができる。このように、財政法及び議会法の分野横断的な連携の意義と可能性を指摘して本稿を締め括ることとする。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、指導教官である藤谷武史先生には大変お世話になりました。お忙しい中多くのご指導・ご助言を頂きました。心より感謝申し上げます。ご相談に乗って頂く中で執筆活動を通じて得た関心を具体化し、論文の構成を検討する上での課題を整理することができました。本稿の執筆を通じて得た関心や検討しきれなかった問題点等については、今後も引き続き検討していきたいと思えます。本当にありがとうございました。

参考文献

- Bovens, M. (2007). Analysing and Assessing Accountability: A Conceptual Framework. *European Law Journal*, 13(4), 447-468
- European Fiscal Board (EFB). (2019). *Assessment of EU fiscal rules with a focus on the six and two-pack legislation*,
- Eyraud, L., Debrun, X., Hodge, A., Lledó, V & Pattillo, C. (2018). Second-Generation Fiscal Rules: Balancing Simplicity, Flexibility, and Enforceability. *IMF Staff Discussion Note 18/04*
- Harris, M., & Wilson, D. (2017). *McGee Parliamentary Practice in New Zealand Fourth edition*. Oratia
- Huang, C. C. (2008). Constitutional Nonsense? The 'Unenforceable' Fiscal Responsibility Act 1994, The Financial Management Reform, and New Zealand's Developing Constitution. *Waikato Law Review*, 264-290
- Kennedy, S., Robbins, J., & Delorme, F. (2001). The Role of Fiscal Rules in Determining Fiscal Performance. *Fiscal Rule Conference*, 237-266
- Kopits, G., & Symansky, S. (1998). Fiscal Policy Rules. *IMF Occasional paper No. 162*
- Lienert, I. (2010). Should Advanced Countries Adopt a Fiscal Responsibility Law?. *IMF Working Paper. 10/254*
- NZIER (2018). The Fiscal Responsibility Act 1994 The astonishing success of a weak non-binding policy. *NZIER public discussion paper 2018/01*
- Schick, A., (2003). The Role of Fiscal Rules in Budgeting. *OECD Journal on Budgeting*. 3(3), 7-34
- Scott, G. (1995). New Zealand's Fiscal Responsibility Act. *Agenda: A Journal of Policy Analysis and Reform*. 2(1), 3-16
- 赤坂幸一 (2012) 「憲法習律論とフランス憲法学」 曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 (上巻)』信山社. 726-759
- 稲毛文恵 (2015) 「ニュージーランド及びオーストラリア連邦における財政再建の取組－海外事情調査報告－」 参議院事務局企画調整室編『立法と調査』No. 361, 107-116
- 上田健介 (2012) 「議院の議事運営に関する内閣の関与について」 曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 (上巻)』信山社. 551-582
- 碓井光明 (1997) 「立法による財政改革の推進」『ジュリスト』No. 1109, 3-10
- 大山礼子 (2003) 『比較議会政治論：ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデル』岩波書店
- 大山礼子 (2020) 「国会改革の作法」『法学』83 卷 3 号. 東北大学法学会. 28-51

- 興津征雄 (2015) 「グローバル行政法とアカウンタビリティ」 浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大編『グローバル化と公法・私法関係の再編』弘文堂. 47-84
- 川人貞史 (2005) 『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会
- 久保田治郎 (2002) 「ニュージーランドにおける予算会計制度改革—透明で開かれた財政運営を求めて—」『季刊行政管理研究』No. 98, 3-17
- 参議院事務局 (2013) 『平成二十五年版 参議院先例録』参議院事務局
- 参議院事務局 (2013) 『平成二十五年版 参議院委員会先例録』参議院事務局
- 衆議院事務局 (2017) 『平成二十九年版 衆議院先例集』衆議院事務局
- 衆議院事務局 (2017) 『平成二十九年版 衆議院委員会先例集』衆議院事務局
- 鈴木隆夫 (2012) 『国会法の理念と運用』信山社
- 橘幸信 (1999) 「「一事不再議の原則」考—議事手続におけるルールと原理—」『千葉大学法学論集』第14巻第2号, 103-158
- 田中秀明 (2004a) 「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革—諸外国の経験とわが国の課題—」『RIETI Discussion Paper Series』04-J-014
- 田中秀明 (2004b) 「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ (2) : ニュージーランド」『RIETI Discussion Paper Series』04-J-034
- 田中秀明 (2011) 『財政規律と予算制度改革 : なぜ日本は財政再建に失敗しているか』日本評論社
- 田中嘉彦 (2012) 「ニュージーランドの議会制度—議会改革の史的展開と政治システムの変容—」『レファレンス』2012.9. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 51-79
- 野中尚人 (2019) 「戦後日本における国会合理化の起源とその帰結—比較から見た国会政治とその変則性の解剖」佐々木毅編『比較議院内閣制論 : 政府立法・予算から見た先進民主国と日本』岩波書店. 229-259
- 鶴光太郎 (2004) 「日本の財政問題 : 問題意識と解決のための処方箋の切り口」青木昌彦・鶴光太郎編著『日本の財政改革 : 「国のかたち」をどう変えるか』東洋経済新報社
- 蓮見亮 (2020) 『動学マクロ経済学へのいざない』日本評論社
- 藤谷武史 (2011) 「財政制度をめぐる法律学と経済学の交錯-法律学の立場から」『ファイナンシャル・レビュー』平成23年第2号. 財務省財務総合政策研究所. 3-24
- 藤谷武史 (2019) 「日本の財政危機をめぐる事実と言説-なぜ議論が深まらないのか?」東大社研・玄田有史・飯田高編『危機対応の社会科学(下)』東京大学出版会. 139-167
- 森本昭夫 (2008) 『<北大立法過程研究会報告> 国会法規範の特性』「北大法学論集」59(2).453-471
- 森本昭夫 (2017) 「国会の議事運営についての理事会協議 — 多数決と全会一致の間合い —」参議院事務局企画調整室編『立法と調査』No. 388, 79-98
- 森本昭夫 (2021) 『国会法概説』弘文堂

Appendix

別図表 1-1 財政戦略報告書 (FSR) の判定基準

<p>A-1: 長期的目標に(1)歳出、(2)歳入、(3)財政収支、(4)債務、及び(5)純資産がそれぞれ記載されているか</p> <p>✓ (各指標に関する長期的目標が明確に記載されている)</p> <p>△ (記述は明確ではないものの、各指標それぞれに関する内容と思われる事項が記載されている)</p> <p>× (各指標それぞれに関する記述が全くない)</p>
<p>A-2: 長期的目標が責任ある財政運営の原則とどのように整合的であるのか説明があるか</p> <p>✓ (整合性について明確な説明がある)</p> <p>△ (整合性に関する直接的な記述はないものの、長期的目標の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)</p> <p>× (整合性に関する記述が全くない)</p>
<p>A-3: A-1 の長期的目標と直近の FSR の長期的目標 (直近の BPS により直近の FSR の目標が変更された場合には、直近の BPS のもの) との間の一貫性が評価されているか</p> <p>✓ (一貫性に関する明確な評価がなされている)</p> <p>△ (一貫性に関する直接的な記述はないものの、変更後の長期的目標の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)</p> <p>× (一貫性に関する記述が全くない)</p>
<p>A-4: A-3 に関連し、一貫性がないと評価される場合、目標の変更について正当化理由が記載されているか</p> <p>✓ (正当化理由が明確に記載されている)</p> <p>△ (正当化理由に関する直接的な記述はないものの、変更後の長期的目標の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)</p> <p>× (正当化理由に関する記述が全くない)</p> <p>— (一貫性があると評価されている)</p>
<p>B-1: FSR が関係する会計年度及び少なくともその後 2 年間の会計年度について、A-1 の各指標の達成に関する政府の短期的狙いが示されているか</p> <p>✓ (各指標に関する短期的狙いが明確に記載されている)</p> <p>△ (記述は明確ではないものの、各指標それぞれに関する内容と思われる事項が記載されている)</p> <p>× (各指標それぞれに関する記述が全くない)</p>

B-2: B-1の短期的狙いと責任ある財政運営の原則及びA-1の長期的目標それぞれとの間の整合性が評価されているか

✓ (それぞれとの間の整合性について明確な説明がある)

△ (それぞれとの間の整合性に関する直接的な記述はないものの、短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (それぞれとの間の整合性に関する記述が全くない)

B-3: B-2に関連し、整合性がないと評価される場合、その理由が記載されているか

✓ (理由が明確に記載されている)

△ (理由に関する直接的な記述はないものの、短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (理由に関する記述が全くない)

－ (一貫性があると評価されている)

B-4: B-2に関連し、整合性がないと評価される場合、整合性を得るためのアプローチが記載されているか

✓ (アプローチが明確に記載されている)

△ (アプローチに関する直接的な記述はないものの、短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (アプローチに関する記述が全くない)

－ (一貫性があると評価されている)

B-5: B-2に関連し、整合性がないと評価される場合、整合性を得るまでの期間の予測について記載されているか

✓ (期間の予測が明確に記載されている)

△ (期間の予測に関する直接的な記述はないものの、短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (期間の予測に関する記述が全くない)

－ (一貫性があると評価されている)

B-6: B-1の短期的狙いと直近のFSRの短期的狙い(直近のBPSにより直近のFSRの狙いに変更された場合には、直近のBPSのもの)との間の一貫性が評価されているか

✓ (一貫性に関する明確な評価がなされている)

△ (一貫性に関する直接的な記述はないものの、変更後の短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (一貫性に関する記述が全くない)

B-7: B-6に関連し、一貫性がないと評価される場合、狙いの変更について正当化理由が記載されているか

✓ (正当化理由が明確に記載されている)

△ (正当化理由に関する直接的な記述はないものの、変更後の短期的狙いの記載内容等から読み取ることができる)

× (正当化理由に関する記述が全くない)

－ (一貫性があると評価されている)

C-1: 政府の支出、資産、債務の管理に関する、少なくとも向こう3会計年度(当該報告書が関係する年度を含む)にわたる戦略が記載されているか(戦略には例えば、(a)支出、資産、債務の管理により求める結果及び(b)支出、資産、債務の主要な要素について予期される変化等の詳細が伴われるとされる)

✓ (戦略が明確に記載されている)

△ (記述は明確ではないものの、戦略に関する内容と思われる事項が記載されている)

× (戦略に関する記述が全くない)

D-1: 予算案提出の時期に作成される EAFU(26O)と B-1 の短期的狙いとの間の整合性が評価されているか(なお、両者の提出のタイミングは同時期である)

✓ (整合性に関する明確な評価がなされている)

△ (整合性に関する直接的な記述はないものの、EAFU 及び FSR の短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (整合性に関する記述が全くない)

D-2: D-1に関連し、整合的でないと評価される場合、その理由が説明されているか

✓ (理由が明確に記載されている)

△ (理由に関する直接的な記述はないものの、EAFU 及び FSR の短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (理由に関する記述が全くない)

－ (一貫性があると評価されている)

D-3: 直近の政権交代(政権を構成する政党の大きな変化)以降の政府の財政実績と FSR との間の整合性の程度が評価されているか

✓ (整合性の程度が明確に記載されている)

△ (整合性の程度に関する直接的な記述はないものの、近年の財政実績等の記載内容等からその趣旨を

読み取ることができる)

× (整合性の程度に関する記述が全くない)

D-4: 租税制度や租税政策に関する目標を含む、政府の歳入戦略が記載されているか

✓ (歳入戦略が明確に記載されている)

△ (記述は明確ではないものの、歳入戦略に関する内容と思われる事項が記載されている)

× (歳入戦略に関する記述が全くない)

D-5: A-1 の長期的目標を構成する変数のトレンドの予測が記載されているか

✓ (トレンドの予測が明確に記載されている)

△ (記述は明確ではないものの、トレンドの予測に関する内容と思われる事項が記載されている)

× (トレンドの予測に関する記述が全くない)

D-6: D-5 のトレンド予測に関し、以前の予測からの重大な変更の理由が説明されているか

✓ (理由が明確に記載されている)

△ (理由に関する直接的な記述はないものの、財政実績等の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (理由に関する記述が全くない)

— (トレンド予測に重大な変更がない)

D-7: A-1 の長期的目標の指標とトレンドの予測との間の整合性が評価されているか

✓ (整合性に関する明確な評価がなされている)

△ (整合性に関する直接的な記述はないものの、長期的目標及びトレンドの予測の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (整合性の程度に関する記述が全くない)

D-8: D-5 の予測が A-1 の長期的目標から乖離している場合、その理由が説明されているか

✓ (理由が明確に記載されている)

△ (理由に関する直接的な記述はないものの、長期的目標及びトレンドの予測の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)

× (理由に関する記述が全くない)

— (乖離していない(整合的である)と評価されている)

✓ : 1 点、△ : 0.5 点、× : 0 点、— または / : 採点対象外

※法改正前等、そもそも報告書の作成時期において規定が存在しない場合には斜線 (/) を引くものとする。

※（整合性の説明に関する評価例について）例えば、少なくとも長期的目標が原則と整合的であるとの言明、長期的目標に原則の要素が確認できることがあれば✓、いずれかを欠く場合には△とした。（したがって、✓の中にも記載密度の異なるものが存在することとなる。）

⇒LTO 関係：✓ if ①原則と整合的であるとの言明 and ②長期的目標内に原則で用いられている概念があること（“prudent levels”など）

⇒STI 関係：✓ if ①原則及び長期的目標と整合的であるとの言明（長期的目標との間の関係についていえば、短期的狙いの表の中での言明でもよい） and ②短期的狙い内に長期的目標に関連する表現があること（原則との関係については、同報告書において長期的目標と原則との間の整合性が説明されているのであれば、これを踏まえて短期的狙いと原則との間の関係についても取り扱ったものと見なす）

別図表 1-2 財政戦略報告書（FSR）の評価の詳細

・FSR2005

- A-1: ✓ (Table A1.1 (p. 29) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: △ (Table A1.1 (p. 29) の長期的目標からは、当該目標が責任ある財政運営の原則と整合的であることが示唆されている。例えば、債務残高の目標を "Manage total debt at prudent levels." (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、徐々にその残高を減らし、2015 年までには債務残高 (Gross sovereign-issued debt) 対 GDP 比を 20%以下とする旨の具体的な目標及びその達成のための計画が提示されている。一方で、このような目標がどのような原則と整合的であるのかにつき、明確な説明はない。また、そもそも報告書内に "principles" や "principles of responsible fiscal management" との文言は記載されていない。以上の理由から、整合性に関する説明が明確とはでは言えず、△と評価した。)
- A-3: ✓ (p. 26 に "Following the lowering of the gross debt objective and introduction of a specific timeframe last year, the Government is leaving its long-term fiscal objectives unchanged" とあり、変更がない旨の説明がなされている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: - (A-3 の評価に基づく)
- B-1: ✓ (Table A2.1 (p. 30) に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: △ (Table A2.1 (p. 30) の内容から財政収支や債務残高等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。一方で、短期的狙いが責任ある財政運営の原則と整合的である等の評価に関する明確な記述は確認できない。また、仮に長期的目標と原則との間の整合性に関する説明があるならば、これを短期的狙いと原則との間の整合性を間接的に論じたものと評価できるが、A-2 で述べたようにこちらについても説明が明瞭とは言えない。以上の理由から、整合的である旨の評価が示唆されるものの、△と評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (Table A2.1 (p. 30) により FSR2005 及び BPS2005 それぞれの短期的狙いが比較されており、p.31 に両者の違いを前提とした説明が記載されているなど、一貫性が評価されている。)
- B-7: △ (p. 31 に "The differences between short-term intentions set out in the 2005 BPS and those in the 2005 FSR are discussed in the text." とあり、両者の違い (=一貫しているわけではない) が前提として議論されている。財政予測の変更等から両者が異なる理由が示唆されるが、いずれにしても明示的な形で記載されているわけではない。したがって、△と評価した。)
- D-1: ✓ (p. 31 に FSR2005 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、Table A2.2 (p. 31) から、同 EAFU の内容を具体的に確認できる。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-5: ✓ (p. 32 の "Fiscal Projections" に、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されてい

る。)

D-6: ✓ (p. 35 に“…the fiscal projections differ from the 2004 FSR for four main reasons…”とあり、前年のFSRにおける予測から変更された旨、その理由がそれぞれ記載されている。)

D-7: ✓ (p. 26以降の“The Long-Term Fiscal Outlook”において、様々な観点から整合性が評価されている。)

D-8: ✓ (p.26 に債務残高のトレンド予測が長期的目標である20%を上回る旨、その理由が記載されており、この点トレンド予測が長期的目標から乖離する理由が説明されていると評価した。)

・FSR2006

A-1: ✓ (Table A1.1 (p. 50) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 50 冒頭に“The new debt objective is consistent with the principles of responsible fiscal management, … as the Government believes it will have reached prudent debt levels by the end of the forecast period.”とあり、具体的な長期的目標 (Table A1.1) とともにこれが責任ある財政運営の原則と整合的である旨説明されている。例えば、債務残高の目標を “Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述はPFAの26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、今後10年間、債務残高(Gross sovereign-issued debt)対GDP比を20%前後とする旨の具体的な目標及びその達成のための計画が提示されている。したがって、✓と評価した。)

A-3: ✓ (A-2 で述べた通り、債務残高に関する長期的目標はFSR2006を機に以前の内容から改められたことが窺える。この点、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)

A-4: ✓ (p. 40 に“This objective reflects our view that, with gross debt at low levels, temporary deviations from the target level are of less concern than the forecast trend path of debt.”とあり、旧目標からの改定の理由が明確に示されている。)

B-1: ✓ (Table A2.1 (p. 51) に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)

B-2: ✓ (短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの記述がある(p. 51)。Table A2.1 (p. 51) の内容から財政収支や債務残高等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。また、原則との間の一貫性については、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

B-3: - (B-2 の評価に基づく)

B-4: - (B-2 の評価に基づく)

B-5: - (B-2 の評価に基づく)

B-6: ✓ (Table A2.1 (p. 51)によりFSR2006及びBPS2006それぞれの短期的狙いが比較されており、以降、両者の違いを前提とした説明が記載されているなど、一貫性が評価されている。)

B-7: ✓ (p. 52 に“Differences between short-term intentions set out in the 2006 FSR and those in the 2006 BPS reflect changes in the economic and fiscal forecasts, together with policy changes.”と

あり、両者の間に差異が生じている理由が明示的に説明されている。なお、その BPS2006 から FSR2006 にかけての変化の詳細は（同時期に作成された）EAFU に記載されている旨説明がある。）

D-1: ✓ (p. 51 に FSR2005 の短期的狙い及び（同時期に作成された）EAFU は一貫している旨の説明がある。また、TableA2.2 (p. 52)から、同 EAFU の内容を具体的に確認できる。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-5: ✓ (p. 47 の"Projections" の内容等から、長期的目標の各指標のトレンド予測を確認できる。)

D-6: ✓ (p. 54 に"The fiscal projections differ from the 2005 FSR because of changes in both the economic outlook and our projection methods..."とあり、前年の FSR における予測から変更された旨、その理由がそれぞれ記載されている。)

D-7: ✓ (p. 47 の"Projections"以降に、様々な観点から整合性が評価されている。)

D-8: - (確認した限りでは、長期的目標とトレンド予測は整合的であると評価されているように思われる。)

・FSR2007

A-1: ✓ (Table A1 (p. 52) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: △ (Table A1 (p. 52)の長期的目標からは、当該目標が責任ある財政運営の原則と整合的であることが示唆されている。例えば、債務残高の目標を "Manage total debt at prudent levels." (類いの記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)とした上で、今後 10 年間、債務残高(Gross sovereign-issued debt)対 GDP 比を 20%前後とする旨の具体的な目標及びその達成のための計画が提示されている。一方で、このような目標がどのように原則と整合的であるのかにつき、明確な説明はない。以上の理由から、整合性に関する説明が明確とはでは言えず、△と評価した。)

A-3: ✓ (p. 52 に"We retain the same long term objectives as specified in the 2006 FSR."とあり、長期的目標を達成するためのアプローチの変化については言及されているものの、目標自体には変化はないとしている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)

A-4: - (A-3 の評価に基づく)

B-1: ✓ (p. 53 に各指標がそれぞれ明確に記載されている。)

B-2: △ (p. 53 の内容から財政収支や債務残高等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。一方で、短期的狙いが責任ある財政運営の原則と整合的である等の評価に関する明確な記述は確認できない。また、仮に長期的目標と原則との間の整合性に関する説明があるならば、これを短期的狙いと原則との間の整合性を間接的に論じたものと評価できるが、A-2 で述べたようにこちらについても説明が明瞭とは言えない。以上の理由から、整合的である旨の評価が示唆されるものの、△と評価した。)

B-3: - (B-2 の評価に基づく)

B-4: - (B-2 の評価に基づく)

- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 52 冒頭、”We have updated how we intend to go about meeting these objectives…” とあり、国際財務報告基準に従い、債務の測定方法がアップデートされた旨述べられている。これによって長期的目標は文言上の変化が見られなかった (いずれにしても ”Gross sovereign-issued debt” に関する目標が記載されている) 一方で、短期的狙いについては、本 FSR より ”net settlement cash” を参入するか否かわけて予測値が求められるようになっている。FSR2007 及び BPS2007 の相違点の詳細については、p. 53 で確認できる。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (前述したように、FSR2007 の短期的狙いが BPS2007 の内容から乖離した理由につき、”…to ”look through” the increase in gross sovereign-issued debt which is due to the Reserve Bank’s changed liquidity management regime.” (p. 52) と、一定の説明がある。)
- D-1: △ (p. 44 下部の BEFU に関する説明など、短期的狙いと速報との間の整合性に関する記述が全くないとは言えないが、明確な形で記載されていない。これらの点を総合的に判断し、△と評価した。)
- D-2: - (短期的狙いと BEFU との間一貫性の評価自体曖昧であり、一貫性の有無も確認しにくい。D-1 の評価に記載した内容から、両者は一貫していると FSR は判断しているものとみなした。)
- D-5: ✓ (pp. 49-51 の ”Long-Term Fiscal Outlook” において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (p. 55 に ”The fiscal projections differ from the 2006 FSR because of changes to both the economic outlook and fiscal forecasts…” とあり、前年の FSR における予測から変更された旨、その理由がそれぞれ記載されている。)
- D-7: ✓ (pp. 49-51 の ”Long-Term Fiscal Outlook” において、様々な観点から整合性が評価されている。)
- D-8: - (確認した限りでは、長期的目標とトレンド予測は整合的であると評価されているように思われる。)
- ・ FSR2008
- A-1: ✓ (Table A1.1 (p. 57) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 45 に ”The objectives within our fiscal strategy are consistent with the following principles of responsible fiscal management in the Public Finance Act…” とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。また、どのように整合的であるかという点については、Table A1.1 (p. 57) に記載されている。例えば、債務残高の目標を ”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a) 及び (b) でも確認できる) とした上で、今後 10 年間、債務残高 (Gross sovereign-issued debt) 対 GDP 比を 20% 前後とする旨の具体的な目標及びその達成のための計画が提示されている。)

- A-3: ✓ (p. 57 に”The Government’s long-term fiscal objectives are unchanged from the 2007 FSR.”とあり、変更がない旨の説明がなされている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: - (A-3 の評価に基づく)
- B-1: ✓ (Table A1.2 (p. 58) に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの記述がある (p. 57)。Table A1.2 (p. 58) の内容から財政収支や債務残高等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。また、原則との間の一貫性については、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 57 に FSR2007 及び BPS2007 の相違に関する内容が記載されている。また、Table A1.2 (p. 58) では FSR2008 及び BPS2008 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (p. 57 に”Differences between short-term intentions set out in the 2008 FSR and those in the 2008 BPS reflect changes in the economic and fiscal forecasts, together with policy changes, including the tax reduction package.”とあり、両者の間に差異が生じている理由が明示的に説明されている。なお、その BPS2008 から FSR2008 にかけての変化の詳細は(同時期に作成された) EAFU に記載されている旨説明がある。)
- D-1: ✓ (p. 57 に FSR2008 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU (“Budget Update”) は一貫している旨の説明がある。また、見通し自体が掲載されているわけではないが、詳細は”Budget Update”を見るようにとの案内がある。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-5: ✓ (p. 53 の”We remain on track to meet our fiscal strategy over the next 10 years”以下、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (p. 60 に”The fiscal projections have been updated to take account of changes in fiscal forecasts since Budget 2007.”とあり、変更の理由が記載されている。)
- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的であると評価されているように思われる。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・FSR2009 (※HTML形式のデータを参照している)
- A-1: ✓ (Annex3 の”Table A3.1 - Long-term fiscal objectives”に各指標に関する長期的目標がそれぞれ

明確に記載されている。)

- A-2: △ (“Table A3.1 - Long-term fiscal objectives”の長期的目標からは、直接的ではないにせよ、当該目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する政府の考えが読み取れる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.”(類似の記述はPFAの26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 40%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 30%程度に戻し、以降は 20%に近い水準とすることとしている。また、”introduction”の冒頭、”The FSR shows how the Government will balance the tasks of steering the economy through the recession, … and over time delivering a prudent fiscal position.”とあり、FSR が賢明な財政ポジション (原則とも関係しているように思われる) の確保のための政府の方策を記載したものであることが読み取れる。このように、具体的な長期的目標の下で、原則と関係することが示唆される価値の達成を目指す旨の趣旨は書かれているが、当該目標が26G(1)の原則を遵守したものなのか、それとも経済財政ショックゆえに26G(2)を適用したものなのか、明確な記載はない。これでは、「どのように整合性をとっているのか」との説明が曖昧である。また、そもそも、FSR 内に”principle”との文言を確認できない。以上の理由から、整合性に関する説明が明確とはでは言えず、△と評価した。)
- A-3: ✓ (Annex3 の”Table A3.1 - Long-term fiscal objectives”において、FSR2008 から長期的目標の内容が改定された旨明確に記載されている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (FSR 全体を通じて、また、”Table A3.1 - Long-term fiscal objectives”の内容から、経済財政ショックに対応するために債務残高に関する目標等を改定するとの趣旨がはっきりと書かれている。)
- B-1: ✓ (Annex3 の”Table A3.2 - Short-term fiscal intentions”に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: △ (Annex3 に、”The revised short-term fiscal intentions are also consistent with the revised long-term fiscal objectives and reflect the Government's view of prudent debt over time.”とあり、また、”Table A3.2 - Short-term fiscal intentions”の内容から財政収支や債務残高等の指標に関し長期的目標と整合的である旨評価されている。一方で、短期的狙いが責任ある財政運営の原則と整合的である等の評価に関する明確な記述は確認できない。”reflect the Government's view of prudent debt over time.”は、原則のことを指すと言えなくもないが、いずれにしても明確な形で整合性の有無が表現されていない。また、それだけでなく、A-2 で述べたように長期的目標と原則との間の整合性の説明も明確とまでは言えない (間接的に、短期的狙いと原則との間の整合性を具体的に説明しているとは言えない)。以上の理由から、整合的である旨の評価が示唆されるものの、△と評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)

- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (Annex3 の"Table A3.2 - Short-term fiscal intentions"において FSR2009 及び BPS2009 それぞれの短期的狙いが比較されており、以降、両者の違いを前提とした説明が記載されているなど、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (A4 の評価と同様に、FSR 全体を通じて経済財政ショックに対応するために債務残高に関する狙い等を改定するとの趣旨が示されている。)
- D-1: ✓ (Annex3 に FSR2009 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は整合的である旨の説明がある。また、見直し自体が掲載されているわけではないが、BEFU2009 の案内がある。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-5: ✓ ("Stabilising and then Reducing Net Debt-to-GDP" 以下、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ ("Long-term fiscal objectives and short-term fiscal intentions have been revised" の項目の中程に、"The revised long-term fiscal objectives and the revised fiscal projections differ from those of the 2008 FSR." とあり、以下、その理由が述べられている。)
- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。例えば、"Figure 4 - Net debt" において、債務残高に関する長期的目標とトレンドの整合性を確認できる。確認した限りでは、概して長期的目標とトレンドは互いに整合的であると評価されているように思われる。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・ FSR2010
- A-1: ✓ (Table A2.1 (p. 52) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 46 に"These objectives are consistent with the principles of responsible fiscal management as set out in section 26G(1) of the Public Finance Act …"とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。なお、このことから、当年の FSR 内にある長期的目標は原則からの逸脱を表しているわけではないことが分かる。また、どのように整合的であるかという点については、Table A2.1 (p. 52) に記載されている。例えば、債務残高の目標を"Manage total debt at prudent levels." (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 40%を下回る水準とし、2020 年初頭までには 20%ほどの水準とすることとしている。)
- A-3: ✓ (p. 52 の冒頭、FSR2009 の内容からは実質的な変更はない ("not materially different") とした上で、債務残高に関する長期的目標の書きぶりを若干変えた旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは A-3 で確認した通りだが、他方で書き

ぶりの”minor change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26J(2)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は－と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定の理由として”…to refocus attention on the Government’s longer-term aim of getting net debt below 20% of GDP.” (p. 52) と端的に述べられている。したがって、✓と評価した。)

- B-1: ✓ (Table A2.2 (p. 53) に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの記述がある (p. 52)。TableA2.2 (p. 53) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。また、原則との間の整合性については、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p.52 に短期的狙いは改定された旨説明があり、TableA2.2 (p. 53) により FSR2010 及び BPS2010 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: △ (ANNEX2 及び ANNEX3 等の内容から FSR2010 の短期的狙いが BPS2010 の内容から改定された理由が示唆されるが、明示的ではない。したがって△と評価した。)
- D-1: ✓ (p. 52 に FSR2010 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、見通し自体が掲載されているわけではないが、Annex3 にデータの案内がある。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-5: ✓ (pp. 46-48 の”Long-term Objectives” において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。また、Table1 (p. 48) にそのまとめがある。)
- D-6: ✓ (p. 46 に”The actions the Government has taken and the faster than expected recovery in the economy have improved the debt projections in the year since that objective was set.” とあり、トレンド予測の改定が理由つきで示されている。)
- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・FSR2011 (※HTML 形式のデータを参照している)
- A-1: ✓ (“Table A2.1 - Long-term fiscal objectives” に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載

されている。)

- A-2: ✓ (“Short-term Fiscal Intentions and Long-term Fiscal Objectives” において、報告書内の長期的目標及び短期的狙いが責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。なお、当該記述から、当年のFSR内にある長期的目標は原則からの逸脱を表しているわけではないことが分かる。また、どのように整合的であるかという点については、TableA2.1に記載されている。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述はPFAの26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対GDP比を一貫して35%を下回る水準とし、2020年初頭までには20%ほどの水準とすることとしている。)
- A-3: ✓ (Annex2にはBPS2011内容からは実質的な変更はない(“not materially different”)とした上で、債務残高に関する長期的目標の書きぶりを若干変えた旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのはA-3で確認した通りだが、他方で書きぶりの”change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法26J(2)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は－と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定(一つには、債務残高に関する目標において、対GDP比の天井が40%から35%となったことが挙げられる)の理由として”…to underline the Government’s commitment to keeping net debt under control.”と端的に述べられている。したがって、✓と評価した。)
- B-1: ✓ (“Table A2.2 - Short-term fiscal intentions” に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの記述がある(Annex2)。“Table A2.2 - Short-term fiscal intentions”の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標と整合的である旨評価されている。また、原則との間の整合性については、A-2で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2の評価に基づく)
- B-4: - (B-2の評価に基づく)
- B-5: - (B-2の評価に基づく)
- B-6: ✓ (Annex2に”The Government has revised its short-term fiscal intentions from those in the 2011 BPS…”とあり、一貫性が評価されている。)

- B-7: △ (報告書内の記述から改定の理由が示唆されるものの、明確な記載がないものと評価した。)
- D-1: ✓ (Annex2 には、FSR2011 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-5: ✓ (“Short-term Fiscal Intentions and Long-term Fiscal Objectives” において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (“Transition of economic variables from the end of forecast” において、以前のトレンド予測との相違点について説明した記述が確認できる。)
- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・ FSR2012
- A-1: ✓ (Table A1 (p. 19) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 12 の冒頭、“The Government’s short-term fiscal intentions and long-term fiscal objectives are consistent with the principles of responsible fiscal management, as set out in section 26G(1) of the PFA.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。なお、当該記述から、当年の FSR 内にある長期的目標は原則からの逸脱を表しているわけではないことが分かる。また、どのように整合的であるかという点については、TableA1 (p. 19) に記載されている。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a) 及び(b)でも確認できる) とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年までには 20%ほどの水準とすることとしている。)
- A-3: ✓ (p. 19 の冒頭、BPS2012 内容からは実質的な変更はない (“not materially different”) とした上で、債務残高に関する長期的目標の書きぶりを若干変えた旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは A-3 で確認した通りだが、他方で書きぶりの”change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26J(2)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は - と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定 (一つには、債務残高を対 GDP 比で 20%ほどとする期限が 2020 年代初頭から 2020 年に改められたことが挙げられる) の理由として”…the Government has amended the long-term objective to ensure that net debt is brought back to a

level no higher than 20 per cent of GDP by 2020…”と端的に述べられている。したがって、✓と評価した。）

B-1: ✓ (Table A2 (pp. 20-21) に各指標に関する短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)

B-2: ✓ (短期的狙いは長期的目標と整合的であるとの記述がある(p. 19)。Table A2 (pp. 20-21) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、原則との間の整合性については、p. 12 に整合的であるとの記載があるほか、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

B-3: - (B-2 の評価に基づく)

B-4: - (B-2 の評価に基づく)

B-5: - (B-2 の評価に基づく)

B-6: ✓ (p. 19 に”The Government’s short-term fiscal intentions have been revised since those in the BPS, consistent with the revisions to the fiscal forecasts”とあり、TableA2 (pp. 20-21) によりFSR2012 及び BPS2012 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように、一貫性が評価されている。)

B-7: ✓ (B-6 の評価で述べたように、短期的狙いの改定は財政予測の改定に伴うものであることが明記されている。)

D-1: ✓ (p. 12 に”The Government’s intention is to return the total Crown OBEGAL to a surplus no later than 2014/15. Current forecasts set out in the 2012 Budget Economic and Fiscal Update show this being achieved.”とあり、FSR2012 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、Annex3 にデータの案内がある。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-5: ✓ (pp. 12-15 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)

D-6: ✓ (Annex3 において、以前のトレンド予測との相違点について説明した記述が確認できる。)

D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2013

A-1: ✓ (Table A1.2 (p. 16) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 16 に”The long-term objectives are consistent with the principles of responsible fiscal management, including the new principles of responsible fiscal management”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。また、どのように整合的であるかという点については、TableA1.2 (p. 16) に記載されている。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at

prudent levels.”（類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる）とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高（net debt）対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年までには 20%ほどの水準とすることとしている。）

A-3: ✓（p. 16 に”The Government’s long-term fiscal objectives are unchanged from those outlined in the BPS…”とあり、変更がない旨の説明がなされている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。）

A-4: -（A-3 の評価に基づく）

B-1: ✓（Table A1.1（pp. 15-16）に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。）

B-2: ✓（短期的狙いは長期的目標と整合的であるとの記述がある（p. 15）。Table A1.1（pp. 15-16）の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、原則との間の整合性については、p. 3 に整合的であるとの記載があるほか、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。）

B-3: -（B-2 の評価に基づく）

B-4: -（B-2 の評価に基づく）

B-5: -（B-2 の評価に基づく）

B-6: ✓（p. 15 の冒頭、BPS2013 の内容からは実質的な変更はない（”substantially unchanged”）とした上で、他方で財政予測の改定に伴う微細な変更を行った旨述べられている。また、Table A1.1（pp. 15-16）により FSR2013 及び BPS2013 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように一貫性が評価されている。）

B-7: ✓（実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認した通りだが、他方で”minor change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26K(3)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない（もっとも、”these revised fiscal intentions”との文言が用いられている）。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は-と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定の理由として B-6 で述べたように財政予測の変化が挙げられている。したがって、✓と評価した。）

D-1: ✓（pp. 6-7 の”Short-term Fiscal Intentions”には短期的狙いに関連する財政予測が記載されており、”Budget forecasts show the Government meeting its key short-term target, with an operating surplus in 2014/15 of \$75 million…”（p. 6）とある。したがって、短期的狙いは BEFU の予測と整合的であると評価しているものと判断した。）

D-2: -（D-1 の評価に基づく）

- D-5: ✓ (pp. 9-11 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (p. 9 において、債務残高に関するトレンド予測の変更の理由と結果が端的に述べられている。)
- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2014

- A-1: ✓ (Table A1.2 (p. 12) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 12 に "These short-term intentions and long-term objectives are consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the Public Finance Act 1989 (listed here in Annex 2)" とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが長期的目標及び原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、Table A1.2 (p. 12) に記載されている。例えば、債務残高の目標を "Manage total debt at prudent levels." (類似の記述は PFA の 26G(1)(a) 及び (b) でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 2020 年までには 20% ほどの水準まで減少させ、それ以降は景気循環に従い 10~20% の水準を維持することとしている。)
- A-3: ✓ ("The Government's long-term fiscal objective for debt has been amended since the 2013 FSR..." (p. 12) とあり、目標が改定された旨説明がある。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (改定の理由について、 "... to be more explicit about the path of debt beyond 2020." (p. 12) との説明がある。)
- B-1: ✓ (Table A1.1 (pp. 11-12) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いが長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。Table A1.1 (pp. 11-12) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 11 の冒頭、BPS2014 の内容からは実質的な変更はない ("substantially unchanged") とした上で、他方で財政予測の改定に伴う微細な変更を行った旨述べられている。また、Table A1.1 (pp. 11-12) により FSR2014 及び BPS2014 それぞれの短期的狙いが比較されている。このよ

うに一貫性が評価されている。)

B-7: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認した通りだが、他方で”minor change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26K(3)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない(もっとも、”these revised fiscal intentions”との文言が用いられている)。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は－と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定の理由として B-6 で述べたように財政予測の変化等が挙げられている。したがって、✓と評価した。)

C-1: ✓ (”Managing the Crown’s Balance Sheet” (p. 9) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)

D-1: ✓ (p. 11 に”These revised fiscal intentions are consistent with … the BEFU.” とあり、FSR2014 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、Annex3 にデータの案内がある。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-3: ✓ (”Past Fiscal Performance” (pp. 5-6) に政府の過去の財政実績の評価が記載されている。)

D-4: ✓ (”Crown Revenue” (p. 10) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)

D-5: ✓ (pp. 5-7 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)

D-6: ✓ (p. 16 に”Fiscal projections have changed from those in the 2013 FSR, largely reflecting changes in economic and fiscal forecasts and the change to operating allowances.”とあり、改定の理由が説明されている。)

D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2015

A-1: ✓ (Table A1.2 (p. 15) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 15 に”These short-term intentions and long-term objectives are consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the Public Finance Act 1989.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが長期的目標及び原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、Table A1.2 (p. 15) に記載されている。例えば、債務残高の目標を ”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 2020 年までには 20%ほどの水準まで減少させ、それ以降は景

気循環に従い 10~20%の水準を維持することとしている。)

- A-3: ✓ (p.15 に BPS2015 からの変更はない旨記載されている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: - (A-3 の評価に基づく)
- B-1: ✓ (Table A1.1 (pp. 14-15) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いが長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。Table A1.1 (pp. 14-15) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 14 の冒頭、BPS2015 の内容からは実質的な変更はない (“substantially unchanged”) とした上で、他方で財政予測の改定に伴う微細な変更を行った旨述べられている。また、TableA1.1 (pp. 14-15) により FSR2015 及び BPS2015 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認した通りだが、他方で “minor change” を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26K(3)(a) が要請する “assess the consistency” を満たしているが、(b) のいう “not consistent” と評しているか否かは明確とは言えない (もっとも、 “these revised fiscal intentions” との文言が用いられている)。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は - と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、 “not consistent” と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定の理由として B-6 で述べたように財政予測の変化 (インフレの見通しの変化に関するものなど) が挙げられている。したがって、 ✓ と評価した。)
- C-1: ✓ (“Managing the Crown’s Balance Sheet” (p. 11) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)
- D-1: ✓ (p. 14 に “These revised fiscal intentions are consistent with… the BEFU forecasts” とあり、FSR2015 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、“Fiscal projections and assumptions” にデータの案内がある。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-3: ✓ (“Fiscal Performance” (p. 2) に政府の過去の財政実績の評価が記載されている。)
- D-4: ✓ (“Crown Revenue” (p. 13) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)
- D-5: ✓ (pp. 8-10 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (p. 16 に改定点及び理由に関する詳細な説明がある。)

- D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・FSR2016
- A-1: ✓ (Table A1.2 (p. 12) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 12 に” These short-term intentions and long-term objectives are consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the Public Finance Act 1989.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが長期的目標及び原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、TableA1.2 (p. 12) に記載されている。例えば、債務残高の目標を ”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 0~20%の水準に維持することとしている。)
- A-3: ✓ (p.12 に”There have been minor amendments since the 2016 Budget Policy Statement to make them more robust to future developments and thus enhance their durability.”とあり、この点、それ以前に作成されたものから改定された旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (改定の理由について、”…to make them more robust to future developments and thus enhance their durability” (p. 12) との説明がある。)
- B-1: ✓ (Table A1.1 (pp. 11-12) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いが長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。Table A1.1 (pp. 11-12) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 11 の冒頭、BPS2016 の内容からは実質的な変更はない (“substantially unchanged”) とした上で、他方で財政予測の改定に伴う微細な変更を行った旨述べられている。また、TableA1.1 (pp. 11-12) により FSR2016 及び BPS2016 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (実質的な変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認した通りだが、他方で”minor

change”を行ったとも述べられている。この点、上記の如き評価は確かに財政法 26K(3)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているが、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない(もっとも、”these revised fiscal intentions”との文言が用いられている)。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は－と評価するのが妥当であるが、ここでは一先ず微細ではあるものの変化はあったとの記述を重視し、”not consistent”と評していると見なした場合に改定の理由が明確に示されているのか判断することとした。この点、改定の理由としてB-6で述べたように財政予測の変化(概して、経済活動の良好な見通し等によるもの)が挙げられている。したがって、✓と評価した。)

C-1: ✓ (“Managing the Crown’s Assets and Liabilities” (p. 9) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)

D-1: ✓ (p. 14 に”These revised fiscal intentions are consistent with… the Treasury’s Budget Update forecasts.”とあり、FSR2016 の短期的狙い及び同時期に作成された EAFU は一貫している旨の説明がある。また、Table3 に Budget Update のまとめがあるほか、”Fiscal projections and assumptions”にデータの案内がある。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-3: ✓ (“Fiscal Performance” (pp. 1-2) に政府の過去の財政実績の評価が記載されている。)

D-4: ✓ (“Managing the Crown’s Revenue and Expenses” (p. 10) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)

D-5: ✓ (pp. 6-7 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)

D-6: ✓ (変更点及び変更理由の詳細については p. 13 で確認できる。名目 GDP 等の数値予測の変化等が挙げられている。)

D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2017

A-1: ✓ (Table A1.2 (p. 17) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 17 に”These short-term intentions and long-term objectives are consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the Public Finance Act 1989.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが長期的目標及び原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、Table A1.2 (p. 12) に記載されている。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.”(類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 10~15%の水準まで減少させることとしている。)

- A-3: ✓ (p.12 に”There have been minor amendments since the 2016 Budget Policy Statement to make them more robust to future developments and thus enhance their durability.”とあり、この点、それ以前に作成されたものから改定された旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: ✓ (改定の理由について、”…to provide for a focus on a tighter range of net debt … and to make it clear that the Government intends to further reduce net debt after the 20 per cent of GDP target has been met.” (p. 17) との説明がある。)
- B-1: ✓ (Table A1.1 (pp. 16-17) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いが長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。Table A1.1 (pp. 16-17) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (p. 16 に” The Government’s short-term fiscal intentions have been updated … to reflect the continued focus on net debt reduction to build resilience.“とあり、TableA1.1 (pp. 16-17) により FSR2017 及び BPS2017 それぞれの短期的狙いが比較されている。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (B-6 の評価で述べたように、短期的狙いの改定は純債務の削減の継続を反映したものであることが明記されている。)
- C-1: ✓ (“Managing the Crown’s Assets and Liabilities” (pp. 11-12) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)
- D-1: ✓ (Table3 (p. 8) より短期的狙いの各指標に関する予測を確認することができ、また、短期的狙いについては TableA1.1 (pp. 16-17) で確認できるため、両者の整合性自体は両資料により確かめることができる。また、pp. 8-10 において、長期的目標の各指標のトレンド予測に関する議論と共に、短期的狙いと予測との間の整合性に関する評価を確認できる。この点、概して整合的であると評価しているように思われる。)
- D-2: - (D-1 の評価に基づく)
- D-3: ✓ (“Fiscal Performance” (pp. 3-4) に政府の過去の財政実績の評価が記載されている。)
- D-4: ✓ (“Managing the Crown’s Revenue and Expenses” (p. 13) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)
- D-5: ✓ (pp. 8-10 において、長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)
- D-6: ✓ (変更点及び変更理由の詳細については p. 13 で確認できる。名目 GDP 等の数値予測の変化等

が挙げられている。”The main changes to fiscal projections … are the changes to the assumptions for the operating and capital allowances across the projection horizon.”とある。)

D-7: ✓ (D-5 の評価で説明したトレンド予測の記述の中で、同予測と長期的目標の関係が論じられている。確認した限りでは、両者は整合的である旨評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2018

A-1: ✓ (Table A1 (p. 26) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 26 に”The short-term intentions and long-term objectives are consistent with the principles of responsible fiscal management as set out in the Public Finance Act 1989.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、Table A1 (p. 26) に記載されている。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net core Crown debt) 対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持することとしている。)

A-3: ✓ (p.26 に BPS2016 からの変更はない旨記載されている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)

A-4: - (A-3 の評価に基づく)

B-1: ✓ (Table A2 (pp. 27-28) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)

B-2: ✓ (p. 26 に短期的狙いは長期的目標と整合的である旨述べられており、その例として、”…they both include a commitment to achieve net core Crown debt of 20 per cent of GDP within five years of taking office.”との説明がある。また、Table A2 (pp. 27-28) の内容からも財政収支等の指標に関し、長期的目標と間の整合性の評価について確認できる。短期的狙いが責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。この点、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

B-3: - (B-2 の評価に基づく)

B-4: - (B-2 の評価に基づく)

B-5: - (B-2 の評価に基づく)

B-6: ✓ (短期的狙いは BPS2018 のものから変更はないとしつつも、経済・財政速報(BEFU)の更新に伴う改定を踏まえてアップデートがあり、具体的に Table A2 (pp. 27-28) で確認することができる。このように、一貫性が評価されている。)

B-7: ✓ (経済・財政速報に伴う変化以外に変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認し

た通りだが、この点、上記の如き評価は財政法 26K(3)(a)が要請する”assess the consistency”を満たしているものの、(b)のいう”not consistent”と評しているか否かは明確とは言えない。一貫していると評価されていると解するならば、本項目は－と評価するのが妥当であるが、ここでは経済・財政速報に伴う変化が明記されている点を重視し、”not consistent”と評していると見なしたうえで、理由の説明が十分に行われていることから✓と評価した。))

C-1: ✓ (“Strategy for Managing Assets and Liabilities” (pp. 22-23) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)

D-1: ✓ (Table2 (p.5) より短期的狙いの各指標に関する予測を確認することができ、また、短期的狙いについては TableA2 (pp.27-28) で確認できるため、両者の整合性自体は両資料により確かめることができる。また、pp.5-7 において、短期的狙いと予測との間の整合性に関する評価を確認できる。この点、概して整合的であると評価しているように思われる。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-3: - (財政実績に関する評価は確認できないが、これは、政権交代が前年に行われた(したがって、2017/18 予算は前政権のもとで作成されたものと思われる) たため、26L(1)(C)が要請するような「比較対象となる同一政権が作成した過去の FSR」がないためであると思われる。)

D-4: ✓ (“Strategy for Managing Revenue and Expenses” (pp. 20-21) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)

D-5: ✓ (“The new allowance assumptions are consistent with the long-term objectives.” (p. 28) と述べられており、かつ、TableA3 (p. 29) において長期的目標の各指標のトレンド予測が明確に記載されている。)

D-6: ✓ (変更点及び変更理由の詳細については p. 28 で確認できる。名目 GDP 等の数値予測の変化等が挙げられている。” The main changes to fiscal projections … are changes to the assumptions for the operating and capital allowances across the projection horizon and a revision to the long-term stable tax-to-GDP ratios”とある。)

D-7: ✓ (D-5 の評価で論じたように、両者は整合的である旨評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2019 (※2019/20 予算以降、FSR の内容は”The Wellbeing Budget”の中で”The Fiscal Strategy”として取り扱われている。この点を踏まえつつも、本稿では便宜上、FSR2019 と表記している。)

A-1: ✓ (Table 10 (pp. 123-124) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 125 に”Both the short-term intentions and the long-term objectives remain consistent with each other and with the principles of responsible fiscal management as set out in the PFA.”とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。(B-2 に関連して言えば、短期的狙いが長期的目標及び原則と整合的であるとの記載も確認できる。) すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。(かつ、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。) また、どのように整合的であるかという点については、

Table 10 (pp. 123-124)に記載されている。例えば、債務残高の目標を “Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net core Crown debt) 対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持することとしている。また、net core Crown debt の賢明な水準とは、対 GDP 比で 15~25%であるとする。)

- A-3: ✓ (“These long-term objectives are consistent with those set out in the Fiscal Strategy Report 2018, with additional detail for the debt objective, as discussed above.” (p. 123) とあり、債務残高に関して追加した要素はあるものの、FSR2018 の内容から一貫していると評されている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: - (A-3 の評価に基づく (追加的要素はあるものの “consistent” であると評価しているため、-とした。))
- B-1: ✓ (Table 11 (pp. 124-125) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (短期的狙いが長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であると評されている点は A-2 で述べた通りである。Table 11 (pp. 124-125) の内容から財政収支等の指標に関し、長期的目標との間の整合性が具体的に評価されている。また、A-2 で述べたように、長期的目標と原則との間の整合性が説明されているため、この点短期的狙いと原則との間の関係性も一定程度説明されているものと捉えることができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- B-3: - (B-2 の評価に基づく)
- B-4: - (B-2 の評価に基づく)
- B-5: - (B-2 の評価に基づく)
- B-6: ✓ (“The Government’s short-term fiscal intentions have not changed since the Fiscal Strategy Report 2018 (Table 11).” (p. 124) とあり、他方で、短期的狙いに記載されている指標の値は BPS2019 のものから変化した (BEFU2019 内の財政予測を反映したもの) とされている。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (経済・財政速報に伴う変化以外に変化がないと報告書内で評価されているのは B-6 で確認した通りだが、この点、上記の如き評価は財政法 26K(3)(a)が要請する “assess the consistency” を満たしているものの、(b)のいう “not consistent” と評しているか否かは明確とは言えない。一貫していると評価されていると解する (“not changed” = “consistent”) ならば、本項目は-と評価するのが妥当であるが、ここでは経済・財政速報に伴う変化が明記されている点を重視し、“not consistent” と評していると見なしたうえで、理由の説明が十分に行われていることから ✓ と評価した。)
- C-1: ✓ (“Managing our assets and liabilities” (pp. 128-129) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)
- D-1: ✓ (p. 124 の中程に、BEFU2019 は短期的狙いと整合的である旨記載されている。また、Table 8 (p. 121) より短期的狙いの各指標に関する予測を確認することができ、短期的狙いについて

は Table 11 (pp. 124-125) で確認できるため、両者の整合性自体は両資料により確かめることができる。))

D-2: - (D-1 の評価に基づく)

D-3: ✓ (過去の財政実績との比較の対象となる FSR(FSR2018)が存在し、したがって 26L(1)(C)が規定する財政実績の評価が行われるべきところ、pp. 35-39 にある "Our Fiscal Approach" の冒頭で述べられているように思われる。担当した財政政策において、様々な財政指標が安定的な水準にあること等が説明されている。)

D-4: ✓ ("Managing revenues and expenses" (pp. 126-127) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)

D-5: ✓ (Table 13 (p. 131) にトレンド予測が記載されている。)

D-6: ✓ (p. 130 の "Fiscal projections and assumptions"において、"The main changes to fiscal projections since the Fiscal Strategy Report 2018 are..."以下、改定の内容と経緯が説明されている。)

D-7: ✓ ("The fiscal projections in Table 13 show the Government is expected to meet its long-term objectives." (p. 130) とあり、整合性が具体的に評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

・FSR2020 (※2019/20 予算以降、FSR の内容は "The Wellbeing Budget" の中で "The Fiscal Strategy" として取り扱われている。この点を踏まえつつも、本稿では便宜上、FSR2020 と表記している。)

A-1: ✓ (Table 7 (p. 42) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)

A-2: ✓ (p. 42 に "The long-term objectives are consistent with the principles of responsible fiscal management outlined in the PFA." とあり、報告書における長期的目標が責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。また、どのように整合的であるかという点については、Table 7 (p. 42) に記載されている。例えば、債務残高の目標を "Manage total debt at prudent levels." (類似の記述は PFA の 26G(1)(a) 及び(b)でも確認できる) とした上で、政府は債務残高 (net core Crown debt) をまず安定させたいと、長期にわたり賢明な水準へと減らしていくこととしている。また、net core Crown debt の賢明な水準とは、持続可能な制限の中に収まる水準であり、かつ、将来のショックに対してバッファとなるものであるとする。)

A-3: ✓ (p. 43 に、長期的目標は、国内外の経済環境の変化や新型コロナウイルスへの財政的対応を反映し、BPS2020 の内容から改定した旨述べられている。このように、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)

A-4: ✓ (正当化理由は A-3 に記載した通りであり、明記されていると評価できる。)

B-1: ✓ (Table 6 (pp. 40-41) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)

B-2: ✓ (p. 42 に "Our short-term intentions remain consistent with our long-term objectives and the principles of responsible fiscal management, with the exception of the operating balance intention." とあり、財政収支以外は、長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的である

旨記載されている。すなわち、短期的狙いを長期的目標及び原則との関係で評価している。この点、Table 6 (pp. 40-41) にある財政収支の項目から、確かに従来は記載されている「長期的目標と整合的である」旨の内容が確認できず、当該項目の趣旨も長期的目標のものとはやや異なるように思われる。このように、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価できる。なお、このことから、財政収支に関しては B-3～B-5 での評価を行うことが検討される。)

- B-3: ✓ (概して、Table 6 (pp. 40-41) 内で説明されている。すなわち、短期的な経常赤字とする理由として、”to fight COVID-19, cushion its impact and position New Zealand for recovery”との説明がなされている。)
- B-4: ✓ (Table 6 (pp. 40-41) 内では短期的な財政赤字を行うことができる理由として” We can do this because of our strong starting position and low net core Crown debt going into this pandemic.”説明されている。これは、26K(2)(b)(iii)の要件を満たすものと解することができる。)
- B-5: ✓ (“Across the forecast period the Government is forecast to be running operating deficits but these will reverse out to an operating surplus by the end of the projection period.” (p. 41) との説明がある。)
- B-6: ✓ (B-2～5 で論じたように、短期的狙いの内容は BPS2020 のものから改定されている。とりわけ重要な改定内容として、”The change in the intentions highlights that we will run operating deficits, both now and – as shown in the projections – for several years to come.”と述べられている。このように、一貫性が評価されている。)
- B-7: ✓ (改定を行った(一貫しているわけではないと評価しているものと見なし得る)理由として、”…to help us face a global pandemic, the scale and length of which remains highly uncertain and unlike anything experienced in modern times.” (p. 41) と述べられている。)
- C-1: ✓ (“Managing our assets and liabilities” (pp. 45-46) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)
- D-1: ✓ (p. 41 に、BEFU2020 は短期的狙いと整合的である旨記載されている。また、Table 5 (p. 38) より短期的狙いの各指標に関する予測を確認することができ、短期的狙いについては Table 6 (pp. 40-41) で確認できるため、両者の整合性自体は両資料により確かめることができる。)
- D-2: – (D-1 の評価に基づく)
- D-3: ✓ (過去の財政実績との比較の対象となる FSR (FSR2018 及び 2019) が存在し、したがって 26L(1)(C)が規定する財政実績の評価が行われるべきところ、pp. 35-39 にある”Our Fiscal Approach”の冒頭で述べられているように思われる。すなわち、”This Government’s prudent fiscal management since taking office has provided us with a strong balance sheet to respond to the challenges of COVID-19” (p. 35) と主張した上で、2019 年いかに債務残高の縮減に成功したか等説明されている。)
- D-4: ✓ (“Managing revenues and expenses” (pp. 43-45) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)
- D-5: ✓ (Table 9 (p. 47) にトレンド予測が記載されている。)

- D-6: ✓ (p. 47 の”Fiscal projections and assumptions”において、“The main changes to fiscal projections since the 2019 Fiscal Strategy are…” 以下、改定の内容と経緯が説明されている。)
- D-7: ✓ (“The fiscal projections in Table 9 show the Government is expected to meet its long-term objectives.” (p. 47) とあり、整合性が具体的に評価されている。)
- D-8: - (D-7 の評価に基づく)
- ・FSR2021 (※2019/20 予算以降、FSR の内容は”The Wellbeing Budget”の中で”The Fiscal Strategy”として取り扱われている。この点を踏まえつつも、本稿では便宜上、FSR2021 と表記している。)
- A-1: ✓ (Table 7 (p. 43) に各指標に関する長期的目標がそれぞれ明確に記載されている。)
- A-2: ✓ (p. 44 に長期的目標は責任ある財政運営の原則と整合的である旨の説明がある。すなわち、長期的目標を原則との関係で評価している。また、どのように整合的であるかという点については、Table 7 (p. 43) に記載されている。なお、従来債務残高に関する目標に記載されていた”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)は本目標には記載されていないが、p. 39 には “Debt remains at prudent levels throughout the forecast and projection periods.”との評価もあり、この点、総合的に観て本報告書は長期的目標と原則との間の整合性を具体的に説明したものと評価できる。)
- A-3: ✓ (p. 44 の冒頭、長期的目標は BPS2021 のものから変更されていない旨述べられている。この点、長期的目標間の一貫性が明確に記載されている。)
- A-4: - (A-3 の評価に基づく。)
- B-1: ✓ (Table 7 (p. 43) に各指標の短期的狙いがそれぞれ明確に記載されている。)
- B-2: ✓ (p. 44 には、短期的狙いと長期的目標及び責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する詳細な議論を確認できる。すなわち、長期的目標との関係においては、両者は整合的であると評価されており、両者の具体的な内容は Table 7 (p. 43) に記載されている。一方で、原則との関係においては、財政収支に関する内容以外の短期的狙いは整合的であるが、財政収支の狙いについては 26G(2)を適用し、原則からの一時的な逸脱を行う旨明記されている。このように、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価できる。なお、このことから、財政収支に関しては B-3～B-5 での評価を行うことが検討される。)
- B-3: ✓ (原則からの逸脱の理由として、新型コロナウイルスによる予見し得ない世界的な経済ショックと経済回復を確固たるものにし、ニュージーランドの人々の暮らしを守るための財政出動の必要性から、短期的な財政赤字が正当化される旨説明されている。)
- B-4: ✓ (pp. 44-46 の”Managing revenues and expenses”において、財政収支が安定化するための過程が説明されている。)
- B-5: ✓ (財政赤字の将来的縮減は、経済状況が許せば財政予測に示されている期間において行う旨説明されている。)
- B-6: ✓ (p. 44 の冒頭、短期的狙いは BPS2021 のものから変更されていない旨述べられている。この

点、短期的狙いの間の一貫性が明確に記載されている。)

B-7: ✓ (B-7 の評価に基づく。)

C-1: - ("Managing our assets and liabilities" (pp. 47-48) に政府の戦略に関する具体的な説明がある。)

D-1: ✓ (p. 41 に、短期的狙いは、"Budget Update"として提出された EAFU と整合的である旨記載されている。また、Table9 (p. 50) より短期的狙いの各指標に関する予測を確認することができ、短期的狙いについては Table 6 (pp. 40-41) で確認できるため、両者の整合性自体は両資料により確かめることができる。)

D-2: - (D-1 の評価に基づく。)

D-3: △ (過去の財政実績との比較の対象となる FSR (FSR2018, 2019 及び 2020) が存在し、したがって 26L(1)(C)が規定する財政実績の評価が行われるべきところ、明確な評価は確認できない。実績値や過去の財政運営に関する記載内容から財政実績がどのように判断されているのかが示唆される。)

D-4: ✓ ("Managing revenues and expenses" (pp. 44-46) に政府の歳入に関する戦略が租税政策とともに記載されている。)

D-5: ✓ (Table 9 (p. 50) にトレンド予測が記載されている。)

D-6: ✓ (p. 49 の中程に、"Due to historical data revisions, the Treasury has made a number of changes to these long-run economic assumptions …"とあり、以下、改定の内容と経緯が説明されている。)

D-7: ✓ ("The fiscal projections in Table 9 show the Government is expected to meet its long-term objective of stabilising debt by the mid-2020s." (p. 49) とあり、整合性が具体的に評価されている。)

D-8: - (D-7 の評価に基づく)

別図表 2-1 予算政策書（BPS）の判定基準

<p>E-1: 戦略的優先事項に関連し、政府が予算案の準備に際して従うべき包括的な政策目標が記載されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (包括的な政策目標が明確に記載されている) △ (記述は明確ではないものの、包括的な政策目標に関する内容と思われる事項が記載されている) × (包括的な政策目標に関連する記述が全くない)
<p>E-2: 戦略的優先事項に関連し、当該会計年度に政府が焦点を当てる政策分野が記載されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (BPS が対象とする予算案の会計年度に焦点を当てる政策分野が明確に記載されている) △ (記述は明確ではないものの、BPS が対象とする予算案の会計年度に焦点を当てる政策分野に関する内容と思われる事項が記載されている) × (BPS が対象とする予算案の会計年度に焦点を当てる政策分野に関する記載が全くない)
<p>E-3: 戦略的優先事項に関連し、当該会計年度予算案と直近の FSR 内の短期的狙い（または、その後修正があった場合には修正後の短期的狙い）との間の整合性について記載があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (予算案と短期的狙いとの間の整合性について明確な記載がある) △ (記述は明確ではないものの、予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する内容と思われる事項が記載されている) × (予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する記載が全くない)
<p>F-1: A-1 の長期的目標が直近のものから改められた場合、その変更点が示され、変更後の目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性が説明されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (変更後の長期的目標が明記されており、かつ、当該目標及び責任ある財政運営の原則がどのように整合的であるか明確な説明がある) △ (変更後の長期的目標が明記されており、かつ、当該目標及び責任ある財政運営の原則がどのように整合的であるか明確な記述はないものの、長期的目標の記載内容等からその趣旨を読み取ることができる) × (長期的目標の変更が指摘されているにもかかわらず変更後の目標が示されていない、または、変更後の目標は示されているものの、当該目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する記載が全くない) — (長期的目標に変更がない)
<p>F-2: B-1 の短期的狙いが直近のものから改められた場合、その変更点が示され、変更後の狙いと責任ある財政運営の原則との間の整合性、及び変更後の狙いと直近の長期的目標（または、F-1 により改められた目標）との間の整合性がそれぞれ説明されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (変更後の短期的狙いが明記されており、かつ、当該狙い並びに長期的目標及び当該狙い及び責任あ

る財政運営の原則がどのように整合的であるかについて明確な説明がある)

- △ (変更後の短期的狙いが明記されており、かつ、当該狙い並びに長期的目標及び当該狙い及び責任ある財政運営の原則がどのように整合的であるかについて明確な記述はないものの、短期的狙いの記載内容等からその趣旨を読み取ることができる)
- × (短期的狙いの変更が指摘されているにも関わらず変更後の狙いが示されていない、または、変更後の狙いは示されているものの、当該狙いと長期的目標及び責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する記載が全くない)
- － (短期的狙いに変更がない)

F-3: C-1 の政府の支出、資産、債務の管理に関する戦略が直近のものから改められた場合、その変更点が明記されているか

- ✓ (政府戦略の変更点が明確に記載されている)
- △ (記述は明確ではないものの、政府戦略の変更点と思われる事項が記載されている)
- × (政府戦略の変更点に関連する記述が全くない)
- － (戦略に変更がない)

✓ : 1 点、△ : 0.5 点、× : 0 点、－または / : 採点対象外

※法改正前等、報告書の作成時期において規定が存在しない場合には斜線 (/) を引くものとする。

別図表 2-2 予算政策書（BPS）の評価の詳細

・BPS2006

- E-1: ✓ (“Budget decisions for the next three years will be guided by our overarching policy goals.” (p. 2) とあり、以下、包括的目標に関する明確な記述がある。)
- E-2: ✓ (“Through Budget 2006 we intend to progress our overarching goals by targeting new policy spending in a number of priority areas.” (p. 3) とあり、以下、優先的に取り組む政策分野について説明がある。)
- E-3: ✓ (TableA2 (p. 6) の支出に関する項目において、“This assumes new operating expense amounts of up to \$2.4 billion for the 2006 Budget and \$1.9 billion rising by 2% for the 2007, 2008 and 2009 Budgets (GST exclusive)” とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)
- F-1: — (FSR2005 から変更なし (p. 5)。)
- F-2: △ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり (p. 6)。TableA2 (p. 6) の内容から財政収支及び債務残高等の指標に関し、長期的目標と整合的であることが示唆される。他方で、短期的狙いと責任ある財政運営の原則との間の整合性に関しては明確な記述がない（そもそも、報告書内に“principle”といった文言を確認できない）。TableA1 (p. 5) の長期的目標において原則との間の整合性に関するものと思われる説明があり、これをもとに短期的狙いとの間の整合性を読み取ることができるといった程度である。したがって、△と評価した。)

・BPS2007

- E-1: ✓ (“Government will continue with its overarching policy goals for the next decade” (p. 6) とあり、以下、包括的目標に関する明確な記述がある。)
- E-2: ✓ (“Budget 2007 will continue to advance these areas by prioritising new funding on policies to…” (p. 6) とあり、以下予算案において焦点を当てた政策分野に関する説明がある。)
- E-3: ✓ (TableA2 (p. 10) の支出に関する項目において、“This assumes new operating expense amounts of \$1.9 billion for the 2007 Budget, \$2.0 billion for the 2008 Budget and \$2.0 billion for 2009 Budget (GST exclusive).” とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)
- F-1: — (FSR2006 から変更なし (p. 9)。)
- F-2: ✓ (政策変更に伴う改定について言及あり (p. 10)。TableA2 (p. 10) より変更点を確認できる。p. 10 に短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。整合性に関する具体的な記述は、長期的目標との関係では TableA2 の内容から確認でき（財政収支及び債務残高等の指標）、原則との関係では、長期的目標についてまとめた TableA1 (p. 9) の内容から間接的に確認できる。例えば、債務残高の目標を“Manage total debt at prudent levels.”（類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる）とした上で、今後 10 年間、債務残高 (Gross sovereign-issued debt) 対 GDP 比を 20%前後とする旨の具体的な

目標及びその達成のための計画が提示されている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価できる。

・ BPS2008

E-1: ✓ (“Budget 2008 will build on our achievements since 1999 and continue the Government’s focus on long-term policy goals. We will be guided by an overarching principle of developing a truly sustainable New Zealand.” (p. 6) とあり、包括的目標及び優先的に取り組む政策に関して明確な記述がある。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 12) の支出に関する項目において、“This assumes new operating expense amounts of \$2.0 billion for the 2008 Budget, \$2.0 billion for the 2009 Budget, and \$2.1 billion for the 2010 Budget (GST exclusive) .”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)

F-1: — (FSR2007 から変更なし (p. 11)。)

F-2: ✓ (政策変更に伴う改定について言及あり (p. 11)。 TableA2 (p. 12) より変更点を確認できる。 p. 11 に短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的である旨記載されている。整合性に関する具体的な記述は、長期的目標との関係では TableA2 の内容から確認でき(財政収支及び債務残高等の指標)、原則との関係では、長期的目標についてまとめた TableA1 (p. 11) の内容から間接的に確認できる。例えば、債務残高の目標を“Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、今後10年間、債務残高 (Gross sovereign-issued debt) 対 GDP 比を 20%前後とする旨の具体的な目標及びその達成のための計画が提示されている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

・ BPS2009

E-1: ✓ (“Budget 2009 will focus on the implementation of our economic strategy to lift productivity, growth and incomes and fund our high-priority policy areas, particularly those announced in our Post-election Action Plan.” (p. 12) とあり、予算に関連する包括的目標としての Post-election Action Plan 及び焦点を当てるべき high-priority policy areas がそれぞれ言及されている。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (短期的狙いについてまとめた TableA1 (pp. 15-16) の支出に関する項目において、“This assumes new operating expense amounts of \$1.75 billion per annum for the 2009 Budget, growing at 2% thereafter (GST exclusive) .”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。しかしながら、F-2 で後述するように、当該狙いは政府が何ら施策を取らなかった場合のものであり、かつ、最新の財政予測と乖離した内容となっているため注意が必要である。すなわち、現政権が作成する 2009/10 予算案と旧政権により作成された FSR2008 にお

る短期的狙い（正確には、当該狙いを予測を踏まえてアップデートしたもの）との間の整合性を検討すること自体は PFA26M(2)(c)の要件を（形式的に）満たすものであるが、その有効性については評価が分かれるところであると考える。）

F-1: - (FSR2008 から変更なし (p. 15)。一方で、“The updated forecasts and projections are not consistent with the long-term objectives set out by the previous Government in the 2008 Fiscal Strategy Report and are not consistent with the Government’s intentions.” (p. 11) と述べている。すなわち、かかる旧政権下で作成された、既に財政予測と整合的でない長期的目標を「据え置き」していると言える。この点、BPS の記載要件に関し、PFA は過去に作成された長期的目標から変更がない場合には、予測との整合性等に問題があろうとも特にその説明を義務付けるものではないため、このような政府の対応は法的には (PFA の規定上は) 問題はないことになる。以上より、様々な問題が指摘できるところであるが、一と評価した。)

F-2: - (p. 15 には、“Table A1 sets out the revised short-term intentions if the government were to take no action.”とあり、改定を行ったものの、Table A1 に記載されている BPS2009 の短期的狙いは、言わば現政権 (FSR2008 は旧政権により作成されている) の政策的意向を反映したものではない。この点、“revised” との文言を用いられてはいるものの、趣旨としては “In the 2009 Fiscal Strategy Report we will set new fiscal objectives.” とあることから F-1 の変化と同様短期的狙いを「据え置き」しているように思われる。したがって、こちらも様々な問題が指摘できるところであるが、一と評価した。なお、「据え置き」した長期的目標及び短期的狙いについては、“The updated forecasts and projections are not consistent with the long-term objectives set out by the previous Government in the 2008 Fiscal Strategy Report and are not consistent with the Government’s intentions.” (p. 11) と評されている。

・ BPS2010

E-1: ✓ (p. 2 の “introduction” には、“…the Government’s main priority is to get the economy growing in a sustainable fashion. While fighting the recession, the Government has also been planning ahead for the next phase – a permanent lift in growth rates.” とあり、これが包括的目標にあたるものと思われる。)

E-2: ✓ (F-1 での引用に続き、“Six key areas have been identified as opportunities to lift growth. These are investment in productive infrastructure; removing red tape and improving regulation; supporting business innovation and trade; lifting skills…” とある。これらが、政府が焦点を当てる政策分野にあたるものと思われる。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 15) の支出に関する項目において、“This assumes a new operating allowance of \$1.1 billion per annum for the 2010 Budget, growing at 2% for Budgets thereafter (GST exclusive).” とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)

F-1: - (FSR2009 から変更なし (p. 14)。)

F-2: ✓ (財政ポジションの変化を踏まえた改定について言及あり。TableA2 (p. 15) より変更点を確認

できる。p. 14 に短期的狙いは長期的目標と整合的である旨記載されている。整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる（財政収支等の指標）。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 14) から長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.”（類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる）とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高（net debt）対 GDP 比を一貫して 40%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 30%程度に戻し、以降は 20%に近い水準とすることとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。）

・ BPS2011

- E-1: ✓（報告書の冒頭、過去 2 年間の予算の特徴を述べた上で、”Budget 2011 will continue our focus on ensuring balanced and sustainable economic growth, while delivering on our commitment to responsible fiscal management.” (p. 1) とあり、これが包括的目標にあたるものと思われる。）
- E-2: ✓（報告書の冒頭、”Budget 2011 will continue to focus on six key policy areas: the tax system; public sector performance; education and skills; science innovation and trade; the regulatory environment; and productive infrastructure.” (p. 1) とあり、加えて、これらの政策分野に焦点を当てることが 2009 年から公表されている旨の記述がある (p. 5)。）
- E-3: ✓（pp. 8-11 にかけて、短期的狙いの内容が説明され（”Short-term intentions” (p. 8) 以下の記述）、また、予算案がいかに財政戦略と関係しているのかにつき議論がある（”Achieving the fiscal strategy” (p. 9) 以下の記述）。また、TableA2 (p. 13) の支出に関する項目において、”This assumes a new operating allowance of \$1.12 billion per annum, continuing to grow at 2% for Budgets thereafter (GST exclusive).”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明を確認できる。）
- F-1: —（FSR2010 から変更なし (p. 12)。）
- F-2: ✓（財政予測の変化に伴う改定について言及あり。TableA2 (p. 13) より変更点を確認できる。p. 12 に短期的狙いは長期的目標と整合的である旨記載されている。整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる（財政収支等の指標）。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 12) から長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.”（類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる）とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高（net debt）対 GDP 比を一貫して 40%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 30%程度に戻し、以降は 20%に近い水準とすることとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び

原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

BPS2012

E-1: ✓ (p. 3 冒頭に” The Government has a comprehensive policy agenda, which will guide Budget priorities over the parliamentary term.” とあり、以下、議会期における優先すべき事項が4つ挙げられ (“Responsibly managing the Government’s finances”等)、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 3-10)。(包括的目標と焦点を当てる政策分野の分類は曖昧であるが、具体化された記述が後者であるものと思われる。)具体的な中身は異なるものの、上記4つの優先事項は BPS2013~BPS2017 でも確認でき、この期間同一の包括的目標が設定されていたものと思われる。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 13) の支出に関する項目において、”This assumes a new operating allowance of \$800 million per annum for Budgets 2012 and 2013, then returning to \$1.19 billion, growing at 2% for Budgets thereafter (GST exclusive).”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)

F-1: — (FSR2011 から変更なし (p. 12)。)

F-2: ✓ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり。TableA2 (p. 13) より変更点を確認できる。p. 12 に短期的狙いは長期的目標と整合的である旨記載されている。整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる(財政収支等の指標)。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 12) から長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.”(類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる)とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 20%ほどの水準とすることとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

BPS2013

E-1: ✓ (詳細は BPS2012 を参照。議会期における優先すべき事項が4つ挙げられ、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 3-9)。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 12) の支出に関する項目において、”This assumes a new operating allowance of \$800 million for Budget 2013, increasing to \$1.19 billion in Budget 2014 and growing at 2% for Budgets thereafter (GST exclusive) .”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)

F-1: — (FSR2012 から変更なし (p. 11).)

F-2: ✓ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり。TableA2 (p. 12) より変更点を確認できる。長期的目標と間の整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる (財政収支等の指標)。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 11) から長期的目標と原則と間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 35% を下回る水準とし、2020 年までに 20%程度水準とすることとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

BPS2014

E-1: ✓ (詳細は BPS2012 を参照。議会期における優先すべき事項が 4 つ挙げられ、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 3-12).)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 14) の支出に関する項目において、”This assumes a new operating allowance of \$1 billion for Budget 2014, growing at 2 per cent for Budgets thereafter (GST exclusive) .”とあり予算案と短期的狙いと間の整合性に関する一定の説明を確認できる。)

F-1: — (FSR2013 から変更なし (p. 13).)

F-2: ✓ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり。TableA2 (p. 14) より変更点を確認できる。長期的目標と間の整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる (財政収支等の指標)。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 13) から長期的目標と原則と間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるとしても、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を一貫して 35% を下回る水準とし、2020 年までに 20%程度水準とすることとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

BPS2015

E-1: ✓ (詳細は BPS2012 を参照。議会期における優先すべき事項が 4 つ挙げられ、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 7-11).)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 14) の支出に関する項目において、”This assumes new operating allowances over

the Parliamentary term of \$1 billion in Budgets 2015 and 2016, and \$2.5 billion in Budget 2017.”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。また、“Budget 2015 accords with these short-term fiscal intentions.” (p. 13) と述べられている。

F-1: - (FSR2014 から変更なし (p. 13)。)

F-2: ✓ (実質的な変更はない (“substantially unchanged”) とした上で、他方で財政予測の改定に伴う微細な変更 (“minor changes”) を行った旨述べられている。この点、このことが 26M(3)(b)が規定する整合性の説明の要請の契機たる短期的狙いの変更にあたるか判断が難しいが、ここでは変更にあたることとし (したがって-とは評価せず)、以下、26M(3)(b)の要件を充足しているか検討することとする。まず、TableA2 (p. 14) より変更点を確認できる。長期的目標との間の整合性に関する具体的な記述は、TableA2 の内容から確認できる (財政収支等の指標)。また、短期的狙いが原則といかに整合的であるか直接の説明があるわけではないが、長期的目標と原則が整合的である旨記載されており、かつ、長期的目標の内容についてまとめた TableA1 (p. 13) から長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を “Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 2020 年までには 20%ほどの水準まで減少させ、それ以降は景気循環に従い 10~20%の水準を維持することとしている。この点、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

F-3: - (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

BPS2016

E-1: ✓ (詳細は BPS2012 を参照。議会期における優先すべき事項が 4 つ挙げられ、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 4-5)。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 8) の支出に関する項目において、“This assumes a new operating allowance of \$1 billion in Budget 2016, \$2.5 billion in Budget 2017 and \$1.5 billion from Budget 2018.”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)

F-1: ✓ (FSR2015 の内容から、財政状況の変化に対応するために債務残高に関する目標を改定した旨言及あり (p. 7)。TableA1 (p. 7) に変更後の目標がまとめられている。長期的目標と短期的狙いは互いに整合的であり、かつ、責任ある財政運営の原則とも整合的であるとの記述がある。TableA1 からその具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を “Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を 0~20%の水準まで減少させることとしている。これらの点を踏まえると、長期的目標及び原則の両者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価し

た。)

F-2: ✓ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり (p. 7-8)。TableA2 (p. 8) より変更点を確認できる。F-1 で述べたように、短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの説明がある。長期的目標との関係性については TableA2 から確認できる。また、原則との関係性については、F-1 で述べたような長期的目標と原則との間の関係性から確認することができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

F-3: - (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

BPS2017

E-1: ✓ (詳細は BPS2012 を参照。議会期における優先すべき事項が4つ挙げられ、各事項についてそれぞれ具体的に後述されている (pp. 6-8)。)

E-2: ✓ (E-1 の評価に基づく。)

E-3: ✓ (TableA2 (p. 10) の支出に関する項目において、“This assumes new operating allowances of \$1.5 billion per annum in Budgets 2017 to 2020.”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明を確認できる。)

F-1: - (FSR2016 から変更なし (p. 9)。)

F-2: ✓ (財政予測の変化に伴う改定について言及あり。TableA2 (p. 10) より変更点を確認できる。P. 9 に、長期的目標と短期的狙いは互いに整合的であり、かつ、責任ある財政運営の原則とも整合的であるとの記述がある。長期的目標との関係性については TableA2 から確認できる。また、原則との関係性については、TableA1 (p. 9) の長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明から間接的に確認できる。例えば、債務残高の目標を“Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net debt) 対 GDP 比を0~20%の水準まで減少させることとしている。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の3者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

F-3: - (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

BPS2018

E-1: ✓ (“The Speech from the Throne sets out the Government’s overarching policy goals for the next three years.” (p. 7) とあり、以下、包括的目標が記載されている。)

E-2: ✓ (pp. 7-8 にかけて当年度予算案により優先的に取り組む政策分野について記述がある。)

- E-3: ✓ (TableA2 (pp. 19-20) の支出に関する項目において、”This assumes new operating allowances of \$2.6 billion per year in Budget 2018 and \$1.875 billion per year in each budget thereafter.”とあり予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)
- F-1: ✓ (FSR2017 の内容から、新政府の財政戦略を反映し改定した旨言及あり (p. 18)。TableA1 (p. 18) に変更後の目標がまとめられている。長期的目標と短期的狙いは互いに整合的であり、かつ、責任ある財政運営の原則とも整合的であるとの記述がある。TableA1 からその具体的な説明を確認できる。例えば、債務残高の目標を”Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a)及び(b)でも確認できる) とした上で、債務残高 (net core Crown debt) 対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持することとしている。これらの点を踏まえると、長期的目標及び原則の両者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- F-2: ✓ (FSR2017 の内容から、政府の新たな財政戦略を反映し改定した旨言及あり (p. 18)。TableA2 (pp. 19-20) より変更点を確認できる。F-1 で述べたように、短期的狙いは長期的目標及び責任ある財政運営の原則と整合的であるとの説明がある。長期的目標との関係性については TableA2 から確認できる。また、原則との関係性については、F-1 で述べたような長期的目標と原則との間の関係性から確認することができる。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)
- F-3: ✓ (p. 12 にある”Strategy for Managing Expenses, Assets and Liabilities” 以下の内容から、戦略の変更があったことが窺える。この点、資産や債務の管理の在り方に関する詳細な検討を確認できる。)

BPS2019

- E-1: ✓ (Figure 14 “Setting priorities for the Wellbeing Budget” (p. 19) において、”the Government’s overarching and long-term policy priorities”により、当年度予算案における優先事項が策定されている旨記述がある。)
- E-2: ✓ (“Budget Priorities” (pp. 19-21) に詳細な記述あり。)
- E-3: ✓ (“Setting Budget Allowances” (pp. 25-26) に”The total levels of additional investment are consistent with the Government’s target of reducing net core Crown debt to 20 per cent of GDP within five years of taking office and the Government’s short-term fiscal intentions.”とあり、整合性が説明されている。また、TableA2 (pp. 28-29) の支出に関する項目において、”This assumes new operating allowances of \$2.4 billion per year in Budgets 2019 – 2022.”とあり、こちらについても予算案と短期的狙いとの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。)
- F-1: — (FSR2018 から変更なし (p. 27))
- F-2: — (“The Government’s short-term fiscal intentions (in Table A2 below) have not changed since the FSR 2018.” (p. 27) とある。評価の基準はあくまで報告書にどのように記載されているのかであり、実際に変化が見られるのかではない。したがって、本項目は評価の対象としないこ

としたが、過去の基準に従えば改定として捉えられるようにも思える（微細な変化ではあるものの、準拠する債務残高等に関する数値は少なくとも改められている）。事実、BPS2015 では概して“substantially unchanged”と評される一方で、これらの点が“minor changes”として取り扱われていることを重視し、採点の対象とすることとした。）

F-3: - (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

BPS2020

E-1: ✓ (p. 4 “Wellbeing Budget Priorities” において、“The Wellbeing Budget 2020 priorities were selected using a collaborative and evidence-based approach.”との文言とともに5つの優先的政策分野の決定に至った経緯が述べられている。PFA のいう “goal” とは異なるかもしれないが、予算作成の指針と考えることもできるため、✓と評価した。)

E-2: ✓ (p. 1 “Executive Summary” において、“Budget 2020 priorities” として5つの優先的政策分野が挙げられている。)

E-3: ✓ (p. 7 “Budget Allowance” において、“The total levels of additional investment and current baselines in the Budget are consistent with… the Government’s short-term fiscal intentions.”との文言とともに、予算案と短期的狙いの間の整合性に関する一定の説明が確認できる。また、p. 31 に The Treasury’s latest forecasts show that Budget 2020 will be consistent with the Government’s short-term fiscal intentions.”とあり、TableA2 (pp. 32-33) の内容からその事実関係を概ね確認できる。)

F-1: - (FSR2019 から変更なし (p. 31))

F-2: ✓ (債務残高を対 GDP 比で 15~25% の水準に維持し、財政予測の変化に対応するための改定について言及あり (p. 31)。TableA2 (pp. 32-33) より変更点を確認できる。P. 32 に、長期的目標と短期的狙いは互いに整合的であり、かつ、責任ある財政運営の原則とも整合的であるとの記述がある。長期的目標との関係性については TableA2 から確認できる。また、原則との関係性については、TableA1 (p. 13) の長期的目標と原則との間の整合性についての具体的な説明から間接的に確認できる。例えば、債務残高の目標を “Manage total debt at prudent levels.” (類似の記述は PFA の 26G(1)(a) 及び (b) でも確認できる) とした上で、債務残高 (net core Crown debt) 対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20% まで減少させ、その後賢明な水準を維持することとしている。また、net core Crown debt の賢明な水準とは、対 GDP 比で 15~25% であるとする。したがって、短期的狙い、長期的目標、及び原則の 3 者間の整合性が一定程度具体的に示されていると評価した。)

F-3: - (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

BPS2021

- E-1: ✓ (p. 1 に” The Labour Government’s overarching policy goals for the next three years are…”とあり、以下、3つの包括的目標が述べられている。)
- E-2: ✓ (p. 2 に” The Budget 2021 priorities recognise these factors. The priorities are…”とあり、以下、4つの優先的政策分野が挙げられている。)
- E-3: ✓ (“Budget 2021 will accord with the short-term intentions referred to in the most recent FSR after incorporating the amended short-term operating balance intention…” (p. 24) とあり、同頁の Table5 において整合性について一定の記載が確認できる。(短期的狙いの一部内容が Covid-19 による世界的な経済危機に対応するため原則から逸脱した内容となっているものと思われる、この点例えば支出に関する狙いは原則に基づくものと比べて曖昧な内容となっている点には注意が必要である。))
- F-1: △ (“operating balance”の項目に関し、FSR2020 の内容から改定した旨言及あり (p. 23)。改定後の目標は Table5 (p. 24) に明記されている。(なお、FSR2020 を参照すると、実際にはこれ以外にも変更したと思われる内容が確認できる。) 一方で、長期的目標と責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する説明は曖昧であると言わざるを得ない。財政収支に関する短期的狙いについては、原則からの一時的な逸脱について規定した 26G(2)を適用する旨記載されているが (p. 23)、財政収支に関する長期的目標と原則との間の整合性については明示的な説明は確認できない。関連する記述が全くないわけではないが (Table5 の内容等)、原則との関係性が明瞭とは言えないことから△と評価した。
- F-2: △ (“operating balance”の項目に関し、FSR2020 の内容から改定した旨言及あり (p. 23)。改定後の目標は Table5 (p. 24) に明記されている。(なお、FSR2020 を参照すると、実際にはこれ以外にも変更したと思われる内容が確認できる。) 短期的狙い (財政収支関係) と責任ある財政運営の原則との間の整合性に関する説明は一定程度確認できる。すなわち、新型コロナウイルスによる経済ショック等に対応するため 26G(2)を適用し、原則からの一時的な逸脱を行う (財政予測より、来る 10 年以内には OBEGAL をプラスにすることができる見通しであるとする) 旨説明がある (pp. 23-24)。一方で、財政収支に関する長期的目標及び短期的狙いは Table5 において比較することができ、この点、整合性が示唆されるものであるが、F-1 で論じたように、長期的目標と原則の間の整合性について明確な説明がない以上、当該目標と狙いの間の整合性に関しても明瞭とは言えない。したがって、△と評価した。
- F-3: — (用語検索 (“strategy”, “expenditure”, “assets”, “liabilities”等) を行い、かつ記述内容を総合的に検討した結果、戦略の変更はないものと評価した (少なくとも、戦略の変更に関する明確な記述は確認できなかった。))

別図表 3-1 FSR/BPSにおける債務に関するLTO/STIの変遷

FSR/BPS	長期的目標 (LTO)	短期的狙い (STI)
FSR2005	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を長期に渡り徐々に減少させ、2015年より前に20%以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Gross sovereign-issued debt" は 2008/09 会計年度には対 GDP 比で 20.2% となる見込み。
BPS2006	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を長期に渡り徐々に減少させ、2015年より前に20%以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Gross sovereign-issued debt" は 2009/10 会計年度には対 GDP 比で 19.3% となる見込み。
FSR2006	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を今後 10 年間、20%前後に安定させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Total debt" は 2009/10 会計年度には対 GDP 比で 21.4% となる見込み。 ・ "Gross sovereign-issued debt" は 2009/10 会計年度には対 GDP 比で 19.4% となる見込み。
BPS2007	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を今後 10 年間、20%前後に安定させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Total debt" は 2010/11 会計年度には対 GDP 比で 25.0% となる見込み。 ・ "Gross sovereign-issued debt" は 2010/11 会計年度には対 GDP 比で 20.7% となる見込み。
FSR2007	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を今後 10 年間、20%前後に安定させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Total debt (including Reserve Bank settlement cash)" は 2010/11 会計年度には対 GDP 比で 25.3% となる見込み。 ・ "Gross sovereign-issued debt including net settlement cash" は 2010/11 会計年度には対 GDP 比で 21.8% となる見込み。"Net settlement cash" を除いた場合、18.8% となる見込み。
BPS2008	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ "Gross sovereign-issued debt" 対 GDP 比を今後 10 年間、20%前後に安定させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ "Total debt (including Reserve Bank settlement cash)" は 2011/12 会計年度には対 GDP 比で 24.7% となる見込み。 ・ "Gross sovereign-issued debt including net settlement cash" は 2011/12 会計年度には対 GDP

		比で 18.6% となる見込み。”Net settlement cash”を除いた場合、15.6% となる見込み。
FSR2008	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・ ”Gross sovereign-issued debt” 対 GDP 比を今後 10 年間、20%前後に安定させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ “Total debt (including Reserve Bank settlement cash)” は 2011/12 会計年度には対 GDP 比で 25.9% となる見込み。 ・ ”Gross sovereign-issued debt including net settlement cash” は 2011/12 会計年度には対 GDP 比で 19.6% となる見込み。”Net settlement cash”を除いた場合、16.8% となる見込み。
BPS2009	(FSR2008 から変更はなく、FSR2009 で新たに長期的目標が設定されると述べられており、長期的目標は記載されていない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ “Total debt (including Reserve Bank settlement cash)” は 2012/13 会計年度には対 GDP 比で 43.6% となる見込み。 ・ ”Gross sovereign-issued debt including net settlement cash” は 2012/13 会計年度には対 GDP 比で 36% となる見込み。”Net settlement cash”を除いた場合、33.1% となる見込み。
FSR2009	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・ “net debt” 対 GDP 比を一貫して 40%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 30%程度に戻し、以降は 20%に近い水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ “Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ” は 2012/13 会計年度には対 GDP 比で 45% となる見込み。 ・ “Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)” は 2012/13 会計年度には対 GDP 比で 30.9%となる見込み。
BPS2010	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ “Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ” は 2013/14 会計年度には対 GDP 比で 38.8% となる見込み。 ・ “Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances) ” は 2013/14 会計年度には対 GDP 比で 29%となる見込み。

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を一貫して40%を下回る水準とし、2020年初頭までに30%程度に戻し、以降は20%に近い水準とすること。 	
FSR2010	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・“net debt”対 GDP 比を一貫して40%を下回る水準とし、2020年初頭までに20%程度に戻し、以降は20%ほどの水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は2013/14会計年度には対GDP比で35.3%となる見込み。 ・“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は2013/14会計年度には対GDP比で26.5%となる見込み。
BPS2011	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・“net debt”対 GDP 比を一貫して40%を下回る水準とし、2020年初頭までに20%程度に戻し、以降は20%ほどの水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は2014/15会計年度には対GDP比で36.9%となる見込み。 ・“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は2014/15会計年度には対GDP比で28.5%となる見込み。
FSR2011	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は2014/15会計年度には対GDP比で37.2%となる見込み。 ・“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は2014/15会計年度には対GDP比で29.6%となる見込み。

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 20%程度に戻し、以降は 20%ほどの水準とすること。 	
BPS2012	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファーとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・“net debt”対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年初頭までに 20%程度に戻し、以降は 20%ほどの水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2015/16 会計年度には対 GDP 比で 36.9% となる見込み。 ・“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2015/16 会計年度には対 GDP 比で 28.6%となる見込み。
FSR2012	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファーとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・“net debt”対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年までに 20%程度に戻し、以降は 20%ほどの水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2015/16 会計年度には対 GDP 比で 35.1% となる見込み。 ・“Core Crown net debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2015/16 会計年度には対 GDP 比で 27.7%となる見込み。
BSP2013	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファーとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2016/17 会計年度には対 GDP 比で 39.1% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2016/17 会計年度には対 GDP 比で 29.3%となる見込み。

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年までに 20%程度に戻し、以降は 20%ほどの水準とすること。 	
FSR2013	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・短期・中期的には経済財政ショックに対応するための債務の増加が堅実であるが、いずれは将来のショックのためのバッファとなる水準にまで債務の水準を戻さなければならない。 ・“net debt”対 GDP 比を一貫して 35%を下回る水準とし、2020 年までに 20%程度に戻し、以降は 20%ほどの水準とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2016/17 会計年度には対 GDP 比で 38.8% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2016/17 会計年度には対 GDP 比で 27.3%となる見込み。
BPS2014	<p>(FSR2013 と同じとの記述があり、長期的目標は記載されていない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2017/18 会計年度には対 GDP 比で 33.2% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2017/18 会計年度には対 GDP 比で 22.3%となる見込み。
FSR2014	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年までに 20%程度にまで減少させること。 ・2020 年以降は、景気循環に従い 10～20%の水準を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2017/18 会計年度には対 GDP 比で 34.0% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2017/18 会計年度には対 GDP 比で 23.8%、2019/20 会計年度には 20.0%となる見込み。
BPS2015	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年までに 20%程度にまで減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 31.0% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and

	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年以降は、景気循環に従い10～20%の水準を維持すること。 	<p>advances) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 22.5%となる見込み。</p>
FSR2015	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年までに 20%程度にまで減少させること。 ・2020年以降は、景気循環に従い10～20%の水準を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 31.4% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 22.9%、2019/20 会計年度には 20.9%、2020/21 会計年度には 19.7%となる見込み。
BPS2016	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 0～20%の水準となるよう減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年には 20%前後となるよう減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 33.5% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 25.6%、2019/20 会計年度には 24.0%、2020/21 会計年度には 21.9%となる見込み。
FSR2016	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 0～20%の水準となるよう減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年には 20%前後となるよう減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 30.4% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 23.1%、2019/20 会計年度には 20.8%、2020/21 会計年度には 19.3%となる見込み。
BPS2017	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 0～20%の水準となるよう減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“net debt”対 GDP 比を 2020 年には 20%前後となるよう減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 28.8% となる見込み。

		<ul style="list-style-type: none"> ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2018/19 会計年度には対 GDP 比で 22.2%、2019/20 会計年度には 20.3%、2020/21 会計年度には 18.8%となる見込み。
FSR2017	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net debt”対 GDP 比を 10～15%の水準となるよう減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net debt”対 GDP 比を 2020 年には 20%前後、2025 年までには 10～15%となるよう減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2020/21 会計年度には対 GDP 比で 26.3% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 20.6%、2020/21 会計年度には 19.3%となる見込み。また、2024/25 会計年度には 13.3%、2025/26 には 11.8%となると予測されている。
BPS2018	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2021/22 会計年度には対 GDP 比で 27.1% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 21.9%、2020/21 会計年度には 20.8%、2021/22 会計年度には 19.3%となる見込み。
FSR2018	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2021/22 会計年度には対 GDP 比で 27.3% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 20.6%、2020/21 会計年度には 20.2%、2021/22 会計年度には 19.1%となる見込み。

BPS2019	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2022/23 会計年度には対 GDP 比で 25.4% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 20.7%、2020/21 会計年度には 20.1%、2021/22 会計年度には 19.0%となる見込み。
FSR2019	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比の賢明な水準とは、15～25%であるとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させること。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2022/23 会計年度には対 GDP 比で 26.9% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 20.4%、2020/21 会計年度には 20.7%、2021/22 会計年度には 19.9%、2022/23 会計年度には 18.7%となる見込み。
BPS2020	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させ、その後賢明な水準を維持すること。 ・“net core Crown debt”対 GDP 比の賢明な水準とは、15～25%であるとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・”net core Crown debt”対 GDP 比を政権発足 5 年以内に 20%まで減少させること。引き続き、賢明な水準たる 15～25%を維持する。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve Bank settlement cash and Reserve Bank bills)”は 2023/24 会計年度には対 GDP 比で 28.2% となる見込み。 ・“Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances)”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 19.6%、2021/22 会計年度には 21.5%、2023/24 会計年度には 19.6%となる見込み。
FSR2020	<ul style="list-style-type: none"> ・総債務が賢明な水準となるように管理すること。 ・政府は“net core Crown debt”をまず安定させたいうえで、長期にわたり賢 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスと戦い、その衝撃を吸収し、NZ 経済を回復させるため、“net core Crown debt”の水準を短期的に高くすることを認める。 ・“Gross sovereign-issued debt (including Reserve

	<p>明な水準へと減少させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ net core Crown debt の賢明な水準とは、持続可能な制限の中に収まる水準であり、かつ、将来のショックに対してバッファーとなるものである。 	<p>Bank settlement cash and Reserve Bank bills) ”は 2023/24 会計年度には対 GDP 比で 74.0% となる見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “Net core Crown debt (excluding NZS Fund and advances) ”は 2019/20 会計年度には対 GDP 比で 30.2%、2021/22 会計年度には 49.8%、2023/24 会計年度には 53.6%となる見込み。
BPS2021	<ul style="list-style-type: none"> ・ ”net core Crown debt”対 GDP 比を 2020 年半ばまでに安定化させ、その後条件が許せば減少させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスと戦い、その衝撃を吸収し、NZ 経済を回復させるため、”net core Crown debt”の水準を短期的に高くすることを認める。
FSR2021	<p>(“remain unchanged” とし、BPS2021 の内容が記載されている。)</p>	<p>(“remain unchanged” とし、BPS2021 の内容が記載されている。)</p>

別図表 3-2 FSR/BPSにおける財政収支に関するLTO/STIの変遷

FSR/BPS	長期的目標 (LTO)	短期的狙い (STI)
FSR2005	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2005年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBERAC基準での財政収支(NZ年金基金の純収益を除く)は対GDP比で3%となる見通しであり、これは財政収支の長期的目標と整合的である
BPS2006	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2006年度予算及びその後3年間の予算に基づく、OBERAC基準での財政収支(NZ年金基金の純収益を除く)は対GDP比で2%となる見通しであり、これは財政収支の長期的目標と整合的である
FSR2006	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2006年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBERAC基準での財政収支(NZ年金基金の純収益を除く)は対GDP比で2%となる見通しであり、これは財政収支の長期的目標と整合的である
BPS2007	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2007年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBERAC基準での財政収支(NZ年金基金の純収益を除く)は対GDP比で3.1%となる見通しであり、これは財政収支の長期的目標と整合的である
FSR2007	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2007年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBEGAL基準での財政収支(NZ年金基金の歳入を除く)は対GDP比で2007/08年には3.4%となり、2010/11年までには1.7%まで減少する見通しである ・これは財政収支の長期的目標と整合的である
BPS2008	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2008年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBEGAL基準での財政収支(NZ年金基金の歳入を除く)は対GDP比で2007/08年には3.6%となり、2011/12年までには1.7%まで減少する見通しである ・これは財政収支の長期的目標と整合的である
FSR2008	・年金拠出に関する要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的であるために十分な値となるよう、財政収支を景気循環平均で黒字化すること	・2008年度予算及びその後2年間の予算に基づく、OBEGAL基準での財政収支(NZ年金基金の歳入を除く)は対GDP比で2008/09年には0.7%となり、2011/12年までには0.1%まで減少する見通しである ・これは財政収支の長期的目標と整合的である

BPS2009	(FSR2008 から変更はなく、FSR2009 で新たに長期的目標が設定されると述べられており、長期的目標は記載されていない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年度予算及びその後 2 年間の予算に基づく と、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2008/09 年には-0.6%となり、2012/13 年までには-6.3%まで減少する見通しである
FSR2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年度予算に基づく、財政収支の赤字は対 GDP 比で 2009/10 年には 3.3%となり、2012/13 年には 2.9%となる見通しである ・ この赤字の減少は、財政収支の長期的目標と整合的である
BPS2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年度予算に基づく、財政収支の赤字は対 GDP 比で 2010/11 年には 2.6%となり、2013/14 年には 1.2%となる見通しである ・ この赤字の減少は、財政収支の長期的目標と整合的である
FSR2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年度予算に基づく、財政収支の赤字は対 GDP 比で 2011/12 年には 3.5%となり、2013/14 年には 0.3%となる見通しである ・ この赤字の減少は、財政収支の長期的目標と整合的である
BPS2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年度予算に基づく、財政収支の赤字は対 GDP 比で 2011/12 年には 1.9%となり、財政収支（黒字）は 2014/15 年には 1.1%となる見通しである ・ これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・ 我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2015/16 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである
FSR2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2015/16 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・ 2011 年度予算に基づく、財政収支の赤字は対 GDP 比で 2011/12 年には 3.5%となり、財政収支（黒字）は 2014/15 年には 1.9%となる見通しである ・ これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・ OBEGAL 基準での 2011/12 年の財政収支の赤字

		は対 GDP 比で 4.7%となる見通しである。
BPS2012	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・2012 年度予算に基づく、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2012/13 年には-2.6%となり、2014/15 年には 0.2%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2012/13 年には対 GDP 比で-1.5%となる見通しである
FSR2012	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・2012 年度予算に基づく、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2012/13 年には-3.6%となり、2014/15 年には 0.1%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2012/13 年には対 GDP 比で-2.6%となる見通しである
BSP2013	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・2013 年度予算に基づく、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2013/14 年には-0.9%となり、2014/15 年には 0.0%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2013/14 年には対 GDP 比で 0.0%となる見通しである
FSR2013	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・2013 年度予算に基づく、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2013/14 年には-0.9%となり、2014/15 年には 0.0%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2013/14 年に

		は対 GDP 比で 0.2%となる見通しである
BPS2014	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・2014 年度予算に基づく、OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2013/14 年には-1.0%となり、2014/15 年には 0.0%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2014/15 年には対 GDP 比で 1.3%となる見通しである
FSR2014	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2013/14 年には-1.1%となり、2014/15 年には 0.2%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2014/15 年には対 GDP 比で 1.3%となる見通しである
BPS2015	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、2014/15 年に OBEGAL を黒字化することである ・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2014/15 年には-0.2%となり、2015/16 年には 0.2%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2014/15 年には対 GDP 比で 0.8%となる見通しである
FSR2015	・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・我々の狙いは、重大なショックの可能性を加味しつつ遅くとも 2014/15 年までに、可能な限り早く OBEGAL を黒字化することである ・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2014/15 年には-0.3%となり、2015/16 年には 0.1%となり、2018/19 年には 1.3%となる見通しである ・これは、財政収支の長期的目標と整合的である ・財政収支 (OBEGAL ではない) は、2018/19 年には対 GDP 比で 2.3%となる見通しである

BPS2016	<p>・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと</p>	<p>・我々の狙いは、ドル建ての net core Crown debt が減少し始めるように OBEGAL の黒字化を維持することである（重大なショックの可能性は考慮に入れる）</p> <p>・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2015/16 年には-0.2%となり、2016/17 年には 0.1%となり、2019/20 年には 1.7%となる見通しである</p> <p>・これは、財政収支の長期的目標と整合的である</p> <p>・財政収支（OBEGAL ではない）は、2019/20 年には対 GDP 比で 2.6%となる見通しである</p>
FSR2016	<p>・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を実現すること</p>	<p>・我々の狙いは、ドル建ての net core Crown debt が減少し始めるように OBEGAL の黒字化を維持することである（重大なショックの可能性は考慮に入れる）</p> <p>・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2015/16 年には 0.3%となり、2016/17 年には 0.3%となり、2019/20 年には 2.2%となる見通しである</p> <p>・これは、財政収支の長期的目標と整合的である</p> <p>・財政収支（OBEGAL ではない）は、2019/20 年には対 GDP 比で 3.2%となる見通しである</p>
BPS2017	<p>・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと</p>	<p>・我々の狙いは、ドル建ての net core Crown debt が減少し始めるように OBEGAL の黒字化を維持することである（重大なショックの可能性は考慮に入れる）</p> <p>・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2016/17 年には 0.2%となり、2017/18 年には 1.2%となり、2020/21 年には 2.7%となる見通しである</p> <p>・これは、財政収支の長期的目標と整合的である</p> <p>・財政収支（OBEGAL ではない）は、2020/21 年には対 GDP 比で 3.8%となる見通しである</p>
FSR2017	<p>・年金拠出等の政府の支出要件を満たし、かつ債務に関する目標と整合的となるように、財政収支を黒字に戻すこと</p>	<p>・我々の狙いは、ドル建ての net core Crown debt が減少し始めるように OBEGAL の黒字化を維持することである（重大なショックの可能性は考慮に入れる）</p> <p>・OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2016/17 年には 0.6%となり、2017/18 年には 1.0%</p>

		<p>となり、2020/21年には2.2%となる見通しである</p> <ul style="list-style-type: none"> これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支（OBEGALではない）は、2020/21年には対GDP比で3.3%となる見通しである
BPS2018	<p>・政府は、景気循環を通して持続可能な財政収支の黒字化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、政権発足後5年以内に、純債務が対GDP比で20%まで減少するようなOBEGALを実現することである OBEGAL基準での財政収支は対GDP比で2017/18年には0.9%となり、2019/20年には1.6%となり、2021/22年には2.5%となる見通しである これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支（OBEGALではない）は、2021/22年には対GDP比で3.8%となる見通しである
FSR2018	<p>・政府は、景気循環を通して持続可能な財政収支の黒字化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、政権発足後5年以内に、純債務が対GDP比で20%まで減少するようなOBEGALを実現することである OBEGAL基準での財政収支は対GDP比で2017/18年には1.1%となり、2019/20年には1.7%となり、2021/22年には2.1%となる見通しである これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支（OBEGALではない）は、2021/22年には対GDP比で3.3%となる見通しである
BPS2019	<p>・政府は、景気循環を通して持続可能な財政収支の黒字化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、政権発足後5年以内に、純債務が対GDP比で20%まで減少するようなOBEGALを実現することである OBEGAL基準での財政収支は対GDP比で2018/19年には0.6%となり、2021/22年には2.2%となり、2022/23年には2.3%となる見通しである これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支（OBEGALではない）は、2022/23年には対GDP比で3.6%となる見通しである
FSR2019	<p>・政府は、景気循環を通して持続可能な財政収支の黒字化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、政権発足後5年以内に、純債務が対GDP比で20%まで減少するようなOBEGALを実現することである OBEGAL基準での財政収支は対GDP比で2018/19年には1.2%となり、2021/22年には1.3%

		<p>となり、2022/23年には1.7%となる見通しである</p> <ul style="list-style-type: none"> これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支 (OBEGAL ではない) は、2022/23年には対 GDP 比で 3.0%となる見通しである
BPS2020	<p>・政府は、景気循環を通して持続可能な財政収支の黒字化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、政権発足後5年以内に、純債務が対 GDP 比で 20%まで減少するような OBEGAL を実現し、その後賢明な水準 (対 GDP 比で 15-25%) を維持することである OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2019/20年には-0.3%となり、2023/24年には1.5%となる見通しである これは、財政収支の長期的目標と整合的である 財政収支 (OBEGAL ではない) は、2023/24年には対 GDP 比で 2.8%となる見通しである
FSR2020	<p>・政府は、長期において OBEGAL を黒字に戻し、その後財政収支を債務に関する財政目標と整合的になるよう維持する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我々の狙いは、短期においては新型コロナウイルスと戦い、その衝撃を吸収し、NZ 経済を回復させるために財政赤字となるような財政運営を行うことである。これは、パンデミック前の net core Crown debt が低い水準であるため可能である OBEGAL 基準での財政収支は対 GDP 比で 2019/20年には-9.6%となり、2023/24年には-1.3%となる見通しである
BPS2021	<p>・政府は、債務に関する長期的目標と整合的となるよう財政収支を管理する</p>	<p>・政府は、NZ の経済回復を確実なものとするために財政政策を行い、(経済財政) 予測の範囲において財政赤字を削減する</p>
FSR2021	<p>・政府は、債務に関する長期的目標と整合的となるよう財政収支を管理する</p>	<p>・政府は、NZ の経済回復を確実なものとするために財政政策を行い、(経済財政) 予測の範囲において財政赤字を削減する</p>